は間、距離（　）内は里一町を以て示す）

距離及支出額																不用額	合計		着手年月	竣功年月
四年度		大正五年度		大正六年度		大正七年度		大正八年度												
距離	支出額	距離	支出額	距離	支出額	距離	支出額	距離	支出額	距離	支出額	距離	支出額	距離	支出額		距離	支出額		
未	円	未	円	未	円	未	円	未	円	未	円	未	円	未	円	円				
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、三四・六（七-〇七）	三、八九七、〇〇〇	明治四十五年四月	大正二年八月
一五〇、三三・七（九-〇三）	一五〇、三三一、四九〇	一八、〇九〇・〇（四-一一）	四七、四六六、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、一五〇・〇（一七-一四）	三、〇一二、四〇〇	大正三年三月	同　六年三月
—	一一、三五〇、一一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、一五四・四（八-〇三）	五、〇〇〇、〇一〇	同　三年七月	同　五年三月
—	—	七〇、六〇〇・九（一八-〇〇）	四、一七三、三三〇	—	九、九一八、一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇、六〇〇・九（一八-〇〇）	五、六四三、三〇〇	同　五年六月	同　六年三月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、九四・四（八-一四）	八、〇六四、三〇〇	同　元年十一月	同　二年十一月
—	一一、九八六、〇〇〇	八、六一八・一（一一-〇七）	八、九七〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、六一八・一（一一-〇七）	一一、九八六、〇〇〇	同　五年一月	同　五年六月
—	—	一一、一〇六・〇（一一-〇三）	一一、七三六、五四〇	—	五、一四五、〇六〇	—	三、一四八、一四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一、一〇六・〇（一一-〇三）	一一、〇〇〇、〇一〇	同　五年七月	同　五年十一月
—	—	—	一四、五三〇、〇〇	—	一、八八四、〇〇〇	—	八、一二六、五三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三、八五四・六（七-〇〇）	三、四四〇、三三〇	明治四十五年六月	同　三年十月
一一一、九五三、八六〇	一一一、九五三、八六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三六、六五四・三（一五-一五）	一、〇〇一、〇一〇	同　四十四年四月	同　四年十一月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇〇・〇（一一-一一）	四、六六四、〇一〇	同　四十四年一月	同　二年十月
六、一九八、〇〇〇	六、一九八、〇〇〇	—	一四〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、三〇・〇（五-一一）	三、八六一、三〇〇	大正二年六月	同　四年十月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五九、三七・七（一〇-〇〇）	三、〇一三、〇一〇	同　三年八月	同　三年十一月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三一、一三・二（五-一一）	八、九六三、三六〇	同　二年五月	同　二年十一月
四七、六六六、六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五八、四・四（一四-一九）	一四〇、四六〇、八〇	同　二年七月	同　四年十二月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五六、〇・〇（一-一九）	一、三一三、三〇〇	同　元年七月	同　二年十一月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六一、六・三（一三-一五）	三、四一四、〇一〇	同　元年十月	同　三年十一月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八六・〇（三一-〇〇）	八、九〇〇、〇〇〇	同　三年十二月	同　四年三月
—	一一、一四三、七一〇	一六、〇九〇・九（六-一三）	一〇六、四六六、四三〇	四四、八五六・三（一一-五）	八、〇一三、三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇、四九一・八（五-一三）	六六、四一四、〇〇〇	明治四十五年四月	同　六年八月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四一、六三・七（一〇-一三）	一、五〇四、〇〇〇	同　四十四年十一月	同　二年五月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三五、四九・三（六-一八）	四、〇〇四、〇〇〇	大正二年十二月	同　三年十二月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六八、六四〇・九（七-一一）	六、六四〇、〇〇〇	同　二年四月	同　二年十二月
一二、九八四、三七〇	一二、九八四、三七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六一、四〇〇・〇（一五-一三）	三、九八四、三七〇	同　四年十月	同　五年三月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三五、四〇・九（一三-一三）	一、二一一、〇七〇	明治四十四年八月	同　二年九月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三一、四八・一（八-〇〇）	一、三三八、四〇〇	大正三年十一月	同　四年一月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八、六（四七-〇七）	一四一、六三〇、〇〇〇	明治四十五年二月	同　二年十二月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇、一二八・一（七-三五）	一、〇一八、〇〇〇	大正二年五月	同　三年三月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五四、二八・一（一三-一九）	一、〇四八、一二〇	明治四十四年五月	同　二年三月
—	四七、六四〇、五六〇	九五、一八・一（三一-〇七）	五六、一五四、五三〇	四五、〇〇六・〇（一一-一三）	一〇五、三六六、四七〇	—	六、一四〇、六五〇	—	一、八七九、五六〇	—	—	—	—	—	—	—	四一、六五四・五（六-一一）	四七、四六六、五六〇	同　四十五年五月	同　六年七月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三・〇九（六-〇三）	一六、一一九、六〇〇	大正四年四月	同　四年八月
—	一五六、四〇〇、五六〇	—	一五六、四〇〇、五六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇六・〇（一三-〇〇）	一三一、四〇〇、〇〇〇	同　三年八月	同　四年十月
一八、六四〇、四五〇	一八、六四〇、四五〇	一一、五四五、四九〇（一八-一三）	一一一、五九六、四〇〇	—	一五六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四一、一一〇・七（四-〇〇）	四九、六一〇、〇〇〇	同　元年十月	同　六年八月
—	—	一五六、一〇六・〇（五-一三）	一一、七一一、一一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六七・〇九（一三-一七）	一三、六四七、〇一〇	同　元年七月	同　五年十一月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五四・九八一・八（一四-〇〇）	四、〇四〇、〇〇〇	同　三年三月	同　四年八月
九、六七〇、九六〇	九、六七〇、九六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三七・三七（七-四〇）	一、九一〇、三一〇	同　四年九月	同　五年九月
—	—	三一、九五・二（四-〇〇）	一〇〇、五三、六六〇	—	一、三六〇、一一〇	—	四、四九六、四四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・一一〇（二六-六六）	一六、六四〇、〇〇〇	明治四十五年六月	同　二年十月
五、六三一、四四〇	五、六三一、四四〇	—	—	—	四、八六、九六〇	—	三、一三六、〇六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	大正五年三月	同　六年十月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・一一〇（六六-六一）	九、九九一、三六〇		

第一期治道工事は前記の如く大正六年十月を以て竣功し、改修濟延長は韓國政府時代に於けるもの及國庫補助に依り地方廳にて改修したるものを合せ四千九百八十七粁餘（一、二七里）に上りたるも、之を道路網の總延長一萬二千六十八粁餘（三、〇七里）に對比すれば、僅かに四割餘に過ぎざるを以て更に第二期治道計畫を樹立し、既定一・二等道路網中交通竝に經濟上最も緊要なる左記二十六線路を選定し、此の總延長百八十八萬三百七十八米（四七八里八分）竝に主要河川の橋梁九箇所を選び、總工費七百五十萬圓を以て大正六年度より大正十一年度に至る六箇年繼續事業として之が改修竝に架設を行ふことに定め、大正六年十月第一期工事の竣功と共に之を起工せり。

第二期計畫治道費豫算年割額表（單位圓）

科目	總豫算額	年割額					
		大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度
工事費	六、六七二、一二一	六〇七、一二一	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	七二七、〇〇〇
事務費	八二七、八八九	六二、八八九	一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	九三、〇〇〇
總計	七、五〇〇、〇〇〇	六七〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇

第二期計畫治道工事路線一覽

路線名	起點・終點	道路等級	距離	摘要
京城・釜山線	大邱・釜山間	一等	一二七、六三六、三米（三二、五里分）	

路線名	起終點	道路等級	距離	摘要
	區間			
京城・木浦線	井邑・光州間	一等	四七、二七・二米（一二・〇里分）	
京城・義州線	開城・平壤間	〃	一八四、五八一・八（四七・〇）	
同	平壤・義州間	〃	二四二、三二二・七（六一・七）	
京城・元山線		〃	二三三、五六三・六（六・〇）	
元山・會寧線	城津・鏡城間	〃	九八、九六七・二（二五・二）	
同	咸興・北青間	〃	一五、七〇九・〇（四・〇）	
元山・會寧線	端川・居山間	〃	八一、六八七・二（二〇・八）	
海州・陽德線	海州・南川店間	二等	七六、九四七・五（一九・六）	
京城・海州線	開城・碧瀾渡間	〃	一五、七〇九・〇（四・〇）	
忠州・江陵線		〃	七六、五八一・八（一九・五）	
忠州・盈德線	安東・盈德線	〃	七四、六一八・一（一九・〇）	
通川・新安驛線		〃	一三、七四五・四（三・〇）	
金化・忠州線	忠州・原州間	〃	一一、七八一・八（三・五）	
同	金化・春川間	〃	三九、二七二・七（一〇・〇）	
同	春川・原州間	〃	一二、五六七・二（三・二）	
光州・法聖浦線	松汀里・靈光間	〃	四七、一二七・二（一二・〇）	
群山・瑞山線		〃	二四、七四一・八（六・三）	
釜山・慶州線	東萊・慶州間	〃	九、八一八・一（二・五）	
定州・朔州線	龜城・朔州間	〃	五八、九〇九・〇（一五・〇）	
雲山・昌城線		〃	一〇、二一〇九・〇（二・六・〇）	
城津・惠山鎭線	古堡・銅店間	〃	一〇、六〇三六・三（二七・〇）	
長津・滿浦鎭線		〃	一三、三五二七・二（三四・〇）	
慶源・鍾城線		〃	三、三八一・八（八・五）	
雄基・穩城線	新阿山・穩城間	〃	七二、六五四・五（一八・五）	
咸興・慈城線	咸興・長津間	〃	一四九、二三六・三（三八・〇）	
一・二等道路橋梁架設			九箇所	
總計			一、八八〇、三七八（四七八・八）個所	

以上の計畫に基き工事に着手せしが、起工後歐洲戰亂の影響を被り、物價及勞銀の騰貴著しく工費見積當初の大正五年に比し物價の最高は大正九年三月に於て二倍九分、勞銀の最高は大正九年五月に於て三倍九分の昂騰を示し、大正十年に至り漸次低落の傾向を辿りたりと雖尙物價に於て一倍八分、勞銀に於て三倍一分の騰貴率を示せり。加ふるに時勢の變遷に鑑み用地の寄附及夫役を廢止したる爲豫定工事の施行に多大の工費不足を告げ、既定豫算額を以て豫定の通大正十一年度迄に竣功せしめ得るものは、道路改修百一萬一千六百六十五米（二五七里六分）（但し旱害救濟の爲大正八・九年度に於て土工のみ施行し構造物及岩石切取工事を殘したる道路延長二十一萬四千四百二十九米（五四里六分）を含む）竝に大同江架橋工事の一部に過ぎず。殘部の道路八十六萬八千七百十三米（二里二分）及特殊橋梁八箇所を完成せしむるには、工費一千四百八十五萬圓の不足を見るに至れり。仍つて既定計畫中當分施工を見合せ得べき左記道路五十四萬二千七百四十九米（一三八里二分）及特殊橋梁

五箇所の築造を中止し以て豫算の不足を補ふと同時に、一方地方發展に伴ひ經濟上差措難き路線四萬五千五百五十六米（一里六分）及夫役施行の豫定なりし路線四萬二千二十一米（一〇里七分）並に國境警備及產業開發上急施の要ある國境道路三十萬五千五百四十二米（七七里八分）の修築工事を追加し、修築總延長を百七十三萬七百四十九米（四四〇里七分）とし、尙既設木造橋梁にして架設後相當の年次を經過し頽廢甚だしく逐年修理架換を要するもの著しく增加し、加ふるに交通機關の整備に伴ふ貨物積載量の增加又は自動車等の如き高速車輛の發達等に伴ひ、破損の程度一層急なるものあり、其の維持甚だ困難なるを以て一時の方便として成るべく非架橋主義を取ることゝし、常時流水を見ざる箇所に對しては洗越張石又は搔均しの工法を施行し、已むを得ず架橋を要する箇所に對しては耐久的工法を採用する方針の下に、第一次として既成橋梁にして改良すべきものゝ內四百六十八箇所に對する改良工事をも施行することとし、大正十一年度に千三百二十七萬圓（國境道路及橋梁改良並に物價騰貴に依る道路修築殘工事施行の爲）、大正十二年度に於て六百九十萬圓（物價騰貴の爲）計二千十七萬圓を追加し總工費を二千七百六十七萬圓に更訂し大正十七年度に至る繼續事業に改めたるも、財政の都合に依り大正十一年度以降の年割額に對し繰延を行ひ既定年限を大正六年度以降大正十九年度に至る十四箇年の繼續事業としたり。

道路の築造を中止した路線一覽

路線名	起點 區間	終點 區間	道路等級	距離	摘要
京城・釜山線	大邱・釜山間	大邱・釜山間	一等	四五、五五六・三米（一一里六分）	
京城・木浦線	井邑・光州間	井邑・光州間	〃	五、四九九・八（一・四）	
京城・義州線	平壤・義州間	平壤・義州間	〃	一〇七、六〇七・二（二七・四）	
元山・會寧線	咸興・北靑間	咸興・北靑間	〃	二、三五六・三（〇・六）	
同	端川・居山間	端川・居山間	〃	八一、六八七・二（二〇・八）	
金化・忠州線	忠州・原州間	忠州・原州間	二等	五、八九〇・九（一・五）	
雲山・昌城線	龜城・朔州間	龜城・朔州間	〃	七三、〇四七・二（一八・六）	
定州・朔州線	咸興・長津間	咸興・長津間	〃	三九、二七二・七（一〇・〇）	
咸興・慈城線			〃	一九、二四三・六（四・九）	
長津・滿浦鎭線	古堡・銅店間	古堡・銅店間	〃	四九、八七六・三（一二・七）	
城津・惠山鎭線	新阿山・穩城間	新阿山・穩城間	〃	八一、二九四・五（二〇・七）	
雄基・穩城線			〃	三一、四一八・一（八・〇）	
計				五四二、七四九・一（一三八・二）	

經濟上差措難き路線を追加したるもの

路線名	起點 區間	終點 區間	道路等級	距離	摘要
京城・五里津線			二等	八、六四〇・〇米（二・二里分）	

路線名	起終點 區間	道路等級	距離	摘要
北青・甲山線	新坂鎭・惠山鎭間	二等	七〇六九・〇米（一・八里分）	
義州・惠山鎭線	〃		二九、八四七・二（七・六）	
計			四五、五五六・三（一一・六）	

夫役施行豫定の分を追加せるもの

路線名	起終點 區間	道路等級	距離	摘要
元山・會寧線	城津・鏡城間	一等	二〇、四二一・八米（五・二里分）	
忠州・盈德線	安東・盈德間	二等	七、八五四・五（二・〇）	
金化・忠州線	忠州・原州間	〃	二三、七四五・四（三・五）	
計			四二、〇二一・八（一〇・七）	

國境道路を追加したるもの

路線名	起終點 區間	道路等級	距離	摘要
義州・惠山鎭線	昌城・楚山間	二等	二四、一〇一・八米（三一・六里分）	
同	慈城・慈城江口間	〃	七八五・四（〇・二）	

路線名	起終點 區間	道路等級	距離	摘要
安州・富山洞線	都家洞・厚昌江口間	〃	八五、三二・八（二一・七）	
咸興・慈城線	長津・小北洞間	〃	五三、四一〇・九（一三・六）	
同	五佳山洞・慈城間	〃	四二、〇二一・八（一〇・七）	
計			三〇五、五四一・八（七七・八）	

右變更計畫に基き實施中、財政の都合に依り大正十三年度に至り年割額の一部を繰延べ竣功期を大正二十二年度に改めたりしが、國境道路の貫通は國境警備及産業開發上最も急施の必要あるを以て、更に大正十五年度に於て左記路線改修の爲工費五百六十六萬五圓を追加し總工費を三千三百三十三萬五圓とし竣功期を大正二十四年度に更訂せり。

路線名	起終點 區間	道路等級	距離	摘要
京城・義州線	定州・新義州間	一等	四七、二一七・〇米（一二・〇里分）	
義州・惠山鎭線	楚山・慈城間	二等	一五四、七三四・五（三九・四）	
同	慈城江口・新坂鎭間	〃	一九一、六五〇・九（四八・八）	
雲山・楚山線	溫井・楚山間	〃	一三六、六六九・一（三四・八）	
計			五三〇、一八一・八（一三五・〇）	

然るに昭和二年度に於て鐵道建設計畫樹立に伴ひ之に順應する爲緩急を考慮し、一部豫定計畫改廢の必要を生じたるを以て昭和三年四月に至り左記の通計畫變更を行へり。

起終點 路線名	起終點 區間	道路等級	距離 追加	距離 削除	摘要
輪島・穴水線 城崎・豊岡線	新岡山・穴水 津居山・城崎間	二等 一等	七四六・一六米（一九・〇粁）	二七四・九〇九米（七・〇粁）	補助事業に繰替

其の後昭和四年度に至り事務費に節約を加ふる爲總額四十六萬二千圓を既定總費額より減せるを以て、昭和四年度始に於ける既定豫算年割額は左記第一表の如くなるも、大正八年度に於て十五圓三十錢、大正九年度に於て八萬七千五百十三圓六十五錢、大正十年度に於て二萬圓を工事費より事務費へ流用したると、第一期より繰越したる工事費豫算六百十七圓三十三錢を第二期工事費に併せ使用せるを以て、昭和四年度始に於ける實行豫算年割額は左記の如くなれり。

第一表　**第二期計畫治道費豫算年割額表**（其の一）（單位圓）

科目	總豫算額	年割豫算額 大正六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度
工事費	三九、二〇〇、二九六	六〇七、二二	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	一、三四二、二六〇	二、二九六、一二四	一、四一〇、〇〇〇	三四一、七九六	四六、〇〇〇
事務費	三、六七六、六九六	六二、八九六	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、五三〇	三〇、八九四	三〇、〇〇〇	一八、三六六	七二、〇〇〇
總計	三八、八六、六三三	六七〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	二、二七〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇

第二期計畫治道費豫算年割額表（其の二）（單位圓）

科目	年割豫算額 大正十年度 既定額	流用△增減額	同十一年度 既定額	同十二年度 既定額	同十三年度 既定額	同十四年度 既定額	昭和元年度 既定額	昭和二年度 既定額
工事費	一、三四二、三〇	△ 二〇、〇〇〇	二、二九六、一二	一、四一〇、〇〇〇	三四一、七九六	四二六、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇	一、三三五、〇〇〇

第二表　**第二期計畫治道費實行豫算年割額表**（其の一）（單位圓）

科目	總豫算額	年割豫算額 大正六年度 既定額	同七年度 既定額	同八年度 既定額	同八年度 流用△增減額	同九年度 繰越第一期より流用	同九年度 既定額	同九年度 流用△增減額
工事費	二九、二〇三、三七二	六〇七、二二	一、三三二、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	△ 二五、三〇〇	六七、三三	一、三三二、〇〇〇	△ 八七、五三六〇
事務費	三、七五、二四九〇	六二、八九	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	二五、三〇〇	—	一六、〇〇〇	八七、五三六〇
總計	三八、六、六三三	六七〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	—	六七、三三	一、三五〇、〇〇〇	—

第二期計畫治道費實行豫算年割額表（其の二）（單位圓）

科目	年割豫算額 大正十年度 既定額	流用△增減額	同十一年度 既定額	同十二年度 既定額	同十三年度 既定額	同十四年度 既定額	昭和元年度 既定額	昭和二年度 既定額
工事費	一、三四二、三〇	△ 二〇、〇〇〇	二、二九六、一二	一、四一〇、〇〇〇	三四一、七九六	四二六、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇	一、三三五、〇〇〇

又計畫治道工事路線は前述の如く大正六年度以降追加變更を行ひたる結果、昭和四年度始に於ける現在計畫路線は左表の如くなれり。

第二期計畫治道工事路線一覽表

路線名	起點	終點	道路等級	距離	摘要
京城・釜山線	京城	釜山	一等	六二〇・〇米（三一〇哩九分）	
同	同	同	〃	四一六・九〇（一〇六）	
同	同	同	〃	一八四・五一五（四七・〇）	
同	同	同	〃	一三四・七〇五・四（三四・三）	
同	同	同	〃	四七・一一七・二（一二・〇）	
同	元山	同	〃	三三・五六三・六（六・〇）	部分改修
同	同	同	〃	一一九・三六九・〇（三〇・四）	
同	海州	同	〃	一三・三五二・七（三・四）	
京畿道金川・慶州線	京城	慶州	三等	七六・七四・五（一九・六）	
同	金川	慶州	〃	一五・七〇・九〇（四・〇）	
同	化川・新安	慶州	〃	七六・五一・八（一九・五）	部分改修
忠清道忠州・安東線	忠州	安東	〃	八二・四七・四（二一・〇）	
同	江陵	同	〃	一一・七六・八（三・〇）	
同	盈德	盈德	〃	二一・六〇〇・〇（五・五）	
同	州川	州川	〃	三九・一七・二・七（一〇・〇）	
同	州川	州川	〃	一三・五七・二（三・二）	
同	州川	州川	〃	四七・一一七・二（一二・〇）	
慶尚道慶州・東萊線	慶州	東萊	〃	二四七四・八（六・三）	部分改修
同	同	同	〃	九八・六一（二・五）	
同	慶州・蔚山	慶州・蔚山	〃	一一・六〇・〇（二・〇

路線名	起終點 区間	道路等級	距離	摘要
定州・朔州線	龜城・朔州間	二等	一九・六三六・三米	
雲山・昌城線	〃	〃	二九・〇六一・八（五・〇里分）	
城津・惠山鎭線	古堡・銅店間	〃	二四・七四一・八（七・四）	部分改修
長津・滿浦鎭線	〃	〃	八三・六五〇・九（六・三）	
慶源・鍾城線	〃	〃	三三・三八一・八（二一・三）	部分改修
雄基・穩城線	新阿山・穩城間	〃	一三・七四五・四（八・五）	同
咸興・慈城線	咸興・長津間	〃	一二・九九二・七（三・五）	
京城・五里津線	〃	〃	八・六四〇・〇（三三・一）	部分改修
北青・甲山間	北青・甲山間	〃	七〇・六九・〇（二・二）	同
義州・惠山鎭線	新乭坡鎭・惠山鎭間	〃	二九・八四七・二（一・八）	
同	昌城・楚山間	〃	二四・一〇一・八（七・六）	
同	慈城・慈城江口間	〃	七八五・四（三・三）	
同	楚山・慈城間	〃	一五四・七三四・五（〇・二）	
同	慈城江口間	〃	一九・一六五〇・九（三九・四）	
安州・富山洞線	新乭坡鎭間	〃	八五・二二一・八（四八・八）	
咸興・慈城線	都家洞・厚昌江口間	〃	五三・四一〇・九（二一・七）	
同	長津・小北洞間	〃	四二・〇二一・八（一三・六）	
雲山・楚山線	五桂山洞・慈城間	〃	一三・六六六・九・一（一〇・七）	
輸城・慶興線	溫井・楚山間	〃	七四・六一八・一（三四・八）	
	連津洞・地境間	一等		（一九・〇）

一・二等道路橋梁架設		四箇所
橋梁改良		四六八箇所
計	道路改修延長	二三〇八・〇五八・三（五八七・七）
	橋梁架設	四箇所
	橋梁改良	四六八箇所

工事の施行は原則として本府直轄主義を採り、本府各出張所又は工營所をして擔當せしめたるも、施行箇所の關係上直轄施行を不利益と認めたるもの又は簡易なる工事の如きは之を道廳に委託施行せしめ、其の施行方法は第一期工事施工の時と同樣仕樣書に準據し殆んど全部請負に附し實施せり。

第二期治道工事施行中大正八年に於て黃海・平安南北の三道に亘り、數十年來曾て見ざる大旱魃に遭遇し、農作物の如き其の大部分は枯死するの慘狀を呈し、加ふるに物價の昂騰により多數の農民は糊口に窮し生活上の不安を抱き民心大に動搖を來さんとする兆あるを以て、之を救濟し生業扶助の目的を以て被害地一帶に亘り道路改修工事を起し、被害民の出役を督勵して相當賃金を與へ生活の安定を圖ることに決定し、本府直營工事として第二期治道路線中京城・義州線開城・平壤間、平壤・義州間、海州・陽德線海州・南川店間、雲山・昌城線雲山・昌城間、定州・朔州線龜城・朔州間總延長三百九十二粁餘（一〇〇里餘）を總工費百十一萬二千百三十圓の豫算を以て、黃海・平安南北道の三道に亘り土工工事（構造物を除く）施行の計畫を樹て、大正八年十月初旬工を起し大正九年七月全部竣功を告げたり。之

が施行の方法は工事區間を十二に區分して工區を置き、數工區の監督として工場四箇所を設け、技師以下判任官以上二十人、雇員三十六人、工夫以下定傭人二百七十二人を配置し、地方廳の調査に依る被害民を直接使役し、賃金は各人の能率に依り多少の異同ありと雖一人八十錢内外を支給せり。之が賃金支拂方法は工區に於て賃金を記入したる就役票を毎日一人毎に發行し、地元郡廳に臨時設置したる前渡官吏をして日拂の方法を採れり。而して、工事は大正八年十月初旬より十二月十五日迄と、大正九年四月より七月中旬迄の二回に施行したるが、工事期間は二回を通じ百五十日内外なり。此の間に於て完成せる土工工事延長三百三十九粁餘(八六里一四町三間)工費七十六萬五千二百四十九圓八十三錢を支出し、之に使役せし人夫は總延人員七十三萬九人、賃金六十二萬一千八百八十一圓三十七錢に上り旱害救濟の目的を達するを得たり。

第二期工事は第一期工事施行の程度と同じく、一等道路に在りては幅員七米二七三(四間)、坂路勾配三十分の一に、二等道路に在りては幅員五米四五五(三間)、坂路勾配二十五分の一を原則とし規定の修築標準に基きて工を進め、昭和三年度迄に延長百四十二萬一千六百七十二米八(三六里)の修築、特殊橋梁二箇所橋梁改良八十八箇所の架設を行ひ、總工費は工事費一千三百八十九萬三千三百五圓二十一錢三厘、事務費二百十七萬四千九百八十八圓九十二錢合計一千六百六萬八千二百九十四圓十三錢三厘を費したり。

右に述べたる特殊橋梁の一は大同橋、一は晋州橋にして

大同橋は一等道路京城・義州線が大同江を横斷する箇所に於て平壤府濱町と大同郡船橋里との間に架設したるものにして、本橋の架設は交通及軍事上極めて緊要なるのみならず、平壤市街と對岸豫想工業地帶との連鎖として必要缺くべからざるものなるを以て、第二期治道計畫決定するや大正六年十二月より架換地點に於ける地質調査に着手し、尚設計上必要なる各種調査の終了を俟ちて實施設計を樹て、大正十年度以降三箇年繼續工事として施工の議を決し、同年五月一日土木部大同江出張所を特設して實施の衝に膺らしめ、同年七月橋脚築造工事に着手し先づ橋脚潛水函の沈下を終へ、橋臺工・接續道路工・鋼桁組立工・橋面工・高欄工等漸次豫定の功程を進め大正十二年十一月主體工事の全部を終了し、同月三十日齋藤朝鮮總督臨場の下に渡初式を擧行し大同江出張所は大正十三年一月を以て閉鎖せり。其の後引續き平壤出張所に於て橋脚根固捨石其他の殘工事を施工し、大正十三年十一月二十一日全く竣功せり。本橋の竣功に依り從來本江の爲に阻隔せられたる兩岸は連絡せられて一帶と爲り、平壤府は正に西鮮の雄都たるの素質を備ふるに至れり。

本橋は**シユウエドラー**型**リベツテツド**型構桁橋にして、徑間六十米六〇(二〇〇尺)、桁數十連其の總延長約六百十六米三六(二、〇三四尺)に及び、幅員は車道有效幅七米二六(二三尺九寸七二)にして單線電車軌道を敷設し、歩道は兩側各有效幅一米九二(六尺三五)とす。車道橋面は鋼鈑上に厚一〇糎(四吋)の混凝土を敷き均し、其の上を厚六・三糎(二吋半)乃至七・六糎(三吋)**ソリデチツト**を以て鋪裝し、歩道は**クレヨンート**注入厚七・六糎(三吋)の落葉松張とせり。設計荷重は一平方米當り四百五十三瓩七四(一坪當り四〇〇貫)として野砲車・六噸自動車等の重車輛の通過を可能ならしむ。

橋脚基礎は壓搾空氣潛水函を以て河底以下九米(二九尺七)乃至十二米(三九尺六)に達せしむ。之に使用し

たる潜函は總て鋼鐵製にして、長十三米六三(四五尺)幅四米二四(一四尺)高三米六三(一三尺)のものとす。

橋面の高さは十一米六六(三八尺五)にして、大正十二年八月一日の大洪水位より高きこと二米二一(七尺三寸)なり。

前後接續道路は有效幅員二十一米八一(一二間)延長右岸(平壌側)八十八米三二(四八間五八)左岸(船橋里側)百十三米七八(六二間五八)とす。

而して本橋架設に使用したる鐵材は三千噸の多きに及べり。

以上實施に要したる工費支出額は百七十六萬三千九百三十四圓四十八錢なり。

又晋州橋は二等道路晋州・三千浦線が洛東江支流南江を横斷する箇所に架設したるものにして、本橋架設以前は船橋を以て連絡を保ちたりしも洪水に際し杜絶するを常とし、交通上の支障尠なからざるを以て請負工事として大正十四年九月二十日着手、昭和二年五月十六日竣功し、工費二十五萬六千八百圓三十三錢を要したり。

本橋は長二百九十三米二四三(一六一間三分)有效幅員五米四五四(三間)、總幅六米一二一(二〇尺二寸)にして、橋體は工型鋼高二十四吋(八〇封度)、長四十呎のもの五通、上流側より二本目は高二十四吋(一〇五封度)、長四十呎のもの一通計六通を用ゐ、橋床は鐵筋混凝土(配合一・二・四)床版を用ゐ、橋脚は鐵骨混凝土構柱徑九〇・九糎(三尺)八角型二本建鳥居型にして、總高平均十四米八六五(四九尺五分六厘)のもの十四脚、同十三米一七六(四三尺四寸八分二厘)のもの六脚、同十一米八五四(三九尺一寸二分)のもの二脚、高十三米四七三(四四尺四寸六分三厘)のもの一脚とす。橋臺は橋脚式構造にして、脚部は鐵筋混凝土(配合一・二・四)總高十米九〇九(三六尺)六〇・六糎(二尺)角二本建鳥居型とし、基礎は鐵筋混凝土杭を打込み鏡通り折廻り共布積石垣とせり。尙取附道路延長百八十八米一六三(一〇三間五分)、幅員七米二七二(四間)及延長五十米九〇四(二八間)、馬踏幅三米六三六(二間)、法勾配一割五分の取附堤防を施したり。

以上第二期治道工事に對し昭和三年度迄に投じたる總工費は事務費を合せ一千六百六萬八千二百九十四圓十三錢三厘なり。各年度別工事成績及支出額次表の如し。

第二期治道工事年度別成績一覽表

番號	工事名	施行年度	施行箇所	工費	備考
一	東海道	明治二年	品川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二	同	同	神奈川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三	同	同	保土ヶ谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四	同	同	戸塚宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五	同	同	藤沢宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六	同	同	平塚宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七	同	同	大磯宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八	同	同	小田原宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九	同	同	箱根宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十	同	同	三島宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十一	同	同	沼津宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十二	同	同	原宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十三	同	同	吉原宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十四	同	同	蒲原宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十五	同	同	由比宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十六	同	同	興津宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十七	同	同	江尻宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十八	同	同	府中宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
十九	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十一	同	同	岡部宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
四十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
五十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
六十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
七十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
八十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
九十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百二十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百三十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百四十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百五十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百六十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百七十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百八十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
百九十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百二十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百三十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百四十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百五十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百六十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百七十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百八十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
二百九十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百二十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百三十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十二	同	同	宇津谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十三	同	同	藤川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十四	同	同	岡崎宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十五	同	同	赤坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十六	同	同	御油宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十七	同	同	吉田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十八	同	同	白須賀宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百四十九	同	同	新居宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十	同	同	舞坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十一	同	同	浜松宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十二	同	同	見付宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十三	同	同	袋井宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十四	同	同	掛川宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十五	同	同	日坂宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十六	同	同	金谷宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十七	同	同	島田宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十八	同	同	藤枝宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百五十九	同	同	瀬戸宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百六十	同	同	丸子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百六十一	同	同	鞠子宿	一、〇〇〇、〇〇〇	
三百六十二	同	同	宇津谷宿

第二期治道工

| 路線名 | | 道路等級 | 幅員 | 總距離 | 施行見合距離 | 追加距離 | 現計 | 豫算總額 | 測橋 | 測渠 | 測改 | 測垂 | 測渠 | 測改 | 測垂 | 一、二等道路橋渠設費 | 測雲 | 同成 | 同安 | 同興 | 同北 | 同義 | 同同 | 同同 | 同同

工事年度別成績一覽表

年度	距離	支出額	豫算總額
大正六年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正七年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正八年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正九年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正十年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正十一年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正十二年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
大正十三年度	補	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇

| 十二年度 | 支出額 | 距離 | 支出額 | 距離 | 支出額 | 距離

支出	大正十四年度	距離	支出額	昭和元年度	距離	支出額	昭和二年度	距離	支出額	昭和三年度	距離	支出額	合計	距離	支出額	不用額	清算	竣功
	年 月 日	米	円	年 月 日	米	円	年 月 日	米	円	年 月 日	米	円		米	円		年 月 日	年 月 日
補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補
三藤所	三・一・九	—	—	三・一・九	—	—	三・一・九	—	—	三・一・九	—	—	三・一・九	—	—	—	三・一・九	三・一・九
六八二	六八二	—	—	六八二	—	—	六八二	—	—	六八二	—	—	六八二	—	—	—	六八二	六八二
三藤所	三藤所	—	—	三藤所	—	—	三藤所	—	—	三藤所	—	—	三藤所	—	—	—	三藤所	三藤所
六八二	六八二	—	—	六八二	—	—	六八二	—	—	六八二	—	—	六八二	—	—	—	六八二	六八二
七四二	七四二	—	—	七四二	—	—	七四二	—	—	七四二	—	—	七四二	—	—	—	七四二	七四

| | | |

所在地	路線名	起点	終点	延長	幅員	改良費	維持費	補償費	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	備考
支出額	距離																
大正六年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正七年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正八年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正九年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十一年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十二年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十三年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
豫算總額	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
支出額	距離																
大正六年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正七年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正八年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正九年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十一年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十二年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大正十三年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

| 支出額 | 距離 | 支出額 | 距離 | 支出額 | 距離 |

| 箇所 | | |

橋梁改良工事施行一覽表

橋梁改良工事施

路線名	等級	橋名	長	總幅	有効幅	構造			位
						橋台	橋脚	橋體	
釜山線	一等	第一安養橋	六〇・〇間	一九・五尺	三・〇間	栗石入混凝土	鐵筋混凝土	鐵筋混凝土	京畿道
同	同	第二安養橋	一五・〇尺	四・〇間	混凝土	—	鐵筋混凝土板	同	同
同	同	水原橋	一八・〇間	二六・〇尺	四・〇間	混凝土	鐵筋混凝土工型鋼桁	同	同
同	同	遠川橋	三・五	二〇・〇尺	三・〇間	同	同	同	同
同	同	益今橋	三〇・〇	〃	〃	鐵筋混凝土	鐵筋混凝土	同	忠清北道
同	同	黑岩橋	一一・〇	三・〇間	混凝土洗越	—	—	同	同
同	同	城宗橋	三〇	一九・六尺	三・〇間	混凝土	鐵筋混凝土	同	同
同	同	篤井橋	四・〇	〃	〃	同	—	同	同
同	同	都橋	八・二五	三〇・〇尺	二八・二尺	同	混凝土	同	京畿道
同	同	新龍橋	三六・〇	一九・〇尺	三・〇間	同	鐵筋混凝土	同	全羅北道
同	同	東山橋	九・三	二六・〇尺	四・〇間	同	鐵筋混凝土	同	同
同	同	文隅橋	五・六七	二五・六尺	四・〇間	鐵筋混凝土	—	同	平安南道
同	同	德源橋	三・〇	二〇・〇尺	三・〇間	栗石入混凝土	同	鐵筋混凝土工型鋼桁	咸鏡南道
同	同	新赤田橋	四八・〇	〃	〃	同	同	同	同
同	同	青岩橋	一三・五	一九・六尺	三・〇間	混凝土	同	同	咸鏡北道
同	同	松坪橋	二・〇	〃	〃	同	同	同	同
同	同	直洞鄕橋	三〇・〇	三・〇間		鐵筋混凝土洗越			同
同	同	花洞橋	八・〇	一九・六尺	三・〇間	鐵筋混凝土	鐵鐵混凝土工型鋼桁	同	同
同	會寧山線	濟仁橋	二〇・〇	〃	〃	割栗石入混凝土	同	同	咸鏡南道
同	同	龍興橋	一〇・〇	〃	〃	同	同	同	同
鎭平	鎭南浦壤線	下里橋	三・〇	二五・三尺	四・〇間	混凝土	—	鐵筋混凝土	平安南道
同	同	大平橋	八・〇	二〇・〇尺	三・〇間	鐵筋混凝土	—	同	同
同	同	車洞橋	五・五	二六・〇尺	四・〇間	同	—	同	同
五京	二等	王宿橋	一〇五・〇	二〇・〇尺	三・〇間	混凝土	鐵筋混凝土	九本列T型鋼桁	京畿道
里	同	野鷺橋	九・〇	〃	〃	同	同	鐵筋混凝土	同
津城	同	京江橋	一五・〇	〃	〃	同	同	同	京畿道
同	同	萬世橋	四五・〇	〃	〃	同	同	同	江原道
同	同	柳川小橋	三〇・〇	〃	〃	同	同	同	同
同	同	鵲橋	五〇・〇	一七・四尺	二・五間	雜石入混凝土	同	同	慶尙北道
同	同	西川橋	七〇・〇	二〇・〇四尺	八・〇間	同	同	同	同
同	同	三湖橋	一三〇・〇	一七・四尺	二・五間	同	同	同	慶尙南道
同	同	回夜橋	五〇・〇	〃	〃	同	同	同	同
同	同	驪灘橋	七五・〇	〃	〃	同	同	同	黃海道
同	同	石溪橋	一六・〇	二〇・〇尺	三・〇間	同	同	同	同
同	同	細川橋	一四・〇	二〇・〇尺	三・〇間	混凝土	同	同	同
同	同	清涼橋	一五・〇	一九・六尺	三・〇間	雜石入混凝土	同	同	平安北道
同	同	熙川橋	一〇〇・〇	一六・八尺	二・五間	栗石入混凝土	同	木造	同
同	同	大正橋	一二・〇	一九・六尺	三・〇間	凝土	混凝土	鐵筋混凝土工型鋼行	咸鏡北道
同	同	永同橋	四五・〇	一九・四尺	三・〇間	同	鐵筋混凝土	同	忠清北道
同	同	蓬江橋	一三〇・〇	二・五間		同	同	木造	忠清南道

事業施行一覽表

種別	位置	起工年月日	竣功年月日	年度別支出額 大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	計
土木	京畿道始興郡西二面安養里	大正十一年十二月十七日	同十一年十二月十七日	一、六六〇.〇〇円	二、二七五.〇〇円	円	円	二〇.〇〇円	円	円	三、九六五.〇〇円
同	同	同十一年十二月二日	同十一年十二月二十一日	七、一四〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	七、一四〇.〇〇〇
同	水原郡台水面山樓里界	同十一年十二月十九日	同十一年十二月三十一日	九、四八〇.〇〇〇	八、六四四.〇〇〇	—	—	—	—	—	一八、一二四.〇〇〇
同	水原郡台章面遠川里	同十一年十二月十九日	同十一年十二月三十一日	七、一一三.〇〇〇	二、五七四.〇〇〇	—	—	—	—	—	一九、六六六.〇〇〇
同	忠清北道陰城郡甘谷面旺場里	同十一年十二月五日	同十一年十二月六日	三、一〇〇.〇〇〇	一六、〇八一.〇〇〇	—	—	—	—	—	一九、一八一.〇〇〇
同	忠州郡新尾面松文岩樂里入會	同十一年十二月二十七日	同十一年十二月二十七日	三、四六〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三、四六〇.〇〇〇
同	忠州郡利柳面長城里	同十一年十二月二十九日	同十一年十二月三十一日	三、〇五〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三、〇五〇.〇〇〇
同	忠州郡利柳面黃井里	同十一年十二月二十九日	同十一年十二月三十一日	四、〇四〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	四、〇四〇.〇〇〇
京畿道	開城郡松都面南本町	同十一年十二月十四日	同十一年十二月十五日	二、〇〇〇.〇〇〇	七、七六三.〇〇〇	—	—	—	—	—	九、七六三.〇〇〇
全羅北道	益山郡五山面五彬木里入會	同十一年十二月三日	同十一年十二月三十一日	二六、八〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	二六、八〇〇.〇〇〇
同	平安南道大同郡林原面新鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	六、四二〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	六、四二〇.〇〇〇
同	大同郡林原面魯碧里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	七、四七〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	七、四七〇.〇〇〇
咸鏡南道	府內面三方下山里入會	同十一年十二月二十一日	同十一年十二月二十二日	一三、五三一.七四四	七、九二一.九四五	—	—	—	—	—	二一、四五四.六四九
同	新浦面松上里入會	同十一年十二月二十二日	同十一年十二月二十二日	一九、七三三.一九六	九、五九六.九九五	—	—	—	—	—	二九、三三二.一九一
咸鏡北道	富寧郡寺岩面水南里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	二、六八五.九八〇	七、〇一一.四一〇	—	—	—	—	—	九、六九六.九九〇
同	鏡城郡龍城面松鄕里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	二、四三五.四四〇	五、九四三.八〇	—	—	—	—	—	八、三七八.四二〇
同	鏡城郡龍城面康德里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	一、〇一七.〇〇〇	六、〇〇一.〇〇〇	—	—	—	—	—	七、〇一八.〇〇〇
咸鏡南道	永興郡洪仁面都井里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	一、八一四.四四〇	四、八六五.一一〇	—	—	—	—	—	六、六八〇.五五〇
同	永興郡長興面院下里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	三、三五九.〇五五	五、八二五.一一〇	六、三四六.〇	—	—	—	—	一五、四一〇.五五五
平安南道	大同郡龍山面下里	同十一年十二月二十八日	同十一年十二月三十一日	三、五五〇.〇五五	三、九四六.一一〇	八、二〇二.四〇	—	—	—	—	一六、〇二〇.〇五五
同	大同郡古平面廣灘里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	三、四八〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三、四八〇.〇〇〇
同	大同郡古平面車里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	四、五〇〇.〇〇〇	三、六〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	八、一〇〇.〇〇〇
同	大同郡古平面仁谷里界	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	四、七〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	四、七〇〇.〇〇〇
黃海道	楊州郡淡九金里面岡仁谷里界	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	四、八三三.〇〇〇	八、一五六.四〇	—	一、六四六.一一〇	—	—	四八六.〇	一三、八二五.四四〇
同	楊州郡知道面九岩里	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	六、六〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	六、六〇〇.〇〇〇
江原道	原州郡紹川面西々內面	同十一年十二月二十七日	同十一年十二月三十一日	四、六八三.四四〇	—	—	—	—	—	—	四、六八三.四四〇
同	江陵郡沓谷面安開里界	同十一年十二月二十七日	同十一年十二月三十一日	四、〇八〇.〇〇〇	二、八八〇.一〇〇	—	—	—	—	—	六、九六〇.一〇〇
慶尙北道	永川郡永川面鳳鳴洞山里入會	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月三十一日	二六、六四六.九九	八、九九六.四四〇	一一〇、五〇〇	一一四〇〇	—	—	—	一五六、一一一.九九
同	永川郡北安面無學沙西浦尖里入會	同十一年十二月七日	同十一年十二月七日	七、〇六〇.四四〇	一、八九六.四四〇	—	—	—	—	—	八、九五六.八八〇
慶尙南道	慶州郡山內面去西正岳溪亭里界	同十一年十二月十七日	同十一年十二月十七日	三六、〇一六.三六六	二四、八五六.三一〇	一、七三三.三六〇	—	—	—	—	六二、六〇五.二二二
同	慶州郡凡西面無學洞里界	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	四二、二九六.〇〇	五八、一四六.〇〇〇	一、七三三.三六〇	—	—	—	—	一〇二、一七五.三六〇
同	慶州郡黃樂面大海里界	同十一年十二月二十四日	同十一年十二月二十四日	一七、一四六.八〇〇	二四、四〇六.六四〇	一、五一七.一一〇	二、六六〇.〇〇〇	—	—	—	四六、七一〇.八四〇
黃海道	載寧郡上下下上下柳柳方柳柳面面面面面面面	同十一年十二月十六日	同十一年十二月十六日	三、八四五.〇〇〇	一〇、六二一.一〇〇	—	—	—	—	—	一四、四六六.一〇〇
同	載寧郡柳面面面面面面面	同十一年十二月十六日	同十一年十二月十六日	五、三六〇.〇〇〇	七、八四三.四六〇	—	—	—	—	—	一二、二〇三.四六〇
同	載寧郡柳面面面面面面面	同十一年十二月十六日	同十一年十二月十六日	四、八七〇.〇〇〇	六、〇四四.一四〇	—	—	—	—	—	一〇、九一四.一四〇
平安北道	熙川郡東面清凉里	同十一年十二月十六日	同十一年十二月二十三日	五、三三〇.〇〇〇	六、七六七.四七〇	—	—	—	—	—	一二、〇九七.四七〇
同	熙川郡熙川面邑農上坪洞界	同十一年十二月十六日	同十一年十二月二十六日	三六、八〇〇.〇〇〇	三四、六七七.四七〇	一一、六〇〇	—	—	—	—	七〇、二八七.四七〇
咸鏡北道	慶興郡雉基面雉基洞	同十一年十二月二十九日	同十一年十二月二十九日	四、四七〇.〇〇〇	三、〇二一.六〇〇	—	—	—	—	—	七、四九一.六〇〇
忠清北道	永同郡永同面釋山里	同十一年十二月二十九日	同十一年十二月三十一日	一七、九一〇.〇〇〇	五、七四四.一一〇	—	—	—	—	—	二三、六五四.一一〇
忠清南道	牙山郡溫井面梅谷里	同十一年十二月二十九日	同十一年十二月三十一日	二八、六三〇.〇〇〇	三五、三三五.〇〇〇	—	—	—	—	—	六四、一六五.〇〇〇
全羅北道	井邑郡所麓面羨坪里界	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	三三、一〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三三、一〇〇.〇〇〇
同	南原郡巳德樂面新興里界	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	三〇、九五〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三〇、九五〇.〇〇〇
慶尙北道	義城郡鳳陽面梅沙新興里界	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	三二、〇〇〇.〇〇〇	三六、三五三.四四〇	—	—	—	—	—	六八、三五三.四四〇
同	達城郡論工面南洞	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一三、〇〇〇.〇〇〇	八、六五四.四四〇	—	—	—	—	—	二一、六五四.四四〇
同	達城郡玄風面城下洞	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一〇、四五〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇、四五〇.〇〇〇
慶尙南道	晉州郡晉州面	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一三、〇四九.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三、〇四九.〇〇〇
同	晉州郡平居面二箭中上泉谷下洞	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一三、〇〇〇.〇〇〇	五、一四四.〇〇〇	—	—	—	—	—	一八、一四四.〇〇〇
黃海道	海州郡秋決埃化面大月山鶴、峨水村村谷里入會	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一〇、八四〇.〇〇〇	一三、三三〇.一一〇	—	—	—	—	—	二三、五七〇.一一〇
同	海州郡來來面天晚頭陽里里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一三、〇六〇.〇〇〇	三、六六〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	一六、六二〇.〇〇〇
平安南道	延海州郡泉來面二月二箭中上泉谷下洞	同十一年十二月十八日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	白州郡龍秋決埃化面月山鶴、峨水村村谷里入會	同十一年十二月十八日	同十一年十二月三十一日	六、六〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	六、六〇〇.〇〇〇
同	清溪郡溪鳳、天晚頭陽里里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
平安南道	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇
同	龍岡郡桂鶴里	同十一年十二月三十一日	同十一年十二月三十一日	一、四〇〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、四〇〇.〇〇〇

| | | |

| | | |

打撃金属製品（鍋釜類）
鋳鉄製品
ガラス製品
陶器
瓦
セメント
石灰
石材
砂利
砂
雑品
合計

| | | |

| | | |

以上に掲ぐる治道工事の外琿春事件勃發に伴ひ國境方面に於ける警備機關の行動を敏活ならしむる爲、國境道路改修急施の必要を生じ之に要する工費豫算十二萬圓を別途追加要求し其の成立を見たるを以て、大正九年度及大正十年度に亙り工費十一萬八千五百三十圓二十六錢を支出して左記道路の改修工事を施工せり。

國境道路改修工事施行表

科目	豫算額	等級	幅員	延長	起工年月日	竣工年月日	支出額 大正九年度	支出額 同十年度	支出額 計	不用額
國境道路改修費	円 一一〇、〇〇〇、〇〇〇									円 一、四六九、七四〇
事務費	九、三五〇、〇〇〇						六三、五八〇、三九〇	五五、〇三一、八七〇	一二八、五三〇、二六〇	一、六八五、五〇〇
工事費	一一〇、六五〇、〇〇〇						六、九二九、五七〇	二、二四一、九〇〇	九、一八一、四七〇	一〇九、一三四、七九〇
鏡城慶源線	—	二等	五・四米（三間）	二四、一三八・七米（六里五町一六間三分）	大正九年十一月六日	大正十年六月三日	五六、五六八、二〇〇	五二、七七九、九七〇	一〇九、一三四、七九〇	一、三〇一、二一〇
慶源・古乾原間				一〇、五七四・五米（五里八町三六間）			三九、三三二、三〇〇	三一、六五九、九〇〇	七一、四九四、二〇〇	—
古乾原・書院洞間	—	同	同	三、六一六・三米（三町九間）	同	同	八、三七六〇	八、八〇九、三四〇	九、六九三、一〇〇	—
書院洞・鍾山洞間	—	同	同	六、二七一・九米（一里二町二九間七分）	大正九年十一月三日	大正十一年三月二十日	一六、三五八、八五〇	二、八〇二、七三〇	二、六二、一五六〇	—
鏡城慶源間 鍾城・深川間	—	同	同							

樞要路線たる一等道路京城・釜山線に屬し、京城・仁川線竝に京城・木浦線に連絡する漢江の架橋は本節に於て記述せる如く大正六年の架設に成るものにして、漢江本流と派川とに鐵橋を架設し其

の中間は四百一米二七（二二〇間七分）の築堤を以て連絡せしが、大正十四年の大洪水に於て此の築堤は全部洗ひ流され、右岸に在る漢江小橋は危險の狀態を示したり。之が復舊は最も緊急を要するも單に中間築堤を復舊するのみにては再び流失の虞あるのみならず、洪水の疏通を防ぐるを以て小橋を撤廢し在來の築堤部分を通じて一大橋梁を架設し以て朝鮮縱貫一等道路の交通上支障なからしむるの必要を認め、災害費中に大正十四年度以降四箇年繼續事業として工費豫算百二十萬圓を計上し大正十四年度より準備作業に着手、昭和二年五月より本工事を起し直營又は請負を以て施工、昭和四年九月竣功せしが之が所要工費支出額は工事費百十四萬一千八百二十一圓五十五錢事務費五萬七千八百十九圓四十錢合計百十九萬九千六百四十圓九十五錢なり。（左岸本流に架したる構桁七連は在來の儘とす）

本橋の施工概要次の如し。

工事概要

本工事に於て施工せる漢江橋は突桁式鋼鈑桁橋にして、延長四百五十九米五六（一、五〇七呎九）有效幅員十八米一八とす。

橋體は徑間二十二米七九（七四呎九吋半）のものを兩端に、又二十米二九（六六呎七吋）のもの九連、二十八米八〇（九四呎半）のもの八連を中間に交互に架設し、全徑間（本徑間は兩橋臺の支點距離なり）四百五十八米六七（一、五〇四呎一〇吋）とす。

橋面は其の下部を鐵筋混凝土、上部を**グラノリシツク**鋪裝とし、有效幅員十八米一八にして、幅員十三米六三四の車道を中央に、幅員二米二七三の人道を左右に設く。橋面高は標高二十三米二三、桁の下端の高二十一米三七五にして、大正十四年の洪水位（一八米八八）以上二米五の餘裕を有せしむ。而して荷重は等布荷重一平米に付七百瓩、集中荷重十四瓩轉壓機に耐へ得るものとす。

高欄束柱は鑄鐵製、格子は角鐵製にして、鑄鐵製電燈柱を橋臺より橋脚一つ置に**ブラケツト**に**ボールト**を以て締付く。高欄の全延長は九百三十四米四四（三、〇六五呎九吋一八）、橋床面上手摺上面迄の高さ一米一五（三呎九吋半）にして、親柱は花崗石造高二米九幅一米厚一米とす。

橋臺は混凝土造にして基礎は周圍に鐵矢板長九米五のものを打込み、地杭生松丸太末口十八糎長五米五を平均一米間隔に打込み、栗石厚六十糎通りに敷込み其の上に混凝土を施す。

橋脚は鐵筋混凝土造鳥居型にして、基礎は鐵筋混凝土圓壔製井筒を岩盤に達せしむ。

本橋架設に要したる鋼桁・鐵筋及混凝土使用量は、鋼桁總瓩數約二千三百五十瓩、鐵筋總瓩數約八百九十九瓩、混凝土總數量約一萬一千七百十三立米なりとす。

尙漢江橋取付道路延長百十米一七幅員十一米乃至二十一米八三、枝道延長百四米九五幅員四米五を設く。

第三節　國庫補助・地方費其他に依る道路改修

一・二等道路の改修は國費を以て施行するを原則とするも、豫算に制限ありて獨り國費經營のみを以てしては整備を期し難きに依り、地方に於ける運輸交通上急施を要し到底國費施行を俟つ能はざるものに在りては、國庫より補助を與へ道廳をして地方費或は夫役を以て施行せしめ、又三等道路の改修は地方廳に於て專ら地方費又は夫役に依り施行し來りしも、輓近國庫補助を與へ之が

進捗を助成し以て地方の開發に努めつゝあり。明治四十四年度以降昭和三年度迄に地方廳（面を除く）に於て支出したる修築費（渡船設備費を含む）決算額は、一千九百九十八萬五千五百八十二圓六十八錢五厘（夫役換算額は不明）にして、之に對し國庫よりは次表の如く總計三百三十五萬六千四百三十圓の補助を與へたり。修築の成果に就ては國費支辨のものと併せ、第五章第一節の概説に於て記述せしを以て茲に省略す。

自明治四十四年度至昭和三年度

道路改修費國庫補助額表（其の一）（單位圓）

道府名	明治四十四年度	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
京畿道	七、七五七、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	五二、五〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—
忠清北道	一七、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—
忠清南道	二三、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
全羅北道	三三、八二九、〇〇〇	六三、二六六、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	三二、三二七、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
全羅南道	二四、一九八、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
慶尙北道	三三、五四三、〇〇〇	三三、八三三、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
慶尙南道	二五、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
黃海道	二四、八〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
平安南道	一六、九七五、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	—
平安北道	一〇、五〇〇、〇〇〇	—	二一、〇〇〇、〇〇〇	二六、五〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
江原道	五、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—
咸鏡南道	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	一六、八三〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	—	一〇、五〇〇、〇〇〇
咸鏡北道	八、六〇〇、〇〇〇	七、四四七、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇
京城府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大邱府	—	—	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—
釜山府	—	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
新義州府	—	—	—	—	—	一、六〇〇、〇〇〇	—	—	—
清津府	—	—	—	—	—	四、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
計	二九二、一〇二、〇〇〇	二九九、九九八、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三二七、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇七、一〇〇、〇〇〇

自明治四十三年度至昭和三年度

道路改修費國庫補助額表（其の二）（單位圓）

道府名	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	合計
京畿道	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七〇四、二五七、〇〇〇
忠清北道	—	—	—	—	—	—	—	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	一三五、五〇〇、〇〇〇
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇三、〇〇〇、〇〇〇
全羅北道	—	—	—	—	—	—	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二二六、〇一二、〇〇〇
全羅南道	—	—	—	—	—	—	—	七〇、〇〇〇、〇〇〇	—	三三一、九八〇、〇〇〇
慶尙北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六四、八二〇、〇〇〇
慶尙南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二二六、〇〇〇、〇〇〇
黃海道	—	—	—	—	—	—	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇、〇〇〇

道府名	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	合計
平安南道	—	—	—	—	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、四七九、〇〇〇
平安北道	三三、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、三〇〇、〇〇〇
江原道	—	—	—	—	三六、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇五〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二五七、〇〇〇、〇〇〇
咸鏡南道	—	—	—	—	四五、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	二九六、〇八三、〇〇〇
咸鏡北道	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	三八、九三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	二五六、四七九、〇〇〇
京城府	—	—	—	—	四三、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一九三、〇〇〇、〇〇〇
大邱府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇、〇〇〇、〇〇〇
釜山府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇
新義州府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六〇〇、〇〇〇
清津府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、〇〇〇、〇〇〇
計	三七、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	三三、九三〇、〇〇〇	一九二、〇〇〇、〇〇〇	一九二、〇〇〇、〇〇〇	二三二、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	三、三五六、四四〇、〇〇〇

第四節　旱害救濟としての道路改修

旱害救濟事業として起したる土木工事は大正八年・大正十三年及昭和三年に於て發生したる旱害に苦しむ罹災民の救濟事業にして、就中大正八年は朝鮮中央部より西北部一帶卽ち京畿道・忠淸北道・忠淸南道・全羅北道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道及咸鏡南道の九道に亙り從來曾て見ざる大旱魃あり。七月中旬より八月中旬に及び、田畓を通じ作付不能面積二萬二千五十三町歩・植付後收穫皆無に了れる面積十二萬九千四百六十九町歩・半作以下の面積九十九萬七千四百五十三町歩計百十四萬八千九百七十五町歩に達し、罹災民の窮狀實に名狀すべからざるものあり。之が救濟は刻下の重大問題なるを以て、大正八年九月臨時旱害救濟委員會を組織し、政務總監其の委員長となりて救濟方針を講ずるに至れり。其の決定事項の一に道路工事の起工を掲げ、罹災民を傭役し勞銀を撒布して糊口の資を與ふることゝしたるが、國の事業として施工したる京城・義州線外三線の改修工事は第二期治道工事費を割きて施行其の詳細は第五章第二節に述べたるを以て之を省き、茲には旱害救濟費及災害費支辨に屬するものに就き記述すべし。

大正八年に於ける旱害に對し旱害救濟費を以て起したる救濟工事は國庫補助に依る一・二・三等道路の改修にして、京畿道・黃海道・平安南道・平安北道及咸鏡南道の五道とす。之に對しては大正八年度二十三萬圓・大正九年度三十七萬七千六百二十圓合計六十萬七千六百二十圓の全額補助を與へ、之が施行は全部直營を以て實施の結果竣功額六十萬二千六百八圓三十七錢九厘に對し、改修延長は左記第一號表の如く三十三萬四千百三十七米一七（八五里二町五五間五分）なり。

第一號表　**大正八年度旱害救濟國庫補助工事施行表**（大正八年旱害に對する救濟工事）　其の一

道別	路線名	等級	距離	幅員	實施額	國庫補助	竣功年月日
議政府平壤線		二	三四五・四五米（三一・八一町間）（三一〇）（三一五）	五・四五米乃至四・五四（三・〇）（二・五）	八、四四九、五五〇円	九、六七三、〇〇〇円	大正九年三月二十三日　同年七月三十一日

道別	路線名	等級	距離	幅員	實施額	國庫補助	竣功年月日
京畿道	長湍線	三	五〇、四四六・六三	三・五	一五、七六三・〇〇	一一、〇六〇・〇〇	同大正十九年三月三十一日
	楊京線	三	七、一二七・一七	四・五四	一一、三三四・〇〇	一一、三三六・〇〇	同大正十九年三月三十一日
	平城線	三	八、三三〇・九〇	四・五四	一一、三三四・〇〇	一一、三三六・〇〇	同大正十九年三月三十一日
	同 平澤線	三	四、五七・一七	四・五四	一一、〇六三・四〇	一一、〇六三・〇〇	同大正十九年三月三十一日
	發安場線	三	三〇・三六	五・五四	一五、一九六・四〇	五、一九六・〇〇〇	同大正十九年三月三十一日
	計		三六、七三六・六六	三・八一四・三	一七、三八三・三〇	四、四〇六・〇〇〇	
黃海道	海京	二	三四、三四五・四五	五・四五	二六、四六・三四〇	二六、四〇〇・〇〇〇	同大正十九年六月二十五日
	州城線	二	九、八二八・一八	五・四五	一九、九六・六〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	同大正十九年七月二十八日
	計		三四、〇六三・六三		四八、四八六・六〇	四八、〇〇〇・〇〇〇	
平安南道	成肅川線	二	一七、五七六・三六	五、乃四・五四五	一六、二六四・〇〇	一六、三二〇・〇〇	同大正十九年三月三十一日
	蘇鎭津浦線	三	六、五四五・四五	五・四五	一一、九四七・〇〇	一一、〇〇〇・〇〇	同同
	北德倉川線	三	七、八七一・七三	五・乃四・五四五	一四、〇六一・五六〇	一四、一七六・〇〇	同同
	計		三一、四四六・四五	三・五二五	四六、三六〇・三〇	四六、三〇〇・〇〇〇	
義安州州線		二	一〇、五四四・四五	五・四五	一五、九三〇・四〇	一六、二〇〇・〇〇〇	同大正十九年三月三十一日

道別	路線名	等級	距離	幅員	實施額	國庫補助	竣功年月日
平安北道	照寧川線	三	三一、四六八・一八	五・乃三・四五五	三一、〇四一・六〇	三一、〇〇〇・〇〇〇	同同
	計		三一、九三六・六三	五・乃三・四五五	四六、〇四四・六〇	四六、〇〇〇・〇〇〇	
咸鏡南道	新咸上興里線	三	五〇、〇八	五・四五	七五、三四〇・〇〇	五〇、三四〇・〇〇	同同
	龍文洞洞川線	三	八、二九・〇九	三・乃一・八六・三五	一一、九八〇・〇〇	一一、九八〇・〇〇	同同
	外高德場原線	三	一一、三三六・三七	三・乃二・一三・〇五	一一、四七一・九〇	一一、四七一・〇〇	同同
	鏡新興里場線	三	一一、三六六・四五	三・乃二・一三・〇五	二一、〇四一・三六〇	二一、〇四一・〇〇	同同
	中洪洪西湖原江原線	三	六六三・六三	三・六三	一一、六六六・二〇	一一、六六六・〇〇	同同
	興北茶里昌浦新線	三	四四五・四五	三・六三	二四五、六四〇	二四五、〇〇〇	同同
	新新沸沸津浦原線	三	一一、〇四七・六三	四・五四	一一、四一六・八四〇	一一、四一六・〇〇	同同
	汝端海津川線	三	一一、八一・八一	五・四五	一六、一〇六・〇〇	一六、一〇〇・〇〇	同同
	大館新潟里線	三	三一一・八一	三乃二・七三・六三	四五六、一〇〇	四五六、一〇〇	同同
	甲端山川線	三	三五四・四五	四乃三・六三・四五	四五三、七〇〇	四五三、七〇〇	同同
	雲利潭原線	三	一一、〇七・七〇	三・六三	一一、九六、六三〇	一一、九六、六三〇	同同
	遮利湖原線	三	三七・七〇	五・四五	五四〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	大正九年三月三十一日
	計		三九、九三六・六三	三・乃四・五四五	四〇、〇三四・六〇	四〇、〇〇〇・〇〇〇	
			一四〇、五九七・四〇	五・乃四・五四五	一六、三〇〇・〇〇〇	一六、〇〇〇・〇〇〇	同同大正十九年三月三十一日

大正九年度旱害救濟國庫補助工事施行表（大正八年度旱害救濟工事に對する）　其の二

道別	路線名	等級	距離	幅員	賞施額	國庫補助	竣起 功工 年月日
平安南道	鎮南浦津線	三	一三、三七七・三七（一三、三一一〇）	五・四五（三・〇）	一四、五七七・九九	一四、五七七・九九	同同同
	成鏡	二	一四、五四・四五（三、五一一〇）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	七、〇一五・三〇	七、〇一五・三〇	同同同
	北德	三	一五、二〇〇・〇〇（三、三一一〇四）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	三一七四・〇〇〇	三一七四・〇〇〇	同同同
	鎮南浦津線	三	一三、三七七・三七（三、三一一〇）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	二九、九〇〇・〇〇	二八、〇〇〇・〇〇〇	同同同
	陽海 德州線	二	一〇、三一三・六三（三一二一一七・五）	五、乃四・五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	八、九四一・六〇	八、九二六・六〇	同大正十九年六月三十一日
	成鏡 川口線	二	一四、五四・四五（三、五一一〇）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	七、〇一五・三〇	七、〇三一四〇	同同同
	北德 倉口線	三	一五、二〇〇・〇〇（三、三一一〇四）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	三一七四・〇〇〇	三一七四・〇〇〇	同同同
	鎮南浦津線	三	一三、三七七・三七（三、三一一〇）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	二九、九〇〇・〇〇	二八、〇〇〇・〇〇〇	同同同
黃海道	海京 海州線	二	二九、八〇〇・〇〇米（一〇一〇〇里可一二四間）	五、四五米（三・〇）間	六一、八七、五六〇円	六〇、一九、二四〇円	同大正十九年十三月二十六日
	海津 津州線	二	六八・一七（五一四〇）	五、四五（三・〇）	一、一三三、七九	一、〇六六、五三〇	同同同十九年十三月十三日七日
	鎮南浦津線	二	一四、六四・五四（三一二六一〇八）	五、四五（三・〇）	三、八三、七七〇	三、八三、七七〇	同同同三月三十一日
	計		五三、一三三・七二（一四一、〇三三）		一〇三、一三九、〇九	一〇三、一四〇、〇〇〇	
平安南道	陽海 德州線	二	一〇、三一三・六三（三一二一一七・五）	五、乃四・五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	八、九四一・六〇	八、九二六・六〇	同大正十九年六月三十一日
	成鏡 川口線	二	一四、五四・四五（三、五一一〇）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	七、〇一五・三〇	七、〇三一四〇	同同同
	北德 倉口線	三	一五、二〇〇・〇〇（三、三一一〇四）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	三一七四・〇〇〇	三一七四・〇〇〇	同同同
	鎮南浦津線	三	一三、三七七・三七（三、三一一〇）	五、乃四・五、五、四五（三乃二・〇五）	二九、九〇〇・〇〇	二八、〇〇〇・〇〇〇	同同同
咸鏡南道	甲北 山青線	二	三七、九九九・九九（二五一四三）	五、四五（三・〇）	一〇、四七一、六〇〇	一〇、四七一、六〇〇	同大正十九年三月十六日
	新浦 浦原線	三	七三、七九・九九（六一四〇・四）	四、四五（三・五）	二、一三三、五三〇	二、一三三、五三〇	同同同
	雲利 柳浦 原津線	三	六三、六三・六三（五一五〇）	四、四五（三・五）	九、八三、三〇	九、九、三〇	同同同
	方新 沸原線	三	一、九三三・七三（一七一四三）	四、四五（三・五）	四、七〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	同同同
	汝鎬 海津川線	三	一、〇九〇・〇九（九一一五）	五、四五（三・〇）	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	同同同九月十二日
	器具費				七九、四三〇〇	七九、四三〇〇	同同同十一月二十四日
	鑑督費				三四七、三〇〇	三四七、三〇〇	同同同十四日
咸鏡南道	高德 外場原線	三	一〇、六六・一八（九一四一）	三・六三（三・〇）	一、六六〇・〇〇〇	一、六六〇・〇〇〇	同大正九年十二月十六日
	文龍 浦川 洞川線	三	一、三六三・六三（一四一三〇）	三・六三（三・〇）	三、〇六〇・〇〇〇	三、〇六〇・〇〇〇	同同同十九年十二月二十三日
	會元 雲山 湖原線	一	三、一一〇・三六（三八一三〇・七）	七・三七（四・〇）	九、三七〇・六六〇	九、三七〇・六六〇	同同同十九年十二月二十三日
	洪西 沸津 原線	三	一、一四四・四五（一〇一三〇）	三・六三（三・〇）	二、九六六・八七〇	二、九六六・八七〇	同同同十九年十二月二十三日
	新洪 浦原線	三	七三、七九・九九（六一四〇・四）	四・四五（三・五）	二、一三三、五三〇	二、一三三、五三〇	同同同十九年十二月二十五日
	甲北 山青線	二	三七、九九九・九九（二五一四三）	五・四五（三・〇）	一〇、四七一、六〇〇	一〇、四七一、六〇〇	同同同十九年十二月二十六日
	方新 柳浦線	三	六三、六三・六三（五一五〇）	四・四五（三・五）	九、八三、三〇	九、九、三〇	同同同十九年十二月二十六日
	雲利 原線	三	一、九三三・七三（一七一四三）	四・四五（三・五）	四、七〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	同同同十九年十二月二十四日
	汝鎬 海津川線	三	一、〇九〇・〇九（九一一五）	五・四五（三・〇）	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	同同同十九年十二月二十一日
	器具費				七九、四三〇〇	七九、四三〇〇	同同同十九年十二月二十四日
	鑑督費				三四七、三〇〇	三四七、三〇〇	同同同十九年十二月二十四日
平安北道	順安 川州線	三	二九、三六六・三六（七一一六一一）	五・四五（三・〇）	二八、八六三・六〇	二八、八六三・六〇	同同同
	老萬 江鎭城 川州線	三	九、三七七・四五（三一一三一六八・四）	五・四五（三・〇）	一三、〇一〇・九〇	一三、一一一・六〇	
	計		九二、八〇三・一八（三三一三一三・二）		三九、四四九・一〇	三九、三〇〇・〇〇〇	
	熙寧 義安 川邊州線	二	一五、四〇三・〇〇（三一二四一〇六・一）	五・四五（三・〇）	三七、三六〇・〇〇〇	三七、三六〇・〇〇〇	同同同大正十九年三月三十一日
	計		三三、四四・三七（九一二一〇八・二）	三・六三（三・〇）	六八、三三〇・〇〇〇	六八、三三〇・〇〇〇	同同同十九年三月二十一日
			三七、六四一・三七		一〇四、四六〇・〇〇〇	一〇四、四六〇・〇〇〇	
咸鏡南道	高德 外場原線	三	一〇、六六・一八（九一四一）	三・六三（三・〇）	一、六六〇・〇〇〇	一、六六〇・〇〇〇	同大正九年十一月十一日
	文龍 浦川 洞川線	三	一、三六三・六三（一四一三〇）	三・六三（三・〇）	三、〇六〇・〇〇〇	三、〇六〇・〇〇〇	同同同十九年十二月二十三日
	會元 雲山 湖原線	一	三、一一〇・三六（三八一三〇・七）	七・三七（四・〇）	九、三七〇・六六〇	九、三七〇・六六〇	同同同十九年十二月二十三日
	洪西 沸津 原線	三	一、一四四・四五（一〇一三〇）	三・六三（三・〇）	二、九六六・八七〇	二、九六六・八七〇	同同同十九年十二月二十三日
	新洪 浦原線	三	七三、七九・九九（六一四〇・四）	四・四五（三・五）	二、一三三、五三〇	二、一三三、五三〇	同同同十九年十二月二十五日
	甲北 山青線	二	三七、九九九・九九（二五一四三）	五・四五（三・〇）	一〇、四七一、六〇〇	一〇、四七一、六〇〇	同同同十九年十二月二十六日
	方新 柳浦線	三	六三、六三・六三（五一五〇）	四・四五（三・五）	九、八三、三〇	九、九、三〇	同同同十九年十二月二十六日
	雲利 原線	三	一、九三三・七三（一七一四三）	四・四五（三・五）	四、七〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	同同同十九年十二月二十四日
	汝鎬 海津川線	三	一、〇九〇・〇九（九一一五）	五・四五（三・〇）	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	同同同十九年十二月二十一日
	器具費				七九、四三〇〇	七九、四三〇〇	同同同十九年十二月二十四日
	鑑督費				三四七、三〇〇	三四七、三〇〇	同同同十九年十二月二十四日

道別	線路名	等級	距離	幅員	實施額	國庫補助	竣功年月日
計			二三、九七三・八二米（三一二〇・〇五里・六）		三九、九六三八四〇円	三九、九六三八四〇円	殘金六五一圓五四〇は國庫へ返納す
合計			一六八、三五九・六八（五〇一二〇・〇八）		三七七、五一七六八九	三七九、〇八三八四〇	殘金六五一圓五四〇は國庫へ返納す

大正十三年の農作は春期に於ては稍好望を傳へられたるも、六月以降旱天持續し、七月に入るも殆んど降雨を見ざりし爲揷秧終らず農民の苦惱甚だしきものあり、七月中旬に至り相當の降雨を見漸く水稻の植付を了するを得たるも、爾來降雨尠く旱天約三十日に及び加ふるに氣溫頓に上昇して用水缺乏し田畓の被害日を逐ふて甚だしく、其の程度は大正八年に比し輕少なりしも被害地は京畿道・忠淸北道・忠淸南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道黃海道及咸鏡北道の八道に亙り、田畓を通じ植付後收穫皆無に了れる面積五萬二千九百七十六町歩、半作以下の面積三十萬四千七百六十四町歩計三十五萬七千七百四十町歩に達し被害農民は生活上の脅威を感ずること甚だしく、施政上忽諸に附し難きを以て、之が救濟事業として豫算百五十萬圓を計上し、大正十三年及大正十四年の二箇年に亙り治水工事及治道工事に着手せり。其の豫算內譯左の如し。

科目	細別	總額	年度割 大正十二年度	年度割 大正十四年度	摘要
旱害救濟費	道路橋梁及堤防修築工事費	一、五五〇、〇〇〇円	六二七、〇五〇円	九二二、九五〇円	
		一、五五〇、〇〇〇	六二七、〇五〇	九二二、九五〇	

事務費	工事費	摘要
全州川堤防修築費	五四、八〇〇	六、八五〇
戴寧江堤防補修工事費	一、四九五、二〇〇	六二〇、二〇〇
道路橋梁修築及補修費	五四五、六〇〇	八五、六〇〇
	二〇四、六〇〇	九九、六〇〇
	七四五、〇〇〇	四三五、〇〇〇
		四七、九五〇
		八七五、〇〇〇
		四六〇、〇〇〇
		一〇五、〇〇〇
		三一〇、〇〇〇

右の內治水工事に屬するものは第四編河川改修の部に述ぶること、し治道工事に關する施行計畫及實施の概要を記述せむとす。

道路橋梁修築及補修計畫

路線名	等級	區間	距離	摘要
京城・木浦線	一等	四街里・長城間	一七二八〇・〇米（四・四里・分）	
忠州・盈德線	二等	安東・盈德間	三、九七二・二（一・〇）	
天安・大邱線	一等	小井里・大田間	四二四一四五（一〇・八）	
同上	同	永同・黃澗間	一五七〇九（四・〇）	
計			七九、三三〇・七（二〇・二）	
忠淸北道管內道路橋梁補修			橋梁 二箇所	
忠淸南道管內道路補修			暗渠 六箇所	
全羅北道管內道路橋梁補修			道路 二箇所	
			暗渠 一箇所	
			橋梁 三箇所	

路線名	等級	距離	區間	摘要
全羅南道管内道路橋梁補修			道路 一〇箇所 橋梁 一三箇所	
慶尙北道管内道路橋梁補修			道路 一二箇所 橋梁 八箇所	暗渠 四箇所

以上の計畫により其の一部を直營とせる外大部分は請負に附して施工し、工事費七十四萬三千九十五圓六十七錢事務費二萬八千四百十三圓五十一錢計七十七萬一千五百九圓十八錢を支出し左記第二號表の如く改修道路延長九萬六千七百米三六（二四里二二町二五間三分）及道路橋梁等の補修を施工し罹災民の救濟に資したり。

第二號　**大正十四年度旱害救濟工事施行表**（大正十三の年旱害に對する救濟工事）

道別	路線名	區間	等級	距離	幅員	工費	起工年月日 竣功年月日
	天安大邱線	小井里鳥致院間	一	一九、四八五・四米（四里一町一間） 六二〇米（三四・一間）	五・五米（三・〇間） 八・五（四・七）	一四一、〇五六・六四一円	大正十四年六月十六日 同十五年三月三十一日
計				橋梁九箇所延長一七二・九米（九五間）を含む 用地買收及補償費		二、三八八・三一〇 一五三、四四七・五六一	

道別	路線名	區間	等級	距離	幅員	工費	起工年月日 竣功年月日
忠淸南道	天安大邱線	儒城面	一	二、三八八・一九（五一六一三・五）	五・五（三・〇）	八〇、三六六・二〇	大正十四年五月三十日 同十五年二月二十八日
	計	南面間		橋梁四箇所延長三・三六米（一七・二間）を含む 用地買收及補償費		一六、八三四・八五〇 九七、一七三・四七〇	
	京城木浦線	公州儀堂面地内	一	五、三九二・七七（一一三一二六）	四・五四乃至五・四五（二・五乃至三・〇）	三九、八三二・四二九	大正十四年五月二十四日 同十四年十一月三十日
	計	州郡間		橋梁五箇所延長三七・六三米（一五・一間）を含む 用地買收及補償費		五、二三三・四二〇 四五、一五五・八四九	
	事務費					九、七五三・八〇〇 三〇五、三三〇・六八〇	
合計							
忠淸北道	天安大邱線	永同黃澗間	一	一五、二四九・一（三一三一・四七）	四・六（二・五）	五八、五五九・六〇〇	大正十四年五月九日 同十一年三月三十日
	同	大田沃川間	一	橋梁一八箇所延長一〇三・五米（一一五一・九間）を含む 一一、一三一・一四（二一二九一五六・六）	四・六乃至五・五（二・五乃至三・〇）	三七、四〇九・七九〇	大正十四年十一月三十日 同十五年三月二十七日
	京城山線		一	橋梁九箇所延長一〇一米（五五・五間）を含む 橋梁補修 一箇所		三、九四〇・〇〇〇	大正十四年四月六日 同十四年九月十日
	忠州陵線		二	暗渠補修 三箇所 橋梁補修 一箇所		一、六九三・五〇〇	同年七月七日 同年十二月二十二日
	永同州線		二	暗渠補修 三箇所 水拔補修 三箇所		一、三五〇・〇〇〇	同年四月六日 同年七月三十一日
	事務費			監督費		六、四五三・三〇	
						三、五八一・一八〇	

種別	本邦政府	路線名	起点	終点	延長	幅員	工費	竣工年月日
合計					四四〇・〇五哩		〇四四、〇三二、〇〇〇圓	
橋道路補修	事務所	隆大府線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	鄂州線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	鄂州線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	統大線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	嘉永線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	城川線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	山城線	同	同	一		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	鈴京線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
橋道路補修	事務所	盈忠線	同	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
合計	事務所	寶光線	安光線	有馬水管山線	三		〇〇〇、〇〇〇圓	
洗掘工	事務所	城州線	安光線	有馬水管山線	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
洗掘工	事務所	義州線	安光線	有馬水管山線	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日
洗掘工	事務所	安光線	有馬水管山線	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	同大正十四年四月十八日

道別	路線名	起点	終点	延長	幅員	工費	竣工年月日
全羅南道	海羅線	南州	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	
	法光線	光州	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	
	順光線	順天	同	二		〇〇〇、〇〇〇圓	
	麗全線	麗水

大正十五年度旱害救濟工事施行表（大正十三年の旱害に對する救濟工事）

別	路線名	區間	等級	距離	幅員	工費	起工年月日 竣功年月日	内 事務費	内 工事費
道別	路線名	區間	等級	距離	幅員	工費	備考		
全羅南道	京城木浦線	四街里長城間	一	用地買收及補償費		二、五九七・九六〇			
忠清北道	天安邱線	公州郡儀堂面地内	一	同		一、三一八・二〇			
	同	永同間	一	用地買收及補償費		一、三一八・二〇			
	大邱線	黃澗間	一	同		一、九三八・二〇			
	同	同				二、六一〇・四六九〇		二、六一〇・四六九〇	
	同	大田間				七三八・九七五・四五〇		七三八・九七五・四五〇	
	事務費	沃川間				一〇・六七三・四四〇		一〇・六七三・四四〇	外に道路方費
合計						一、八三一・〇八〇			
總計						四、四一九・〇四〇			
大正十四年度	事務費					三〇八・八三〇			
大正十五年度	工事費					四、二〇三・二〇			
總計						七三一・五〇九・一八〇			
事務費						二八・四一三・五一〇			
工事費						七四三、〇九・六七〇			
工事施行譯内									
京城浦木線改修	公州郡儀堂面地内	四街里長城間	一	公州郡儀堂面地内	一四、七九〇・五四米（二一七里町三四間八）	五・四五米乃至一〇・九米（三・〇乃至六・〇間）	一〇四、五一三・三一〇 外に道路方費一〇、六七八・四四〇		
同	天安邱線改修	小井里鳥致院間	一	同	五、三九二・七七（一一三二六）	四・四五乃至五・四五（二・一五乃至三・〇）	四五、一五八・四九		
同	同	南城面間	一	同	一九、五四七・四（四三五一一）	五・五乃至八・五（三・〇乃至四・七）	一五三、四四七・五六一		
同	同	大田川間	一	沃川田間	二一、三八八・一九（五一六一三・五）	五・五（三・〇）	九七、一七三・四七〇		
同	同	永同間	一	黃澗同間	一一、三一一・一四（二一五九五六・六）	四・六乃至五・五（一・〇乃至三・〇）	三八、七三八・二三〇		
同	同	安東間	二	盈德間	一五、三四九・一（三一三一四七）	四・六（二・五）	五八、七五三・四一〇		
忠州線改修	忠清北道橋梁補管内			道路橋梁暗渠	九、二一一・三三（二一二一六・四）	四・五四乃至五・四五（二・五乃至三・〇）	四九、四三〇・〇九〇		
全羅北道橋梁補管内	全羅北道橋梁補管内			道路橋梁暗渠	三箇所	六箇所	六、九八三・五〇〇		
全羅南道橋梁補管内	全羅南道橋梁補管内			道路橋梁暗渠	一箇所	四箇所	三〇、九六六・〇〇〇		
慶尚北道管内橋梁補修	慶尚北道管内橋梁補修			道路橋梁暗渠	九箇所	一箇所	七三、〇〇〇・〇〇〇		
忠清北道工事監督費	忠清北道工事監督費			道路橋梁暗渠	一六箇所	一二箇所	八六、〇九七・三六〇		
全羅南道工事監督費	全羅南道工事監督費			道路橋梁暗渠	一一箇所	一一箇所	六、四五三・三一〇		
					五箇所	五箇所	二、三八三・五八〇		

昭和三年の農作狀況は春期に在りては雨量順適なりしも、六月以降旱天續き京畿道以南に於て特に甚だしく、七月下旬に至りて降雨ありしも少量にして植付を爲すに足らざるのみならず、野菜其の他の作物も生氣を回復するに至らず。八月に入り咸鏡北道及全羅南道地方に降雨ありたる

も他の地方に在りては概して降雨らしきものを見ず、旱天長きに亙りて氣溫上昇し各地共用水缺乏し、鮮內沓總面積百五十八萬六千九百八十四町歩の內全然植付不能のもの十萬五千九百餘町歩其の辛ふじて植付けたるものも其の後の用水缺乏の爲遂に枯死するもの三萬五百餘町歩、又用水不足に依り沓に龜裂を生ずるもの四十四萬七千九百開町歩に及び田沓の被害甚だしく農民に多大の慘害を與へたり。

被害の最も甚大なりしは京畿・慶北・全北・黃海の四道にして、忠淸南北道之に亞ぎ以上各道（忠淸南道は救濟を要せざりしを以て省く）に於ける被害面積は田沓を通じ收穫皆無のもの十三萬二百六十町歩、半作以下のもの十六萬六百九十七町歩に達し、罹災民救濟の緊要なるを認め之が救濟の爲道に於て起工せる土木事業の內治道工事に對しては三十六萬六千七百五十六圓（內二八、四七三圓は昭和四年度）、河川工事に對しては三十萬三百二十一圓（內二一九、三二四圓は昭和四年度）計六十六萬七千七十七圓（內二四七、七九七圓は昭和四年度）の國庫補助豫算を災害費中に計上し、京畿道・慶尙北道・全羅北道及黃海道（忠淸北道は種穀給與及副業奬勵に對し補助を與へたるも土木事業に對する補助なし）に對し、一・二等道路工事に就ては全額、三等道路及河川工事に就ては第四編第八章に於て述ぶることゝし、爰には治道工事に關し述べんに昭和三年度に於ける國庫補助額は三十六萬六千七百五十六圓（內二八、四七三圓は昭和四年度）、地方費支出額九萬六千七百八十二圓十六錢計四十六萬三千五百三十八圓十六錢にして、之が施工の方法は慶尙北道に於て一部道路追加工事を直營施工したる外大部分は請負に附し實施したる結果別紙第三號表の如く一・二・三等を通じ改修延長九萬六千四百八十七米三（二四里二〇町二七間六）、再改修延長五萬一千三百六十四米四六（一三里二町五〇間二分）、幅員擴張延長一萬七百六十八米六（二里二六町四二間五分）、實施精算額四十五萬八千八百七十六圓二十錢にして、之に依り罹災民に對する應急の救濟を爲したり。

第三號表　昭和三年度旱害救濟國庫補助工事施行表（昭和三年旱害に對する救濟工事）

道別	路線名	區間	等級	距離	幅員	實施額	內地方費	內國庫補助	起工年月日	竣功年月日
京畿道	桃院線	義城郡北安面地內	三	幅員擴張三、七七五・六米（三四一、三六・五）	五・五（三・〇）	二〇、五五二・七九〇	六、一六五・六四〇	一四、三九八・四九〇（內返納一、二五四・〇）	昭和四年二月二十七日	昭和四年二月二十七日
	洛東線	義城郡丹密面地內		局部再改修延長六、二六・六米（一一〇・五・七）	五・五（三・〇）	二、四七五・六九〇	—	二、四七五・六九〇	同	同
	天安邱線	金泉郡鳳山面地內	一	改修八四〇米（七・四五）	五・五乃至七・〇（三・〇乃至三・八）	八、七四八・七一〇	—	八、七四八・七一〇	同	同
	大邱統營線	達城郡論工面玄風面地內	二	幅員擴張一、八四〇米（一六・五）	五・五（三・〇）	一三、〇一四・五二〇	—	一三、〇一四・五二〇	同	同年五月三十日
	水原山線	水原郡梧木川面里松山面地里內古浦面里	三	改修七一〇米（六一・三〇・五）（再改修五、一〇〇米（一一〇・四五））	五・五（三・〇）	一五、九〇一・四三〇	—	—	昭和四年三月七日	同年五月十六日
	金浦富平線	自金浦郡內面至沙隅里富川郡內面富里大井里	三	改修一七、四五八・四米（四一、六一二・一）	五・五（三・〇）	一八、四四二・〇〇〇	—	—	同	同年三月七日
	以上二督費					六七六・八五〇		—		同年五月二十七日
	計	三等道路		改修一八、一六八・四米（四一三一三・六）		三五、〇一〇・三二〇	一〇、五〇六・〇二〇	三四、九八〇・〇〇〇（內返納四、三五八・〇〇〇）		
				改修五、一〇〇米（一一〇・四五）						

路線名	延長	幅員	工費	竣工年月日
梨西木邊線	丹改修（一二三二四〇米）	同上	同昭和四年度	同年十一月十一日
康福坪佃浦線	再改修（一二三二四〇米）	同上	同昭和四年度	同年十二月十一日
同上鹽春浦線	再改修（一二三二四〇米）	同上	同昭和四年度	同年十二月十一日
鶴海坪浦線	再改修（一二三二四〇米）	乃至	同昭和四年度	同年十二月十一日
計				
三等道路				
一等道路	標茂波自至群馬波山間内郡元里臨	面茂山自至群馬波里間内郡理山間内郡里郡茂至鉛	里助面全至地村參外内面體郡茂山・鹿	木京浦城線
二等道路	改修（一二三〇一四〇米）	橋梁三箇所（一四三二米）	改修（一二三〇一四〇米）	合橋梁一箇所（一二三一四〇米）
三等道路	改修（一二三〇一四〇米）	橋梁三箇所（一四三二米）	改修（一二三〇一四〇米）	合橋梁一箇所（一二三一四〇米）
計				
一等道路				
二等道路	改修（一二三〇一四〇米）	橋梁四箇所及仮橋（一二三一四〇米）	改修（一二三〇一四〇米）	東參山體里里・茂・茂（一二三一四〇米）
三等道路	改修（一二三〇一四〇米）	橋梁四箇所（一二三一四〇米）	改修（一二三〇一四〇米）	局部再改修（一二三一四〇米）

道別	路線名	延長	幅員	工費	竣工年月日
鹽釜以上十五線	同上	義永・東京	安久		
宮城郡七ヶ浜村	同	義永・東京	安久		
宮城郡七ヶ浜村	同	義永・東京	安久		
宮城郡七ヶ浜村	同	義永・東京	安久		
計					
鹽釜市	同上	義永・東京	安久

道別	路線名	區間	等級	距離	幅員	實施額	内地方費	國庫補助	起工年月日 竣功年月日
黄海道	首洞松林線	三		改修一三、一二八米（三一一四・八間） 橋梁二箇所一〇米（一一・〇）を含む	五・〇（二・七）米間	一八、八四六・三一〇円	円	円	昭和四年二月二十八日 同年八月二十八日
計	以上三等道路監督費					三、三一〇・九四〇			
計	二等道路			再改修 五、八〇一米（一一七一一〇・五）		二七、五六〇・一一〇	—	二七、六三六・〇〇〇 内返納 四五・八八〇	
計	三等道路			再改修 三四、三四三・八六米（八一二六一四九） 改修 二、二一八米（三一三一四・八）		七三、八一〇・六六〇	三一、四六一・七一〇	五一、八七〇・〇〇〇 内返納 一四三・〇四〇	
合計	一等道路			改修 四、七九一・八米（一一七一五五・四） 幅員擴張 二、〇〇〇米（一八一一〇）		四四、四四三・五〇〇	五三、四〇〇	四四、三八一・九五〇	
合計	二等道路			改修 一三、八〇八米（三一一八一三四・四） 再改修 五、八〇一米（一一一七一一〇・五） 幅員擴張 二、五七一・七米（二三一三四・九）		九三、一八四・九五〇	—	九四、六八四・〇五〇 内返納 二、五〇九・一〇〇	
合計	三等道路			改修 七七、八八七・五米（一九一二九・五七） 再改修 四五、四六三・四六米（二一二一三九・七） 幅員擴張 六、一九五・九米（一一一〇一四七・六）		三三、三四八・九〇〇	九六、六六七・四六〇	二三、一六七・三〇〇 内返納 二、〇九一・五六〇	
計						四八、八七三・〇〇〇	九六、一七〇・八六〇	三六六、一五六・〇〇〇 内返納 四、六〇〇・六六〇	

第六章　道路の維持修繕

第一節　常時の維持修繕

道路の改修と共に須臾も忘るべからざるは既成道路の保全にあり。若し之を閑却するに於ては巨額の資を投じたる改修の效果は沒却せらるゝに至るべきを以て、之が維持修繕に就ては周到なる注意を拂ひ、一・二等道路に在りては當初本府に於て直轄施工し、一面地方在來の慣行あるものは成るべく舊慣に基き沿道地方をして負擔の過重ならざる範圍に於て維持修繕に力を致し交通機關の整備を期せしめたるが、施行の順序方法等完備せざるを以て明治四十五年五月訓令を發し據るべき標準を示したり。卽ち一・二等道路は本府の管理に屬する所なるも各地方は之に對し密接の關係を有し、其の良否に付影響を受くること尠しとせず。故に地方に於ても從來の慣行を參酌し可及的維持修繕の途を講じ、本府の施工と相俟つて保全の實を擧ぐることに勗めしむべく、改修既成道路の修繕費として明治四十五年度より豫算の一部を分ち各地方廳に配付し併せて工事の施行を委任し、慣行の存する地方は夫役をも交へて使用することゝし之が實行方法に就き次の要項を定めたり。(一)一等道路及二等道路の維持修繕は總督府に於て直接施行するものゝ外地方廳に於て施行すること(二)地方廳に於て施行すべき維持修繕の概目は(イ)路面の嵩置・砂利敷其の他破損の修理(ロ)橋梁の小破修繕(ハ)溝渠の修理(ニ)竝樹の植栽及保護(ホ)路面の排水掃除及除雪(三)配付

を受けたる豫算定額内に於て既成一・二等道路に對し必要なる修繕工事施行すること(重要なる工事に在りては仕樣書設計書及圖面等を調製(四)配付を受けたる豫算定額内に於て既成一・二等道路に對し必要に應じ定工夫を配置し、常時の小修繕に從事せしむること(五)配付を受けたる豫算定額内に於て實地の必要に應じ豫備砂利置場を設置すること(六)配付豫算は國費に屬するを以て地方費又は補助工事と區分し、工事の施行及經費の取扱に就ては一般國費に關する規定に從ひ整理すること(七)重要なる工事に就ては工事監督員を設け工事中常に現場を監督せしむること(八)大なる破損其の他特殊の工事にして配付を受けたる豫算定額内に於て費用を支辨し能はざるか若くは施行困難なるときは其の都度大體の設計書を添へ施行方を本府に申請すること、但し時宜に因り狀況のみを申報するも妨げなきこと(九)道路修繕施行の狀況は其の要領を記し毎年三月七月十一月末日の三期に報告すること(十)實地の必要に應じ沿道部落の擔當區域を定め路面の排水・掃除・竝樹の保護及非常災害の場合に於ける防禦其の他地方の慣行に依り定期の小修繕を爲さしむること。

次で道路の保全に關する徹底を期する爲、大正元年十二月道路維持修繕規定を制定せり。其の要項は(一)一等道路及二等道路の維持修繕は朝鮮總督府に於て直接施行するものを除くの外道廳に於て施行すること(二)道廳に於て施行すべき道路及三等道路の維持修繕の概目はイ)路面の上置及路面の割石又は砂利の補塡ロ)路面の排水・掃除・除雪及雜草の芟除ハ)下水の浚渫及其の修繕ニ)掘割又は盛土の傾斜面の維持修繕ホ)橋梁及暗渠等の維持修繕ヘ)竝樹の植栽及保護ト)非常變災の場合に於ける防禦(三)道路の維持修繕は主として慣行に基き關係部落の夫役に依り農閑に於て之を施行すること(四)道廳は各道路に付關係部落の擔當區域を定め其の境界に標木を建つること(五)標木には沿道主要地よりの里程及其の所在部落の名を記載すること(六)道廳は必要あるときは定工夫を配置し常時道路の巡視竝修繕に從事すること(七)道路の維持修繕に付ては路面の排水竝其の凹凸に注意し、必要あるときは路面に補塡すべき割石又は砂利の置場を設け、之を貯へ置くこと(八)一等道路及二等道路の修繕工事にして重要なるものは豫め設計書・仕樣書及圖面を調製し朝鮮總督の認可を受くること等を定めたるも、大正四年に至り道路規則改正に際し維持方法に一部の改正を加へ道路規則中に編入せり。其の内容は第二章道路に關する制度に於て之を述べたるを以て爰に重複記述を省く。此の改正に依り常時の維持修繕は府の區劃内の道路は等級に拘らず總て府尹に於て施行し、其の他の道路は地方費又は沿道部落の負擔を以て道知事に於て施行し、一・二等道路に關しては監視員及修路工夫の制を確定して其の保全に遺憾なきを期すること、せしが、之が爲增加すべき地方の經費は當分の内國庫より補助を與ふることゝし大正五年度より大正十二年度迄實行せしが、現在に在りては補助を與へず府費・道地方費又は關係部落の負擔に屬せり。

國の施行すべき道路の修繕に就ては最初道路規則制定の當時は常時と臨時とに區分せず、大正四年に至り道路規則改正の際始めて之を區分したるを以て、大正四年度迄は常時と臨時とに屬する費用の區分爲し難く、又大正五年度より大正十二年度迄に於ける國庫補助額は左表の如く百三十七萬四千六百六十七圓なるも、地方費支出額は關係書類燒失其の他の爲不明のものありて正確

なる數字を掲ぐる能はざるを以て、後節臨時の修繕に於て地方費決算に基き常時と臨時とを合せたる支出額を掲ぐることゝせり。

常時修繕費國庫補助額表

（單位圓）

道府名	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	合計
京畿道	八、九〇〇、〇〇〇	一三、五九二、〇〇〇	一五、八九七、〇〇〇	一五、二七七、〇〇〇	一九、八〇〇、〇〇〇	二〇、八〇〇、〇〇〇	二〇、八〇〇、〇〇〇	二〇、八〇〇、〇〇〇	一三五、八五〇、〇〇〇
忠清北道	三、九三〇、〇〇〇	八、八四〇、〇〇〇	六、九二六、〇〇〇	七、三四六、〇〇〇					二七、〇六〇、〇〇〇
忠清南道	六、一五〇、〇〇〇	二三、八三四、〇〇〇	八、〇八三、〇〇〇	九、九三四、〇〇〇					三七、〇〇一、〇〇〇
全羅北道	五、三一〇、〇〇〇	二一、六五九、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	七、二七〇、〇〇〇					三〇、五五〇、〇〇〇
全羅南道	六、〇一〇、〇〇〇	一〇、三五一、〇〇〇	九、〇八九、〇〇〇	九、〇〇四、〇〇〇					三五、〇八〇、〇〇〇
慶尙北道	六、三九〇、〇〇〇	二二、九一〇、〇〇〇	一三、三七五、〇〇〇	一三、一六〇、〇〇〇					三五、〇八〇、〇〇〇
慶尙南道	七、一八〇、〇〇〇	一三、三六〇、〇〇〇	一一、三三〇、〇〇〇	五、九二一、〇〇〇					三七、八五七、〇〇〇
黃海道	五、四〇〇、〇〇〇	七、〇〇四、〇〇〇	一一、七六六、〇〇〇	九、七八七、〇〇〇					三〇、九〇〇、〇〇〇
平安南道	七、五五〇、〇〇〇	一八、九三〇、〇〇〇	一七、八七四、〇〇〇	一三、五五八、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、八〇〇、〇〇〇
平安北道	四、五八〇、〇〇〇	一一、九〇四、〇〇〇	八、四四〇、〇〇〇	一二、二五八、〇〇〇		三二、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	一四〇、八〇〇、〇〇〇
江原道	六、八五〇、〇〇〇	一五、三二一、〇〇〇	一五、九七六、〇〇〇	一七、六三七、〇〇〇		一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一〇六、八〇〇、〇〇〇
咸鏡南道	六、八一〇、〇〇〇	二四、八八〇、〇〇〇	一七、八四四、〇〇〇	一七、三三〇、〇〇〇		三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	二九〇、八三〇、〇〇〇
咸鏡北道	六、四〇〇、〇〇〇	一三、六〇二、〇〇〇	一六、〇〇九、〇〇〇	一六、七九八、〇〇〇		三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	二八、七九九、〇〇〇
京城府	一八、五〇〇、〇〇〇	二五、七九九、〇〇〇	三一、〇一五、〇〇〇	二七、三五四、〇〇〇					一〇八、六六八、〇〇〇
仁川府	—	—	—	一、〇八七、〇〇〇					一、〇八七、〇〇〇
群山府	—	—	—	八九三、〇〇〇					八九三、〇〇〇
木浦府	—	—	—	六九一、〇〇〇					六九一、〇〇〇
大邱府	—	—	—	二、一二五、〇〇〇					二、一二五、〇〇〇
釜山府	—	—	—	二、四四九、〇〇〇					二、四四九、〇〇〇
馬山府	—	—	—	一、四三三、〇〇〇					一、四三三、〇〇〇
平壤府	—	—	—	三、四二九、〇〇〇					三、四二九、〇〇〇
鎭南浦府	—	—	—	二、四七一、〇〇〇					二、四七一、〇〇〇
新義州府	—	—	—	一、〇七七、〇〇〇					一、〇七七、〇〇〇
元山府	—	—	—	一、一一六、〇〇〇					一、一一六、〇〇〇
淸津府	—	—	—	一、三九四、〇〇〇					一、三九四、〇〇〇
合計	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一九九、八六七、〇〇〇	二四〇、八〇〇、〇〇〇	一九八、〇〇〇、〇〇〇	一九八、〇〇〇、〇〇〇	一九八、〇〇〇、〇〇〇	一、二四一、六六七、〇〇〇

第二節　臨時の修繕

臨時修繕は災害又は自然破損に基く道路橋梁の大破修繕若くは改築を爲すものにして、總督の管理に屬する道路に就ては國費を以て施行するを原則とし、三等以上の道路の臨時修繕は各管理廳たる地方廳に於て實施したるが之に投じたる支出額左の如し。

一國費に依る一・二等道路の修繕費は前節に於て述べたる如く、大正四年度迄は常時と臨時に區分せず。又大正五年度以降支出したるものは臨時修繕のみなるを以て之に大正四年度迄の支出

額を併算すれば、第一號表の如く六百七十七萬九千二百十一圓八十三錢五厘を示せり。

右に掲ぐる外道路規則第六條第一項但書の府は從來京城府のみを指定せしが、大正七年七月其の他の十一府も但書の指定をなし大正八年四月一日より實施の結果、府の區劃内の道路は道路の等級に拘はらず府尹之を管理することゝなりたるも、當時の府の財政狀態は全部の道路に對し獨力を以て其の費用を負擔するの困難なしりに鑑み、大正八年度に於て常時修繕以外の臨時修繕に對しても國庫より補助を與へたり。其の金額は第二號表に示す如く二萬三千三十三圓なり。而して大正九年度よりは大正八年度より地方費の財源に移したる戸稅及家屋稅の增徵を認めたる結果國庫補助は之を廢止し、專ら地方費より補助せしむることゝせり。

二地方廳に於て支出したる修繕費は前節に述べたる如く常時と臨時とに區分すること能はざるを以て、決算額に就き調査するに左記第一號表（府支出額の内には道地方費より補助を受けたるものあるも金額判明せざるに付區分せず又府の支出額は決算書に修繕費の科目なく且道路等級も不明に付經常部の道路橋梁費支出額全部を掲ぐ）の如く一千七百一萬八十七圓二十三錢二厘にして、之に前記國庫支辨のものを合算すれば二千三百七十八萬九千二百九十九圓六錢七厘となれり。

第一號表　自明治四十四年度至昭和三年度　**一・二・三等路修繕費支出額表**（其の一）（單位圓）

年度別	國費支出額	地方費支出額				府費支出額		
		道路補助	國庫補助	地方費	計	國庫補助	府費	計
明治四十四年度	五八、一七九、一五〇	—	四四、三六五、五五〇	四四、三六五、五五〇	四四、三六五、五五〇	—	—	—
大正元年度	九九、六六八、五〇〇	—	五六、三九九、五〇〇	五六、三九九、五〇〇	五六、三九九、五〇〇	—	—	—
同二年度	一七八、三六三、五四〇	—	六九、〇九三、五〇〇	六九、〇九三、五〇〇	六九、〇九三、五〇〇	—	—	—
同三年度	二三七、八三三、五三〇	—	三三、一二四、三五〇	三三、一二四、三五〇	三三、一二四、三五〇	—	—	—
同四年度	二二九、五二二、八〇	—	四〇、九二六、七三〇	四〇、九二六、七三〇	四〇、九二六、七三〇	—	—	—
同五年度	二三八、〇三九、四六〇	—	八七、六二一、六五	八七、六二一、六五	一六八、一八二、六五	一八、五〇〇、〇〇〇	五三、一四二、八〇	五三、一四二、八〇
同六年度	二三六、〇五八、二三五	—	一七四、二二一、〇〇〇	六八、九九八、六〇	二四三、一五九、六〇	二五、七八九、〇〇〇	四四、八一〇、三六〇	四四、八一〇、三六〇
同七年度	二〇〇、八八八、二五〇	—	二六八、九七五、〇〇〇	一五五、六八四、九〇	三三四、六六三、四九〇	三一、〇二五、〇〇〇	五八、六六八、三〇	五八、六六八、三〇
同八年度	三五〇、七八五、七六〇	—	一五四、三五八、〇〇〇	二〇七、四四〇、二一〇	三六一、八〇八、二一〇	六八、五四一、〇〇〇	六九、七三二、七〇〇	六九、七三二、七〇〇
同九年度	六五八、二六七、八六〇	—	二四〇、八〇〇、〇〇〇	一、一二七、九三七、五三〇	一、三七八、六六四、〇五五	—	二九三、〇三五、九九〇	二九三、〇三五、九九〇
同十年度	六一、九六三、五三〇	—	一七八、〇〇〇、〇〇〇	一、二七八、六六四、〇五五	一、四五七、四四八、三〇	—	三三四、一五二、〇五〇	三三四、一五二、〇五〇
同十一年度	七〇八、八七五、六一〇	—	一七八、〇〇〇、〇〇〇	一、四五七、四四八、三〇	一、六三五、四九四、三〇	—	三九四、四七七、四二〇	三九四、四七七、四二〇
同十二年度	五九五、八三〇、六〇〇	—	一七八、〇〇〇、〇〇〇	一、五二三、七七七、〇七〇	一、七〇一、七七七、〇七〇	—	三四四、〇〇八、二八〇	三四四、〇〇八、二八〇
同十三年度	四八二、七六六、〇〇〇	—	一七八、〇〇〇、〇〇〇	一、五九四、一九五、五七〇	一、五九四、一九五、五七〇	—	三一六、二六四、九四〇	三一六、二六四、九四〇
同十四年度	四八九、八八四、七一〇	—	一七八、〇〇〇、〇〇〇	一、三三〇、一八二、九〇	一、三三〇、一八二、九〇	—	二七四、六二三、〇五〇	二七四、六二三、〇五〇
昭和元年度	四八六、三二〇、四五〇	—	—	一、二〇九、一六九、八一〇	一、二〇九、一六九、八一〇	—	三一五、五四五、八六〇	三一五、五四五、八六〇
同二年度	六五〇、六〇五、一三〇	—	—	一、一三〇、八〇六、八五〇	一、一三〇、八〇六、八五〇	—	三一一、九八〇、〇九〇	三一一、九八〇、〇九〇
同三年度	六七七、六七九、八六〇	—	—	九九六、四〇六、六七〇	九九六、四〇六、六七〇	—	三一一、九八〇、〇九〇	三一一、九八〇、〇九〇
合計	六、七七九、二一一、八三五	一、二三三、八四四、〇〇〇	二二、四〇二、一六八、一三五〇	一三、六五六、一二五、一三五〇	一四三、八五六、〇〇〇	三、一四〇、一五八、〇八〇	三、三四一、一五四、〇六〇	三、三四一、一五四、〇六〇

自明治四十四年至昭和三年度　一・二・三等道路修繕費支出額表（其の二）（單位圓）

年度別	地方費支出額																								合計
	國庫補助	留居民費	計																						
			計																						
明治四十四年度	—	—	一六、四六六、六一	一六、四六六、六一																					一六、四六六、六一
大正元年度	—	—	一四、一三六、六九	一四、一三六、六九																					一四、一三六、六九
同　二年度	—	—	九、三三、九二	九、三三、九二																					九、三三、九二
同　三年度	—	—	—	—																					八、一五六、六〇
同　四年度	—	—	—	—																					八、六六〇、〇〇
同　五年度	—	—	—	—																					二、三四、〇〇〇
同　六年度	—	—	—	—																					三一、九二〇、〇〇
同　七年度	—	—	—	—																					四一、四六、一〇
同　八年度	—	—	—	—																					一九、一〇五、〇〇
同　九年度	—	—	—	—																					一、五三六、六二一
同　十年度	—	—	—	—																					一、四九、四五〇、〇〇
同　十一年度	—	—	—	—																					一、六六、六四六、〇
同　十二年度	—	—	—	—																					一、六六、一三四、四〇
同　十三年度	—	—	—	—																					一、九三六、一〇三、〇
同　十四年度	—	—	—	—																					一、六三六、四四一、〇
同　昭和元年度	—	—	—	—																					一、四八三、七二六、〇
同　二年度	—	—	—	—																					一、四四六、三七一、〇
同　三年度	—	—	—	—																					一、三八六、三四六、〇

第二號表　大正八年度一・二等道路臨時修繕費府別國庫補助額表

府別	國庫補助額	府別	國庫補助額	摘要
京城府	五、五七六円〇〇〇	平壤府	八六〇〇〇円	
仁川府	五〇五〇〇〇〇	鎭南浦府	—	
群山府	二、〇〇九〇〇〇	新義州府	三、八二五〇〇〇	
木浦府	—	元山府	四七〇〇〇〇	
大邱府	五五五〇〇〇	清津府	四、六七六〇〇〇	
釜山府	三、九三一〇〇〇			
馬山府	一、四〇〇〇〇〇	計	三三、〇三三〇〇〇	
合計	—		二〇、七〇〇、〇一一	二三、七八、一五六、〇三一

第四編　河川改修

第一章　河川の概況

第一節　河川の狀況

朝鮮半島は日本海岸に接近して脊髓山脈縱走せる爲日本海に注ぐ河川は豆滿江を除きては一般に勾配急なる小河のみなるも、黃海及朝鮮海峽に注ぐ河川は勾配緩なる大河に富み、就中鴨綠江・漢江・洛東江は內地に於ける最大の利根川よりも其の流域遙かに大にして大同江は之と伯仲せり。

古來朝鮮の河川は殆んど人工を加へられたることなく自然の儘に放任せられ概ね原始的狀態を呈し、水流は擅に河岸を浸蝕して流路屈曲し、洪水は沿岸平野に氾濫して沃野を荒廢に歸せしむ。河川流域の狀況不良なるは洛東江右岸支川・錦江中流部支川及蟾津江支川等の一部にして、其の面積は全鮮の百分の二に過ぎず、他は概して樹木繁茂し水源狀態不良ならず、西鮮及北鮮の奧地には鬱蒼たる森林あり、之より發する鴨綠江・豆滿江・大同江・漢江等の大河川の上流部は良好なる河狀を呈せり。

斯の如く流域狀態概して良好なりと雖下流部平野の荒廢せるは、全く夏期豪雨に基く洪水量頗る大なると、平時寡雨にして渴水量極めて尠なきとに因れり。

雨期七・八月の交、山東方面より襲來する低氣壓は半島を橫斷して豪雨を齎らし、一日の雨量四百粍以上に達すること稀ならず、而も短時間の强雨竝に連續雨量夥しく內地河川に比し著しく洪水量大なり。而して雨期に於て年雨量の約六割を齎すを以て其の他の季節の降雨は極めて少く尙蒸發量夥しき五・六月の交に於ても雨量少なきを常とし、旱魃の爲に水稻の植付不能に陷ること屢々なり。

實狀斯の如くなるを以て河川沿岸の農民は豪雨臻れば洪水を恐れ、旱天續けば旱魃を憂ふるの狀態にて、作物の收穫は不確實にして農業は全く投機事業の如き觀を呈し、農法自ら粗笨に流れ平均收穫は內地の六割內外に過ぎずして、到底半島人口の八割を占むる農民の生活の安定は望むべからざる狀態に在るを以て、河川の改修は國土の保全、民心の安定產業の開發上最も緊要事に屬せり。今朝鮮に於ける主要河川の現狀を列記すれば卽ち左の如し。

朝鮮主要河川一覽表

河川名	流域面積	流路延長	航路延長	流域內耕地面積			水源	河口
				畓	田	計		
	方粁	粁	粁	町歩	町歩	町歩		
直轄河川								
鴨綠江	六二、六六五・七	七九〇・四	六九七・八	一八、一四二・五	三三七、二九一・三	二四五、四三三・八	咸鏡南道甲山郡普惠面白頭山	平安北道龍川郡龍川面黃海
豆滿江	四一、二四三・九	五二〇・五	八五・三	一、四〇〇・二	六三、九六一・四	六五、三六一・六	咸鏡北道茂山郡三長面白頭山	咸鏡北道慶興郡蘆西面日本海
漢江	三四、三三六・四	四六九・七	三〇〇・四	二一三、一九二・四	四一、四五五・二	六二四、六四七・六	江原道三陟郡下長面大德山	京畿道金浦郡月串面開城郡興敎面
洛東江	二三、八五九・八	五二五・二	三四・一	二六五、九八八・八	二六六、五六〇・〇	五三三、五四八・八	江原道三陟郡上長面咸白山	慶尙南道金海郡鳴旨面東萊郡沙下面
大同江	一九、三八五・五	三九七・一	二四四・五	八三、〇一九・六	四五五、七二一・一	一〇五、〇七七・一	平安南道寧遠郡小白面狼林山	平安南道龍岡郡新寧面黃海道殷栗郡長連面
錦江	九、八八五・八	四〇一・四	一三〇・二	一五一、二六〇・八	一〇四、〇八二・〇	一四四、八五五・七	全羅北道長水郡長水面蛇頭峯	全羅北道沃溝郡米面忠淸南道舒川郡西南面
淸川江	九、四六五・九	一九八・八	一三二・〇	四一、〇八二・〇	四五五、七二一・一	三一、七六八・五	平安北道熙川郡新豐面石立山	平安北道定州郡葛山面老江鎭
蟾津江	四、八六六・五	二一二・三	三八・七	六三、五二二・三	三一、八三六・四	八五、一八三・九	全羅北道鎭安郡白雲面入谷山	慶尙南道河東郡南面、全羅南道光陽郡津月面
禮成江	四、〇四八・九	一七四・三	六四・八	三三、八三八・四	五、〇一一・五	八五、一八三・九	黃海道谷山郡西村面大角山	黃海道開城郡南面黃海道延白郡海月面
龍興江	三、三九六・七	一三四・八	六三・六	五、〇一一・五	四三、八九二・九	四四、〇四七・四	咸鏡南道高原郡雲谷面麒麟嶺	咸鏡南道永興郡憶岐面鎭坪面永興灣
榮山江	二、七八八・二	一一五・八	四七・八	六三、二七八・六	三〇、七九九・一	九四、〇七七・七	全羅南道潭陽郡龍面栗峠	全羅南道務安郡一老面羅州郡洞江面
城川江	二、三三八・四	九八・六	—	一六、七三三・六	四八、五一〇・一	六五、二四三・七	咸鏡南道新興郡下元川面禁牌嶺	咸鏡南道咸興郡三平面
北靑南大川	二、〇五五・七	六六・五	—	三、九八八・六	二一、九三六・四	二五、八五五・〇	咸鏡南道北靑郡泥谷面通八嶺	咸鏡南道北靑郡靑海面坪山面
安城川	一、七三一・〇	七六・二	三一・二	三三、九九三・六	一八、七一〇・四	五一、七〇四・〇	京畿道安城郡三竹面國師峯	京畿道振威郡玄德面忠淸南道牙山郡仁州面
揷橋川	一、六九九・二	六一・〇	二八・九	三七、八四六・一	一八、五四六・三	五六、三九二・四	忠淸南道洪城郡長谷面鳥捷山	忠淸南道牙山郡仁州面唐津郡新平面
萬頃江	一、六〇一・七	九八・五	四九・五	四四、五〇六・八	一三、四三一・六	五七、九二九・四	全羅北道全州郡東上面遠燈山	全羅北道沃溝郡舊邑面金堤郡進鳳面
兄山江	一、一六六・八	六二・二	—	一九、一三七・二	一五、五〇三・七	三四、六四〇・九	慶尙南道蔚山郡斗西面瓦里	慶尙北道迎日郡浦項面浦項里

河川名	流域面積	流路延長	航路區域	流域内耕地面積 田	流域内耕地面積 畓	流域内耕地面積 計	水源	河口
安邊南大川	一、一六二・四方粁	八二・〇粁	一粁	二六、四〇七・〇町歩	六、二三五・九町歩	三二、六四二・九町歩	江原道平康郡高揮面白峯	咸鏡南道安邊郡安道面
東津江	一、〇三四・二	四四・八	—	二一、〇〇九・三	三八、七四四・二	四七、七五三・五	全羅北道井邑郡山外面豐方山	德源郡縣面永興灣 全羅北道金堤郡進鳳面扶安郡東津面
輸城川	八八八・四	六七・四	—	六、二一一・二	三四・八	六、三四六・〇	咸鏡北道富寧郡西上面車輪山	咸鏡北道清津府
地方河川								
端川南大川	二、四〇四・八	一六一・四	—	一、八九七・〇	一、〇四七・〇	二、九四四・〇	咸鏡南道甲山郡鎭東面樺洞嶺	咸鏡南道端川郡波道面
漁郎川	一、八九七・九	一〇三・四	—	三〇、九五〇・〇	二、二四二・〇	三三、一九二・〇	咸鏡北道鏡城郡朱南面机山峯	咸鏡北道鏡城郡漁郎面
北大川	一、三七二・七	一一七・六	—	一八、四四九・〇	八、〇七七・〇	一九、二九六・〇	咸鏡南道端川郡北斗日面頭流山	咸鏡南道端川郡利中面
吉州南大川	一、三七〇・五	九八・五	—	二六、一〇七・〇	一、一五二・〇	二七、二五九・〇	咸鏡北道吉州郡暘社面雲嶺峯	咸鏡北道吉州郡東海面城津郡鶴東面
金津江	九一四・七	九〇・八	—	八、五七四・〇	一、八三・〇	一〇、四〇七・〇	咸鏡南道定平郡高山面黃山峯	咸鏡南道定平郡泰柳面歸林面
長淵南大川	七九三・二	六七・二	—	一七、四五八・〇	五、四七三・〇	二三、九三一・〇	黃海道信川郡草里面車踰嶺	黃海道長淵郡海安面、薪花面
朱乙溫川	七七八・〇	四二・四	—	六、〇四八・〇	三七・〇	六、三五五・〇	咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面渡正山	咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面
南江	六九〇・八	七七・三	—	一、六一五・〇	二、六六一・〇	四、二七七・〇	江原道高城郡水洞面香爐峯	江原道高城郡高城面
大和江	六三六・四	四一・五	—	五、七一五・〇	一〇、〇七七・〇	一五、七九二・〇	慶尙南道蔚山郡上北面雲門山	慶尙南道蔚山郡下庸面
耽津江	四八八・四	四一・〇	—	四、六二四・〇	八、八八七・〇	一三、五一一・〇	全羅南道靈岩郡金井面國土峯	全羅南道康津郡郡東面
襄陽南大川	四八〇・〇	二九・〇	—	二、一四五・〇	二、〇八〇・〇	四、二二五・〇	江原道江陵郡連谷面頭老峯	江原道襄陽郡襄陽面
盈德五十川	三八〇・八	四〇・〇	—	二、五一九・〇	一、九二一・〇	四、〇六〇・〇	慶尙北道迎日郡竹南面上玉洞	慶尙北道盈德郡盈德面江口洞
三陟五十川	三七二・四	四二・〇	—	三、二七二・〇	三〇一・〇	三、五七三・〇	江原道三陟郡所達面九士里	江原道三陟郡三陟面
羅北川	二八一・六	四二・六	—	三、五三九・〇	六八・〇	四、二五七・〇	咸鏡北道鏡城郡龍城面高城山	咸鏡北道鏡城郡龍城面
江陵南大川	二六五・二	五一・三	—	二、〇三三・〇	二、一〇〇・〇	四、一三三・〇	江原道江陵郡旺山面排唐嶺	江原道江陵郡江陵面、城德面
艾山江	二五六・〇	二八・〇	—	二、〇二四・〇	八、七六八・〇	一九、七九二・〇	平安南道平原郡東松面降龍山	平安南道平原郡海蘇面西海面
梧村川	二五四・〇	二八・〇	—	三、五三五・〇	四八・〇	三、五八三・〇	咸鏡北道鏡城郡梧村面大連谷山	咸鏡北道鏡城郡梧村面

河川狀況を述ぶるに伴ひ、河川の利用狀況に就き之を航運・灌漑・河川經濟狀況の三項に分ち記述すれば次の如し。

一、航運狀況

航運狀況は往時鐵道及道路等の交通機關發達せざりし時代に於ては、洛東江・漢江・大同江等の大河川は物資輸送上偉大なる使命を有し、運輸の系統は專ら之等河川を根幹として定まり、生活必需品たる鹽・鹽魚・綿糸布類は河川を遡航して內陸に輸送せられ、下航に際しては穀物類を搬出する例なりしが、最近交通機關の發達に伴ひ之が利用局限せられて漸次減退の趨勢を示せるも、大體に於て貨物數量の增加率減少せるに止まり、鹽・鹽魚・雜貨の遡航・穀物・木材・石炭・煙草等の搬出には今仍ほ盛に利用せられつゝあり。殊に鴨綠江の流筏の如きは年々三百萬尺締を算し、安東縣新義州の殷賑を齎らし、又大同江平壤を中心とする石炭の搬出、漢江に於ける米穀・鹽の遡航に依る龍山・麻浦の

殷盛、錦江に於ける群山、江景間の米穀、洛東江下流の米穀輸送は朝鮮河川航運上特筆すべきものなりとす。今各河川に就き航運狀況の概要を示せば左の如し。

河川名	有潮航路	無潮航路	全航路	主要河津	航行貨物概數	主要貨物
※大寧江	二五・六 粁	四三・六 粁	六九・二 粁	舊津	四七・〇三二 噸	鹽・木材・薪
※清川江	一八・三	六九・二	八七・五	元一里・龍西里	六〇・六七一	石炭・鹽・木材
※大同江	一八七・四	三三・六・二	五二三・六	兼二浦・保山・平壤	七二九・七〇〇	石炭・鐵鑛石・穀物・砂糖
※載寧江	八一・四	—	八一・四	海倉・青龍・新換浦・壽域	一九三・三三	鑛石・穀物・雜貨
※禮成江	五三・四	—	五三・四	玉山浦・漢橋洞	三二・四二一	米・雜穀・雜貨
臨津江	四七・三	九〇・八	一三八・一	高浪浦・汝山	二一・九〇〇	米・雜穀・鹽・雜貨
漢江	五七・六	六〇五・八	六六三・四	麻浦・龍山・西氷庫・鑛島・忠州・驪州	一一〇・〇〇〇	米・雜穀・鹽・薪炭・煙草
※錦江	八二・七	六二・〇	一四四・七	江景・論山・窺岩里	一二八〇七五	米・木材・鹽・鹽魚・肥料・雜貨
※萬頃江	三七・〇	—	三七・〇	東之山・木川浦・大場村	三・八三八	米・雜貨
榮山江	四二・三	一八・〇	六〇・三	榮山浦	一三・〇〇〇	米・棉・鹽・雜貨
蟾津江	一四・八	四七・六	六二・四	河東・松亭里	一四・七〇〇	穀物・薪炭・雜貨
洛東江	四二・四	三六七・二	四〇九・六	下端・龜浦・三浪津・倭館	七二・〇〇〇	米・雜穀・鹽・雜貨
龍興江	二〇・五	—	二〇・五	五里浦	三・七〇〇	黑鉛
計	七一〇・七	一、六三〇・四	二、三四一・一		一、四二九、三四九	

即ち航路延長二千三百四十餘粁に對し航行貨物總數約百四十二萬九千餘噸に上り、一粁當平均六百十一噸を示せり。

尚本表中※印を附しある河川は昭和二年の統計に基き、他は主として大正四年前後の數字なるを以て精確を期し難きも以て其の概要を窺ふに足らん。

各河川に於ける概況に就ては、朝鮮河川調査書第九章河川利用狀況第二節水運三百八十九頁以下に詳述しあるを以て茲に記述を省略す。

二、灌漑狀況

朝鮮の氣候風土は米作に適し、內地に比して毫も遜色あるを見ず。古來農を以て國本とし農業は朝鮮產業の中樞をなし、明治四十三年に於て畓の面積八十四萬七千餘町歩を示したるが、總督府始政以來着々畓の增加を圖り、最近に於ては百六十二萬町歩に達したるも、飜て灌漑の狀況を見るに其の施設極めて不備にして、其の設備を有するもの約四十四萬町歩にして、全面積の二割七分强に過ぎざるのみか設備を有するものと雖、水利組合地域約十二萬町歩の外は一に自然河川の流量に俟つものなり。然るに朝鮮に於ける河川の渴水量は極めて僅少なるを以て結局天水に依るものと大差なき狀態に在るもの多し。茲を以て旱天には全鮮的に夥しき旱害を蒙り慘狀視るに忍びざるものあるに反し、降雨荐りに臻り河水の氾濫せし年は必ず豐作に惠まれる如き內地と著しく趣を異にするところにして、斯は洪水氾濫の爲河邊の地は收穫皆無を告ぐるも、其の面積全體に比して極めて僅少なるに因るものなり。斯くて朝鮮の米作は五年二作乃至三作を以て普通となし年々の收穫高の如き內地反當米一石七八斗を算するに對し、僅かに七八斗に過ぎざる狀況なり。

茲を以て曩に韓國財政顧問は灌漑施設改善の一大急務なるを認め、光武十年（明治三十九年）四月度支部令を以て水利組合條例を發布し、又明治四十二年以降堤堰洑修築に對し年々一萬圓内外の補助をなしたり。

總督府は大正六年七月十七日制令第二號を以て、水利組合令を發布して從來の水利組合條令に代へ、灌漑・排水又は水害豫防の爲必要あるときは朝鮮總督の認可を經て組合を設立し、組合事業の利益を享くる土地を以て其の區域とし、其の區域内の土地・家屋其の他の工作物を所有するものを以て組合員となすことゝし、一方大正八年四月水利組合補助規程を發布して、水利組合の企業に對しては、其の工事費の百分の十五に相當する補助金を交附することゝしたり。大正九年度に至り更に補助の範圍を擴張して水利組合以外の個人企畫の事業にも之を及ぼすことゝし、補助金も畓の灌漑設備を改善するものに對して二割以内、田を畓に變換するものに對して二割五分以内、前記以外の土地を開墾又は干拓して畓となすものに對して三割以内を交附することゝし、年々三百萬圓の補助金を豫算に計上して水利組合事業の指導奬勵に努めたり。

大正十五年に至り產米增殖の大方針を定め、年々の補助金を六百萬圓に增加し、爾後十四箇年間に三十五萬町歩の土地改良を爲すべき所謂朝鮮土地改良事業計畫を樹立したり。

本事業は、當時朝鮮の畓總面積百五十五萬町歩より灌漑設備を有する約四十萬町歩を控除せる百十五萬町歩の中灌漑設備を爲し得るもの四十萬町歩、田畑總面積三百萬町歩の中地目變換に依り畓と爲し得るもの約二十萬町歩、開墾干拓見込面積二十萬町歩中畓と爲し得るもの十七萬町歩、治水事業に依り生ずる土地三萬町歩合計約八十萬町歩を目標とし、先づ其の約二分の一卽ち三十五萬町歩を昭和十四年度迄に完成せしめむとするにあり。

斯の如くにして朝鮮の產米高は始政當時約一千萬石を上下せるもの、十八箇年後の昭和二年には一千七百餘萬石を產し、始政當時は內地に向け約百萬石の移出を爲すに過ぎざりしも、現今に至りては其の量六百萬石を超え、今後の增加更に著しきものあるべし。今畓面積及灌漑面積の變遷竝に河川別灌漑狀況を示せば次の如し。

一、畓面積及灌漑面積の變遷

（面積の單位町歩）

種別	畓總面積	灌漑設備狀況															
		水利組合				在來堤堰洑				認可事業				合計			
		個所	面積			個所	面積			個所	面積			個所	面積		
明治四十三年	八四七、六六七	五	六、三三六	二、六八五	二四〇、七二一					一	一	二、六八五	二四七、〇五七				
同　四十四年	一、〇〇二、三三五	五	六、三三六	二、六八五	二四四、〇八四					一	一	二、六八五	二五〇、四二〇				
大正元年	一、〇二四、三九四	六	八、三三三	二、六八五	二五〇、五二六					二	三	二、六八八	二五八、八七二				
同　二年	一、〇六七、二九〇	六	八、三三三	二、六八五	二五六、九八五					五	四五七	二、六八六一	二六五、七七五				
同　三年	一、〇八九、三三〇	七	一六、一九四	二、六八五	二六四、八二五					一〇	一、〇四五	二、六八六七	二六二、〇六四				
同　四年	一、一七七、五三〇	七	一六、一九四	二、六八五	二七一、八六六					二三	一、八一九	二、六八八〇	二八九、八七九				
同　五年	一、二三〇、三三五	一一	二三、九四七	二、六八五	二七九、三九九					三〇	二、七四一	二、六八九一	三〇六、〇八七				
同　六年	一、四二五、〇九三	一三	二四、七四七	二、六八五	二八六、二三一					四四	三、五五八	二、六九〇六	三一四、五三六				
同　七年	一、五四四、四三〇	一三	二四、七四七	二、六八五	二九〇、八一四					五八	五、二六七	二、六九二〇	三三〇、八二八				

種別	沓總面積	灌漑設備狀況 水利組合 個所	面積	個所	面積	個所	面積	個所	面積
				在來堤堰狀況		許可事業		合計	
同八年	一、五四三〇八九	一九	三六、一四三	二六、八五〇	二九〇、八一四	六五	六、三〇五	二六、九四四	三三三、二六三
同九年	一、五四三、七〇一	二七	四三、七三〇	二六、八五〇	二九〇、八一四	七二	七〇一五	二六、九四九	三四一、五九九
同十年	一、五四三、六四	三八	四九、六四二	二六、八五〇	二九〇、八一四	八三	八、六七二	二六、九七一	三四九、二八
同十一年	一、五四九、二三	五〇	六六、八〇二	二六、八五〇	二九〇、八一四	一一七	九、六〇三	二七〇、七一七	三六七、二九九
同十二年	一、五四九、四六一	五五	七六、四六六	二六、八五〇	二九〇、八一四	一六六	一一、〇一六	二七〇、七一	三七八、三七六
同十三年	一、五四三、九八	六〇	八、二三七四	二六、八五〇	二九〇、八一四	一九二	一八、七九六	二七〇、一〇二	三九一、九四
同十四年	一、五六三、三六六	七二	一〇、二三六	二六、八五〇	二九〇、八一四	二三〇	二七〇、四四	二七〇、一五二	四二一、一〇四
昭和元年	一、五七四、一五七	九〇	二六、六六一	二六、八五〇	二九〇、八一四	二七三	三三、六二三	二七〇、二三	四四四、三八
同二年	一、五八七、〇五三	一〇九	三六、六六一	二六、八五〇	二九〇、八一四	三〇八	四五、三四四	二七〇、二六七	四七二、六九

河川別灌漑狀況に就ては朝鮮河川調査書第九章河川利用狀況第三節灌漑四百十頁以下に詳述しあるを以て玆に省略す。

三、河川經濟狀況

各河川流域別の經濟狀況を示せば次の如し。

河川名	流域面積	人口	沓面積	田面積	主要農作物生産高 米	麥	豆類	雜穀	蔬菜	棉	煙草	總生産額	地價	課稅
大同江	三、六八三、五四 方粁	三、七七、三三五 人	一、七七、九六 町歩	五七、〇九六 町歩	一二、五一、三八 石	六、五六 石	八、一、三六 石	三一〇、五三、三六 石	五六、四三、〇四五 貫	八四〇、三一三 斤	三、五八、三六 貫	七、一三 千円	五、七三〇 千円	
載寧江	一、六七、〇五三	一、八一三、七六八	一、六七、九〇五	四七、五五〇	一、六七、〇五一	一、〇一〇、一八六	一、六八、一四一	一、六八、一四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
禮成江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
臨津江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
漢江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
錦江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
萬頃江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
榮山江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
綾津江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
洛東江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
龍興江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
城川江	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	
全鮮	一、六七、〇五三	一、八七、七六五	一、六七、五五一	三七、七六六	一、一一、七四	一、一一、一四一	一、六七、五四一	一、六七、五四一	一、六七、五六、九七五	一、一一四、一三	五五、八五〇	一、三〇、〇四四	七、四六六	

備考　本表中清川江・大同江・載寧江・漢江・錦江・萬頃江・榮山江・綾津江・洛東江・龍興江・城川江の十一河川の主要農作物生産高に就ては大正九・十・十一の三箇年分及其の平均、人口・耕地面積及課稅地價に就ては大正十一年末現在、又大寧江・臨津江・禮成江の三河川の主要農作物生産高に就ては大正十二・十三・十四の三箇年分及其の平均、人口・耕地面積及課稅地價に就ては大正十四年末現在に於ける調査なり。又本表總生産額は平均米一石二十五圓、麥一石十二圓、豆一石十三圓、雜穀一石八圓五十錢、蔬菜一貫二十錢、棉一斤二十錢、煙草一貫一圓五十錢として算出したるものなり。

第二節　氣　象

氣象は雨量・蒸發量・氣溫の三種に分ち其の概要を記述すべし。

一、雨　量

朝鮮に於ける雨量は各地甚だしき差異あり、其の中最も多雨區域と目せらるゝ地方は

(イ) 鴨綠江流域附近(洛東江下流部及支流南江、榮山江上流部竝錦江の南部以上各流域を含む)　年雨量　一、三〇〇乃至一、四〇〇粍
(ロ) 清川江流域附近(大寧江流域及大同江上流部流域を含む)　年雨量　一、二〇〇乃至一、三〇〇粍
(ハ) 江原道東海岸(元山より江陵附近に亘る區域)　年雨量　一、二〇〇乃至一、三〇〇粍
(ニ) 漢江中流部(京畿道東部地方)　年雨量　一、二〇〇粍
(ホ) 豆滿江流域一帶(咸鏡北道內陸地方、咸鏡南道東北地方)　年雨量　五〇〇粍以下
(ヘ) 大同江河口附近(黃海道及平安南道の西部地方)　年雨量　七〇〇粍以下
(ト) 洛東江上流地方(慶尙北道)　年雨量　九〇〇粍以下

而して中鮮以南卽ち京畿道及江原道以南の地方は慶尙北道を除き千粍以下の地方なく、北鮮地方咸鏡南道は概して七百粍前後、咸鏡北道は五百粍前後に過ぎず、又西鮮地方は海岸地方一帶に千粍以下なるも、奥地は大體千粍以上なり。

右の如く雨量の多少を生ずる原因の第一は低氣壓の進路、第二は山脈の配置に影響せらるゝものゝ如し。卽ち朝鮮半島は日本海と支那海との間に突出し、日本海は本邦諸島に依り海洋と遮斷せらるゝも、支那海は大體に於て太平洋に對して開放の形なる爲め、夏期太平洋方面より北上する低氣壓の進路は支那海に入り朝鮮西南方より半島に殺到するもの多く、之が爲朝鮮西南海岸は豪雨度數甚だ多し。又朝鮮脊髓山脈たる太白山系は長白山脈より發し、朝鮮東海島に沿ひて南下し、慶尙北道北端に於て西折し小白山系となり朝鮮西南端に終れり。今此の山系を示す朝鮮山系一覽圖と、年雨量分布圖とに依り比較考察すれば山脈地帶の中心より西又は南に雨量多きは、太平洋方面よりする氣流の此の山脈に遮られて冷却し雨となるに由ること明にして、卽ち南鮮地方に於て芦嶺・智異山等の高峯を含む小白山系は、蟾津江流域附近(イ)に多雨地方を現出し、反對に其の背面たる慶尙北道地方を寡雨地帶となし、北に至るに從ひ山脈東漸する結果、多雨地帶も稍內陸地方に入るものとす。尙低氣壓の中心が西方支那海より半島を衝く場合、黃海道の突角を避け其の南方江華灣頭或は北方清川江河口附近に上陸すること多き爲、其の奥地たる漢江中流部及清川江流域等に多雨地帶を出現せしむるも亦た謂れなきに非ず。又江原道東海岸の多雨地帶は太白山系が特に海岸に迫り、殊に金剛山の諸峯連立するが爲に此の附近をして多雨地帶ならしむるものゝ如し。

次に雨量に就き各地各年の雨量を見るに同一地點と雖年に依り甚だしき差異あり、大正五年の如き慶尙南道・全羅南道・全羅北道に亘る區域は各地共二千粍を超え、馬山の如き二千三百二十粍に達し、又大正十一年に於ける黃海道平山、平安南道价川、咸鏡南道元山、大正十二年に於ける平安北道雲山の如き何れも雨量二千粍を突破したり。之に反し豆滿江流域の如きは往々年雨量四百粍に

滿たざる場合あり、大正十三年鐘城二百三十二粍、會寧二百二十粍、穩城二百五十六粍等は其の最も甚だしきものとす。

次に朝鮮に於ける月雨量の變化を見るに、南北一樣ならず其の間稍明瞭なる特徴を有し、大體左記三區域に分類するを得べし。

(イ) 南及東海岸地帶（全羅南道・慶尙南道の南海岸及慶尙北道・江原道の東海岸地帶）
(ロ) 西海岸地帶
(ハ) 北鮮地方（咸鏡南北道）

今此の三地帶に就き其の特徴を略述すれば、半島の南及東海岸地帶卽ち玄海灘及日本海に面せる一帶は一年中を通じて雨量比較的多く、然かも內地梅雨の影響を受け晩春より初夏に亘りて既に比較的多くの降雨あり、朝鮮降雨の特徴たる夏期の豪雨は西海岸地帶よりも其の量稍少し。其の代表地點と目すべき河東釜山・江陵の三地點に就き月別平均降雨率を示せば、三四五月は二〇・五%、六七八月は四九・七%、九十・十一月は一三・五%、十二一二月は一〇・〇%なり。

而して此の區域に屬する主要河川は蟾津江・洛東江・兒山江・三陟五十川・盈德五十川・江陵南大川・襄陽南大川及高城南江等なりとす。

西海岸地帶に就て見るに、夏期七月を中心とする雨量著しく多きに反し、其他の期間は比較的尠なし。斯は夏期支那海に入れる低氣壓の進路が、常に朝鮮西海岸に面せる地方に上陸するを以て斯くの如き顯著なる狀況を現出するものなるが、之等區域內の代表地點と目すべき京城・全州・平壤・雲山の四地點に就き月別平均降雨率を示せば、三四五月は一五・九%、六七八月は五七・三%、九十十一月は二一・〇%、十二一二月は五・八%にして、此の區域內に在る主要河川は大寧江・清川江・大同江・載寧江・禮成江・臨津江・漢江・錦江・萬頃江等なり。

北鮮地方に至れば降雨期著しく遲延し、五六月迄降雨尠なく七八九の三箇月、殊に九月に雨量最も多き狀態に在り。代表地點たる城津に就き月別平均降雨率を示せば、四五六月は二一・三%、七八九月は五一・五%、十十一十二月は一八・四%、一二三月は八・八%にして、此の區域に在る河川は豆滿江・輸城川・北靑南大川・城川江・龍興江等なりとす。

月雨量の最大量は大正十三年七月黃海道平山の一千百四粍同じく大正十一年八月の一千百十一粍同年黃海道新溪の一千八十五粍等を最大とし、大正十一年・大正十二年・大正十三年の夏期京畿道及江原道各地に於けるもの、大正十二年平安南道及平安北道各地のもの等之に亞げり。

次に連續降雨量及日雨量に就て之を見るに、朝鮮に於ける連續降雨量又は日雨量の大なることは內地各地に於ては多く其の比を見ず、全く狂暴性を帶び、最近十數年間に於て一日五百粍に垂むとする豪雨を齎らせしこと一再に止らず、之等は總て夏期七・八月の交に起るものにして、中鮮及西鮮地方に多く、南鮮地方に於ても往々之を見る。

更に短時間の豪雨に就て之を見るに自記雨量計に依り調査したる所に依れば、觀測期間中（觀測期間は場所に依り異なり、最長二三年最短五年にして、其の詳細は本府發行河川調査書一八一頁にあり）一時間五十粍以上の豪雨を齎したること、仁川及京城の各四回、元山の各三回、濟州の二回、平壤・全州・城津の各一回とし、一時間六十粍以上の豪雨は仁川・京城の各三回、

元山・釜山の各二回、全州・濟州の各一回とし、一時間七十粍以上の豪雨は、仁川の二回、京城・釜山・濟州・元山の各一回とし、一時間八十粍以上の豪雨は、仁川・濟州の各一回にして、仁川の如きは明治四十三年八月二十五日に一時間八十粍の記錄あり、又濟州は昭和二年九月十二日に一時間實に百八粍二時間百七十二粍、三時間二百十二粍の記錄あり全く稀有の現象と謂ふべし。

以上に述ぶる外其の詳細に就ては朝鮮河川調査書第五章氣象第二節雨量百六十五頁及同附表四頁以下に詳記しあるを以て玆に省略す。

二、蒸發量

朝鮮各地に於ける水面蒸發量の特徴に就き概述すれば、朝鮮各地に於ける年蒸發量は千粍乃至千五百粍にして普通千二百粍內外なるが、京城の千五十粍を最少とし、大邱及濟州の千五百粍を最多とす。又月蒸發量の變化は特に北方に於て顯著にして、一二月の結氷期間に於て北鮮地方は月量三十粍以下を示すことあり、之に反し初夏に於ては百五十粍以上に及び、南鮮地方に於ては一二月と雖尙九十粍乃至百粍を示し、初夏には二百粍に及ぶ狀態なり。日量の最大は六月より九月の間に出現し、稀に最大十五粍に及ぶ場合あるも、普通は最大十粍前後にして、平均は六粍內外なり。尙地理的に特筆すべきは慶尙北道地方の蒸發量著しく多量なることにして、年量に於ても其の他の場合に於ても一般に二割內外多量なることを示す。之が最大原因は慶尙北道盆地が夏期氣溫の高きこと、降雨日數尠なきこと及禿山多く樹木の尠なきことに在るものゝ如し。冬期結氷期は殆んど蒸發なきが如きも、氷面より尙平均一日一粍內外の蒸發あるものとす。

玆に注意すべきは以上述べたる蒸發量は總て計器の示す量にして、計器の量と實際水面よりする量とは冬期に於ては殆んど大差なかるべきも、夏期は計器の溫度上昇、計器內の水溫上昇等の爲普通池面・河水面等の蒸發量よりも更に大なる數字を示せるべし。

以上に述ぶるの外、蒸發量の各年各月量及日最大量に就ては、調査地別に朝鮮河川調査書附表蒸發量累年表百八頁以下に詳記しあるを以て玆に省略す。

三、氣溫

朝鮮は北緯三十三度より四十三度の間に在り、溫度は日本內地に比し比較的低く、一箇年を通じての平均氣溫は南鮮最暖地帶攝氏十四度、北鮮最寒地帶攝氏二度內外にして、最暖地帶は全羅南道及慶尙南道南海岸地帶、最寒地帶は咸鏡南道長津郡豐山郡の一區域なり。又慶尙北道・慶尙南道・全羅北道・全羅南道の四道は大部分攝氏十二度乃至十四度を、京畿道・江原道・忠淸北道・忠淸南道の四道は平均十度乃至十二度を示し道別の順位を考ふれば、咸鏡南道最も低く、咸鏡北道・平安北道・平安南道・黃海道等之に亞ぎ八度內外なり。

月平均氣溫の變化を見るときは、全體として一月最も低く、二月及十二月之に次ぎ、七月最も高く、八月及六月之に次ぐ。一般に月平均氣溫零度以下に至れば水面竝に地表凍結し、咸鏡南道・咸鏡北道及平安北道の一部は十一月に入れば早くも結氷を始め、忠淸北道・忠淸南道・江原道以北の地は十二月末に至りて全く氷結す。慶尙北道・慶尙南道・全羅北道・全羅南道の各地方は地表の凍結期間極めて短し。

日最低氣溫の極數を見るに咸鏡南道長津郡・豐山郡・三水郡・平安北道厚昌郡・慈城郡の一帶は時に零下四十度以下を現はし、江原道・黃海道の北部及咸鏡南道・咸鏡北道・平安北道・平安南道の各地は三十度以下を示すことあり。

日最高極數は一般に攝氏三十五度以上にして、慶尙北道盆地（慶尙北道は四圍山脈を以て圍まるゝを以て此の稱あり）は一般に夏期氣溫高く攝氏三十九度を示したることあり。

初霜は咸鏡南道及咸鏡北道の奧地の早地帶、慶尙南道及全羅南道南海岸の晩地帶を除き、一般に南より北に十月初旬より下旬の間に降下し、咸鏡南道及咸鏡北道の奧地は九月初旬既に之を見、慶尙南道及全羅南道の南海岸地方は十一月に入りて始めて之を見る。

終霜は一般に四月中下旬なるも、咸鏡南道奧地の如きは五月下旬尙降霜あり、慶尙南道・全羅南道南海岸は三月末既に終る。

又河水の結氷に就ては中鮮以北の河川は冬期結氷して河上の通行自在なり。氷の厚さは年によりて差異あるも、中鮮地方（漢江を中心とす）は厚三十糎乃至六十糎、北鮮地方は時に一米に垂むとすることありて漢江以北の河川は採氷作業盛なり。

結氷の厚さ十糎內外に及べば人の徒涉に差支なく、二十糎以上に達すれば車馬の通行自由なるも、解氷期にありては氷質脆弱にして危險多し。

解氷期に於ける流氷は結氷期に比し其の量多く、河道內の橋脚其の他工作物に與ふる障害恐るべきものあり。尙河口潮汐干滿甚だしき區域に於ては、水位變動の爲氷の流動甚だしく、時に數萬方糎に及ぶ大氷團となりて浮動することあり、冬期西鮮地方の河口に於ける流氷の壯觀は眞に想像の外に在り。

最近朝鮮に於ても混凝土堰堤の築造せらるゝもの多く、之等は總て氷壓を考慮に入れつゝあり。

尙各河川の結氷解氷起日に就ては朝鮮河川調査書第五章氣象第四節氣溫百八十八頁以下に詳記しあるを以て玆に省略す。

第三節　水位

河川平水位年々の變化は、其の流域に降下せる年雨量の多寡に依りて左右せらるべしと雖、尙此の外に河床の變動に依りて其の變化著しきものあり。河床の變動は河川の常態として、水源よりの流砂なき場合上流部は洗掘せられ、下流河口附近は上流より流下し來る土砂沈澱の爲上昇の傾向ありと雖、亂流河川は河道上下流共一般に河床上昇の傾向顯著なり。河床の變動は平水時に起ることなく、夏期洪水時河岸を洗掘して河道內を埋め、或は河川屈曲部を洗掘して下流に堆積せしめ、延いて河川平水位の上昇を來すこと多し。然れども大洪水に因る河床の上昇は小洪水頻繁に起ると共に漸次低水部を洗掘して再び低下の傾向を生ずるものなり。朝鮮に於ける主要河川に就き水位調査の結果に依れば、河床の變化なしと認めらるゝものは大寧江・禮成江・臨津江・錦江・萬頃江・榮山江・蟾津江・城川江の八河川、河床上昇の傾向あるものは漢江・洛東江・龍興江の三河川にして河床の低下しつゝあるものは淸川江・大同江・載寧江の三河川なりとす。

更に水位の月變化に就て見るに其の變化は全く雨量の變化に比例し、七八月頃最も高く、六月・九月之れに次ぎ、三四月は解氷の關係上水位稍高きも一般に降雪尠なき爲、春期流量の增加著しからず。又渴水時期は殆んど十二月一月二月なるも時に六七月の交に降雨なく、稀有の渴水に遭遇すること尠なからず。

次に各年最高水位に就き述ぶれば、朝鮮の洪水は解氷期に起ることなく、總て七八月の豪雨に起因するものゝみなり。水位觀測開始以來大正五年・同十一年・同十二年・同十三年・同十四年・同十五年等殆んど連續的に各地に大洪水發生し、水位としても未曾有の記錄を殘したるもの多し。洪水狀況に就ては第五章に於て記述することゝし、各量水標地點に於ける各年の最高水位を摘記すれば左の如し。

清川江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位		摘要
			觀測開始前	觀測開始後	
北院	本流	大正六年一月	米 一〇・九〇	米 七・三〇	觀測開始前のものは文獻、口碑、又は古老の言に依り判明せるものを量水標水位に換算せるものなり。
獐項	同	大正十二年五月	七・六二	六・八五	
北坮	同	大正五年二月	七・一〇	六・五五	
松里	同	大正五年二月	六・七三	七・一八	
東四里	同	大正六年十二月	—	八・四八	
熙川	川	大正六年十二月	—	六・三〇	
寧邊	江	大正六年十二月	—		
九龍	江				

大寧江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位		摘要
			觀測開始前	觀測開始後	
龍岩	本流	大正四年一月	米 —	米 七・五八	
龍灘	同	大正五年十月	一〇・八六	九・八三	
長里	同	大正十三年十一月	九・八六	八・九六	
淵津	同	大正五年十月	七・七〇	七・七三	
舊臺	同	大正十三年十一月	—	五・八八	
深洞	同	大正十三年十一月		七・七八	
河日浦	同				

大同江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位		摘要
			觀測開始前	觀測開始後	
德川	本流	大正元年十月	米 —	米 七・七四	
無盡臺	同	大正四年一月	—	一二・四〇	
順川	同	大正元年十月	—	七・二九	
麥田甲左岸	同	大正六年七月	—	一〇・〇〇	
麥田甲右岸	同	大正六年七月	—	九・八五	
麥田乙	同	大正六年七月	—	九・七一	

載寧江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
長水院	本流	大正十二年九月			
平壤甲	同	大正元年十月	米 —	米 七・九八	
下萬景臺	同	大正六年七月	一〇・七七	九・四五	
大安里	同	大正六年七月	七・二六	九・〇九	
成川沸	流江	大正元年十月	六・七一	七・〇〇	
三登	南江	大正元年十月	—	五・〇六	
文城場	同	大正十四年十月	—	一二・九〇	
沙灘	本流	大正五年十二月	米 七・一四	米 六・七四	
青龍洞	同	大正七年十二月	八・四四	九・一四	
海昌	同	大正五年十二月	九・七四	九・八六	
銀波	波川	大正五年十二月	—	五・八二	
內岱	瑞興江	大正五年十二月	四・五五	六・九九	
西湖橋	同	大正十一年十一月	六・七一	七・三六	
新換浦	西江	大正五年十二月	七・八一	七・二二	

禮成江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
金川	本流	大正七年十二月			
碧澜渡	同	大正七年十二月	米 —	米 一四・二〇 八五五	

漢江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
旌善	本流	大正四年一月			
寧越	同	大正六年六月	米 —	米 一〇・六七	
丹陽	同	大正六年六月	—	九・〇〇	
忠州	同	大正四年三月	—	一五・二〇	
牧溪	同	大正四年三月	—	一一・四八	
驪州	同	大正四年三月	—	一〇・七四	
高安甲	同	大正三年十一月	一四・七六	一〇・八二	
高安乙	同	大正三年十一月	一三・四八	一九・三八	
蠶島	同	大正五年九月	一二・〇四	一四・〇〇	
				一三・九五	

臨津江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
人道橋	本流	大正七年八月	米 一〇・一四	米 一一・七六	
舊龍山	同	大正六年七月	一一・二一	一二・七四	
杏州	同	大正五年八月	—	一〇・六三	
楓谷	同	大正十一年四月	—	九・三七	
春川	北漢江	大正三年十月	—	一七・八二	
加平	同	大正三年十一月	—	一四・〇〇	
清平川	同	大正三年十一月	—	一七・一〇	

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
伊川	本流	大正十一年十一月	米 —	米 一一・〇三	
漣川	同	大正七年十二月	—	一四・二二	
高浪浦	同	大正七年十二月	一六・九二	一六・八一	
臨面	同	大正七年十二月	—	八・〇八	
鐵原灘	漢江	大正四年一月	—	一三・五〇	
全谷	同	大正十一年十一月	—	九・七〇	

錦江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
沃川	本流	大正四年一月	米 —	米 一〇・九一	
芙江	同	大正四年五月	—	九・三三	
馬於甲	同	大正六年六月	—	九・九五	
馬於乙口	同	大正六年六月	—	九・七〇	
公州	同	大正四年四月	一〇・二二	九・八八	
津頭	同	大正十一年四月	—	九・〇三	
窺岩里	同	大正四年六月	七・二二	六・九〇	
長蝦	同	大正八年七月	—	七・〇一	
頌韶院	同	大正八年七月	—	六・六五	
江景	同	大正四年三月	—	六・三六	
笠浦	同	大正八年六月	—	六・〇五	
懷德	川	大正六年六月	—	四・五〇	
石花美湖	川	大正六年六月	六・九二	七・四五	
論山	川	大正八年五月	—	五・四〇	
佛岩	同	大正八年五月	—	六・二八	

萬頃江

榮山江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位		摘要
			觀測開始前	觀測開始後	
大川里	大川流	大正元年九月	—	五・五八米	
大場村	同	大正三年	—	六・五三	
白鷗亭	同	大正六年三月	—	五・九一	
木浦亭	同	大正二年十二月	—	五・六四	
東之山	同	大正二年十一月	—	四・五二	
馬里	本流	大正五年十月	四・〇六米	八・三二米	
西倉里	同	大正四年九月	一・三三	二・八〇	
本洞里	同	大正五年十月	六・八九	五・九五	
羅州	同	大正四年九月	八・五六	六・四二	
榮浦山	同	大正四年九月	一〇・三八	七・九四	
會津	同	大正五年十一月	九・四二	七・〇一	
沙浦	同	大正四年九月	五・〇四	五・二四	
仙岩	黃龍江	大正四年九月	—	五・一五	
南平	祗石川	大正四年九月	—	四・三一	

蟾津江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位		摘要
			觀測開始前	觀測開始後	
立石	本流	大正四年一月	—	九・九四米	
赤城	同	大正六年三月	—	八・六七	
鴨綠	同	大正六年三月	—	一一・五二	
松亭里	同	大正六年三月	—	一四・四八	
河東	同	大正六年三月	—	九・四八	

洛東江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位		摘要
			觀測開始前	觀測開始後	
安東	本流	大正六年七月	—	五・二五米	
達池	同	大正六年七月	—	一一・二七	
洛東	同	大正四年八月	—	九・二四	
江倉	同	大正十二年十月	六・七九	七・二〇	
臨洙	同	大正十二年六月	八・一二	八・八二	
倭舘甲	同	大正四年八月	八・二二	一一・一五	
倭舘乙	同	大正六年七月	七・三三	八・一六	

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
倭筥	本流	大正六年七月	八・二*（*）	七・七六	
玄馬距津	同	大正六年六月	一四・九六	一二・六四	
龍宮	同	大正八年七月	一二・九〇	一〇・五四	
風院	同	大正三年七月	一二・七八	一二・六〇	
臨海	同	大正十年八月	一	一〇・八一	
德津	同	大正五年十二月	一一・四八	一一・〇〇	
村	同	大正九年七月	一一・三〇	一〇・三〇	
洞江	同	大正九年七月	一〇・六二	九・二九	
津里	同	大正五年十一月	一〇・〇〇	八・九〇	
等山	同	大正九年七月	一〇・二七	九・三〇	
三甲	同	大正四年八月	一〇・七〇	九・三六	
柳津	同	大正四年八月	八・九四	七・六四	
乙	同	大正四年八月	八・〇六	七・三〇	
浦	同	大正六年六月	五・〇四	四・六六	
村	同	大正六年六月	四・八九	四・三〇	
蹟	琴湖	大正十二年六月	三・八〇	五・八四	
旨	南江	大正十年十一月	—	六・五〇	
州山	同	大正十年十一月	—	八・七〇	
篤	同	大正三年七月	—	七・二六	
晋	鼎	大正六年十二月	四・〇五	五・六〇	
陽岩	霄陽江	大正三年七月	九・三七	八・四三	

龍興江

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
德蛤島德高鄉五坪馬永長	本流	大正四年十二月	—*	六・五〇*	
灘	同	大正六年十一月	五・七六	八・二二	
山	同	大正六年十一月	四・九二	五・六三	
里	同	大正六年十一月	三・五二	四・五五	
校	同	大正四年十二月	三・六四	四・五五	
池	同	大正六年十一月	—	五・〇八	
德	同	大正七年十一月	—	四・三三	
原板浦灘場興里	同	大正四年十二月	五・二五	四・九四	
箭	同	大正六年九月	三・三六	三・九二	
內場	同	大正七年十二月	—	四・九三	
里	同	大正七年十一月	—	四・七六	
上灘	城川江	大正七年十一月			

量水標名	河川名	觀測開始	既往最大洪水位 觀測開始前	既往最大洪水位 觀測開始後	摘要
咸興本流		大正五年一月	四・一〇米	三・七五米	
荷西里同		大正六年八月	—	三・二八	
五老里黑林江		大正五年一月	—	四・八五	

以上に關する詳細に就ては朝鮮河川調査書第六章水位第一節概說二百四十二頁同附表百十九頁以下に詳記しあるを以て省略す。

更に河口潮位の概況に就き記述すれば朝鮮西海岸は潮汐の干滿差著しく、江華灣附近卽ち漢江・禮成江等の河口に於て最大十米を示し是より南北に漸減し、北は大同江口に於て約七米、鴨綠江に於て約五米、南は錦江河口に於て約七米、榮山江河口にて五米、洛東江口に於て約二米なり。之に反して日本海岸は干滿の差極めて僅少にして、一般に五十糎內外に過ぎず。茲を以て西海岸河川は一般に潮汐の影響を受くること著しく干滿差の及ぶ區間甚だ大なり。今各河川に於ける潮汐の影響狀況を示せば次の如し。

各河川潮汐影響區間一覽表

河川名	主要支川名	潮汐影響區域 終點地名	河口よりの距離	河川名	主要支川名	潮汐影響區域 終點地名	河口よりの距離
大寧江		博川郡青龍面新定里	二七・四粁	禮成江		洪橋川 延白郡花城面浦雲里	一三・〇粁
清川江	長水灘江	博川郡西南瓦峴洞	九八	大同江	漢江	高陽郡漢芝面西氷庫	五九・〇
		安州郡安州面北松里	三六・〇		曲陵川	坡州郡瓦石面雲下里	九・〇
大同江		大同郡秋乙美面寺洞	九八・〇		安養川	始興郡北面九老里	六・〇
	黃州川	黃州郡永豐面永豐里	三一・〇	臨津江		長湍郡長南面高浪浦上手	四一・四
	梅上川	黃州郡清水面三街里	一八・〇		砂川	瀨湍郡津南面西場里京釜線鐵橋下	一三・六
	鳳翔江	江西郡東津面心貞里	一二・〇		汝山川	坡州郡月籠面德隱里	六・九
	昆陽江	大同郡龍淵面泉里	二一・五	錦江		扶餘郡窺岩面窺岩里	六〇・〇
	順和江	大同郡龍山面匙山里	九・〇		論山川	論山郡夫赤面阿湖里	一三・〇
	普通江	大同郡古平面大〇嶺里	九・五		石城川	扶餘郡石城面碑堂里	六・〇
載寧江		載寧郡銀山面西倉里	四二・〇	萬頃江		全州郡參禮面大川里	四八・〇
	水合江	安岳郡龍內面東倉浦	一〇・〇	榮山江		羅州郡羅新面松月里	三九・〇
	西江	載寧郡下湖里面新湖里	二二・〇	蟾津江		河東郡河東面花心里	一八・三
	瑞興江	鳳山郡西鍾面大閑里	三・五	洛東江		密陽郡三浪津面三浪里密陽江合流點	四九・〇
	銀波川	鳳山郡楚臥面柳亭里	八・〇	龍興江		永興郡鎭坪面坪灘	一五・〇
禮成江		平山郡金巖面猪灘里湯川合流點	五一・九	咸興川江		咸興郡雲田面雲中里	二・〇

各區間に於ける潮汐の影響は上流に至るに從ひ漸次其の程度を減ずるを原則とするも、時に變態の現象を呈することあり。例へば大同江及載寧江に在りては、大潮時に河口附近よりも稍上に入るに從ひ干滿の差大となり、甚だしきは最干潮水位は河口よりも稍上の方却て一米內外低位となる場合あり、又日本海より灣入する永興灣に注ぐ龍興江河口に在りては、一晝夜二干滿に非ずし

て四千滿卽ち六時間に一回の昇降あるを見る。

第四節　流出量

流量の調査は量水標設置箇所中より適當なる箇所を選びて流量調査地點となし、先づ低水・高水共種々なる水位に就き流量の實測を行ひたる後、水位と流量との關係を示す方程式卽ち流量曲線式を三十九地點に就き作成し、其の中日々の平水位觀測記錄を有し且河床の變動尠なく、之等流量曲線式と水位とに依り流量を算出するも實際と著しき差異なしと認めらるゝ二十五地點に就き日々の平均流量を算出し、之に依り年々の流出量と流域平均雨量を摘出したるものに就き各地點に於ける平均年流出量を示せば左の如し。其の詳細に至りては朝鮮河川調査書第七章流量第一節概說二百五十七頁及同附表九百十頁以下に記述しあるを以て玆に省略す。

各地點の年平均流出量一覽表

河川名	地點名	流域平均雨量	流出量	流出率	摘要
清川江	北院	粍 九八七・六	粍 六二六・一	% 六二・二	自大正十二年至昭和二年　內二箇年
同	北松里	一、一八六・八	八九二・六	七二・三	自大正十二年至昭和二年　內三箇年
大寧江	龍灘	一、三八八・四	八九六・二	六二・三	自大正五年至昭和二年　內九箇年
同	無盡臺	一、一九四・四	七一九・三	五七・九	自大正四年至昭和二年　內九箇年
大同江	成川	一、〇七一・八	五四五・三	四九・九	自大正十一年至昭和二年　內四箇年
同	三登	一、〇五七・一	六二九・二	五八・八	自大正六年至昭和二年　內九箇年
載寧江	內埃洞	八〇七・〇	五六四・七	七〇・〇	自大正十三年至昭和二年　內一箇年
禮成江	金川	一、一七二・七	六三二・五	五一・九	自大正八年至昭和二年　內八箇年
漢江	槐	—	—	—	每年缺測の月あり平均不明
同	東良	一、一八六・九	八八六・一	七〇・二	自大正十二年至昭和元年　內三箇年
同	高安	一、三一九・〇	八八一・七	六五・九	自大正十四年至昭和二年　內二箇年
同	虎鳴	一、四一七・〇	七三五・六	五一・九	自大正十四年至昭和元年　內一箇年
同	富坪	—	—	—	每年缺測の月あり平均不明
臨津江	漣川	一、二六七・二	九四九・五	七三・五	自大正八年至昭和二年　內六箇年
同	全谷	一、三二二・一	九四〇・八	七一・七	自大正十二年至昭和二年　內一箇年
錦江	安南	一、一六七・九	五三三・〇	四三・〇	自大正十二年至昭和元年　內三箇年
榮山江	馬勒里	一、二三二・八	四八九・〇	三九・八	自大正五年至大正十一年　內六箇年
同	羅州	一、三三七・五	六九二・一	四九・四	自大正四年至昭和二年　內十二箇年
蟾津江	玉井里	一、一六九・四	五一一・四	四七・七	自大正十二年至昭和元年　內二箇年
同	松亭里	一、二六九・七	六七六・二	四九・四	自大正六年至昭和二年　內八箇年
洛江	東	八〇六・三	五九五・六	七三・九	自大正十四年至昭和二年　內一箇年
同	倭舘	一、〇六八・〇	四八六・三	四五・八	自大正十三年至昭和二年　內二箇年
同	玄風	九七一・四	四三七・五	四七・七	自大正七年至昭和二年　內九箇年
同	篤山	—	—	—	每年缺測の月あり平均不明
龍興江	龍盤	九九八・四	五八二・〇	五八・三	自大正十二年至大正十四年　內一箇年

右に表はれたる結果に就き之を視るに、降水量に對する流出量の比は四〇％乃至七〇％平均五七％にして降水量と流水量との差卽ち一年間に流域内に於て地面及水面より蒸發し、或は其の他の理由にて消失し去る量は三百粍乃至七百粍平均五百粍にして、此の量は年雨量の多寡に支配せられず大體に於て南方流域又は流域内の耕地面積大なる場合に多き傾向を示せり。卽ち南鮮に在りて耕地多き榮山江流域の六百粍乃至七百粍を最多とし、蟾津江・錦江・洛東江等之に次ぎ、臨津江・大同江・清川江・龍興江・漢江等の流域に在りては比較的尠なく各四百粍内外の數字を示せり。

第二章　河川に關する制度

往時に於ける朝鮮に於ては治水に關する全般的制度全く之を缺き、只都城（京城）内の川渠に就て六典條例に左の定めあるを見るに過きず。則ち疏濬と題して

大川自松杞橋至長通橋長七百六十八歩、廣十餘歩訓局分授自長通橋至太平橋長一千百八十一歩、廣二十餘歩禁營分授自太平橋至永渡橋下長一千一百七十三歩、廣三十餘歩御營分授以上元定分授而因五間水門外永渡橋之役三營合力故自長通橋至永豐橋七百三十五歩分爲禁營分授自永豐橋至五間水門九百四十九歩分爲御營分授自五間水門至永渡橋長六百七十歩廣五十餘歩三營合役小川一從各營字内界限疏鑿自慶熙宮至方木橋下流自社稷洞至淙沈橋下流自仁旺山至禁清橋下流自大隱巖至水門橋下流自三清洞西邊至惠政橋下流訓局字内○自南小門上流至訓鍊院石橋下流自南別營上流至太平橋上南邊下流自均役廳上流至山林洞下流自鑄字洞上流至草廉洞下流自明禮洞上流至曲橋下流自會賢洞至小廣通橋下流自倉洞上流至軍器寺橋下流禁營字内○自三清洞東邊至惠政橋下流自花開洞至大寺洞下流自鷹峯下流至鄕校洞下流自苑洞至把子橋下流自昌慶宮禁清橋至三石橋下流自訓鍊院石橋至三間水門下流及東大川長慶橋廣禮橋初石橋朝陽橋觀旗橋御廳字内○曜金門外三營合役○大川三營合力修改細川各其分授軍門專當修改或有分川之東西而各授處則築堤各自擔當導川並力修治○毋論大川細川浸齧處使該地家居民趣時修改而役處浩大難容私力則以本司物力雇軍使役石築各其字内營門修補修改處大則部官待令小則書員洞任待令○參軍巡山時一體巡川橋梁之圮者石築之頹者流沙之積者編結之虧者逐處論報以爲及時修改○疏濬諸堂相議後自軍門舉行而判尹主之巡審兵判主之○時御所禁川修治差備外則政院兵曹嚴飭差備内則内侍府主管空闕則守直内官及衛將來告兵曹及時修治

次に川渠に關し左の定めあり以て當時に於ける京城市内川渠の狀態を察知し得べし。

都城川渠之發源北有白岳西有仁旺南則木覓東則駱駝盖白岳之西仁旺之東而自白雲洞來者源派最長迤邐南流歷慈壽宮橋與玉流洞樓閣洞下流合爲禁清橋又南而爲松籌橋而社稷南慶熙宮北之水歷承傳色橋入于橋北又南而爲松杞橋在敦義門東北景福宮内之水由北御橋西南流者入于橋之東北慶

熙宮內之水由二方木橋一東流者入レ于二橋之西南一至レ此而川稍大南迤東折爲二毛塵橋一三清洞之水出二白岳東麓一南流歷二十字橋一與二大隱巖下流之從一景福宮西禁橋一合二慶會池水一過二禁川橋一東南出二南禁橋者一合レ于二中學橋一南流爲二惠政橋一入レ于二毛塵橋一西又東而爲二大廣通橋一在二鍾閣南皇華坊貞陵洞一水自レ西而東爲二軍器寺橋一又東與二倉洞水閣橋下流一合又東而爲二小廣通橋一又與二會賢洞長興洞下流及明禮洞下流一合又小北爲二曲橋一與二大廣通橋之水一合爲二長通橋一至レ此而川益闊矣又東而爲二永標橋一橋之西一正中有二石標一刻二尺寸一（長爲一丈）又東而爲二河梁一梁長壽橋及履塵洞水東北流入レ于二橋西一又東而爲二永豐橋一（俗稱孝經橋）鑄字洞下流及部洞暗里門洞下流並北流入二橋西一又東而爲二太平橋一（俗稱馬廳橋）橋之上南北俱有二別港一南者源出二禁衛南別營歷一無沉清寧諸橋一至二訓局焰硝廳之西一入レ于川在北者卽二橋之水發源於二昌慶宮之後苑一由二禁川橋一出二宣仁門傍水口一南流至二新石橋一（或稱黃參議橋）東迤南折歷二蓮池洞一來二灰洞一濟生洞之水南流入二鄕校洞一東折而爲二把子橋一橋在二昌德宮敦化門之南一把子橋之水西與二禁衛營下小渠之過一敦寧府來者一合東與二北營水之由一曜金門傍水口一入二昌德宮之禁川橋一出二丹鳳門傍水口一來者合又東過二宗廟前橋梨峴洞橋一入レ于二橋之北一又大小安國洞之水南流過二大寺洞一爲二通雲橋一（俗稱鐵物廛橋）在二鍾閣東一穿過大路一折而東流入二二橋之南一達レ于二川由一太平橋一而下爲二五間水門一亦有二別港一南二而北一南則雙里門洞及南小門洞之水北流而入焉北則初橋之水其源一出於惠化門之傍一一出於神宮之南東合流而過二於義洞本宮一又南流爲二初橋一在二興仁門西一過二初橋數十步一達レ于二川過一五間水門一東而爲二永渡橋一南小門洞下流一派又有二出二間水門者一與二大川一合於二永渡橋之西一東大川自二栢洞伐井前長慶橋一至二大川街口一長一千四百七步廣十餘步自二永渡橋一至二松杞橋一凡三千一百二十二步其廣則永渡橋五十二步太平橋三十四步永豐河梁水標長通諸橋皆廣二十四步過一此以上一及傍支小川有二十餘步者一有レ不レ能二十步者一至レ有二二三步一者一焉

又川渠の修理及取締に關し左の如く定めたり。

毎年二月八月提調率二參軍一巡二審城內四山及大小川渠一當植木及疏渠處一一申飭舉行而或有二頹圮過一甚處一則當該參軍卽地草記論罪又部官有二不レ勤之事一則一體論罪參軍之一期內巡山巡川自有二定限一毋得造越一○二八月有レ故則退行於三九月一而此乃宮都城摘好兼行工曹不二必同進一○所用器械三營待令雇價物力本司擔當用下文書有司提調勾管○毎年春秋及潦雨時浦楊及柳木雜木易生者移二種於柵堤一及罅隙處以爲二長養維持一○毎當二疏濬之時一先自訓局一始役於二字內一而別擇將校與二都廳參軍一眼同畢役後禁營御廳鱗次董役於二各其字內一毋使一時並役○東門外植木所濬川後編結禁御兩營舉行物力本司擔當○犯二川造一家及城內畜猪各別嚴禁犯者照二法嚴處一不及二禁斷一之部官參軍拿問嚴勘

京城の川渠に關しては僅かに古典に依り右に掲ぐる如き定めありたることを知り得るも、從來他に何等の制度存せず、茲を以て併合以來其の制度確立の緊急なるを認め、大正三年三月府令を以て河川取締規則を發布し同時に左記十五大河川

漢江・臨津江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・萬頃江・載寧江・
大同江・禮成江・淸川江・大寧江・鴨綠江・城川江及豆滿江

を指定して之を本府直接取締の下に置き、其の他は專ら道知事をして取締を爲さしめ、河川又は河川沿岸に特殊の施設若くは行爲を爲さんとする場合は總て當該官廳の許可を受けしむること、し、人爲的に河川の狀態を不良ならしむる行爲を取締り河川の保全を圖ると同時に、將來治水事業施行に支障なからしむることを期し、一方大正四年度以降主要十四河川の調査を開始し、大正十二年度に於て其の內十一河川の調査を了へ、次で大正十四年度より漸次河川改修工事に着手するこ

とゝなりたるが爲之に順應して河川の管理・維持及費用負擔の區分等根本的制度を確立するの必要に迫られ昭和二年一月制令を以て朝總河川令（附錄參照）の發布を見次で同年五月府令を以て河川令施行規則（附錄參照）發布せられ同年六月一日より前記河川令及同施行規則の實施を見るに至れり。其の制度の概要を摘記すれば(一)河川令適用の範圍に就ては一切の河川に之を適用するに非ずして朝鮮總督に於て公共の利害關係上重要なりと認定したる河川（認定河川と稱す）にのみ之を適用し、河川令の適用なき河川卽ち(イ)朝鮮總督認定以外の河川(ロ)認定河川に流入し又は之より分岐する水面(ハ)認定河川以外の河川に流入し又は分岐する水面に對しては河川令の一部を準用（之を準用河川と稱す）することゝせり。(二)河川の管理に就ては河川令の適用ある認定河川中朝鮮總督に於て指定したるものは朝鮮總督自ら之を管理（之を直轄河川と稱す）し、其の指定せざるもの（之を地方河川と稱す）及準用河川は道知事之を管理することゝせり。(三)河川の附屬物は國有の堤防・護岸・水制・堰堤・閘門・水門・曳船道及量水標竝に以上に掲ぐる附屬物に準ずべき國有の工作物にして、朝鮮總督に於て河川の附屬物と認定したるものとし、之等附屬物に對しては河川に關する河川令の規定を準用することゝせり。(四)河川の所有權は河川令を適用すべき認定河川は之を國有と定めたり。(五)河川の工事及維持の施行は河川の新設・改築・修繕に關する工事及維持は朝鮮總督の管理する河川に在りては朝鮮總督に於て、道知事の管理する河川に在りては道知事に於て之を施行するを原則とし、工事若くは維持に因る受益關係又は工事の原因等に依り、管理廳以外の者をして之を爲さしめ得る等數多の例外規定を設けたり。(六)費用の負擔及收入の歸屬に就ては、河川に關する費用は朝鮮總督の管理する河川に在りては國庫に於て、又道知事の管理する河川に在りては道地方費に於て之を負擔するを原則とし、朝鮮總督の管理する河川の工事に要する費用は其の工事に要する費用豫算額の百分の二十を超えざる限度に於て關係道地方費をして之を負擔せしめ、又道地方費の負擔すべき河川に關する費用の一部は管內下級公共團體に之を負擔せしむることを得ることゝせり。尙工事の原因又は工事の施行に因る受益關係等に依り其の原因を與へたる者又は受益者をして其の全部又は一部を負擔せしむることを得るの例外規定を設けたり。河川より生ずる占用料其他の收入は朝鮮總督の管理する河川に在りては國庫の收入とし、道知事の管理する河川に在りては道地方費の收入とするを原則とし、朝鮮總督の管理する河川にして、道地方費をして常時の維持修繕を爲さしむる河川より生ずる收益は之を道地方費の收入とするの例外規定を設けたり。(七)河川及河川附近地に關する制限に關し(イ)河川の區域內に於て工作物を新築・改築・變更又は除却せんとするとき(ロ)河川の流水を引用し又は河川に注水せんとするとき(ハ)以上に掲ぐる場合を除くの外河川を占用せんとするときは管理廳の許可を要することゝせり。尙管理廳に於て定むる河川附近の土地に於て(イ)工作物を新築・改築・變更又は除却せんとするとき(ロ)竹木を栽培又は伐採せんとするとき(ハ)土地の掘鑿又は盛土を爲し、其の他土地の形狀を變更せんとする行爲を爲す場合に於ても管理廳の許可を受けしめ、又河川附近の土地の崩壞其の他形狀の變更に因り河川に害を及ぼすの虞ありと認むるときは、管理廳は土地の所有者をして土地の形狀を變更せしめ、又は之に因りて生ずる損害を豫防する爲必要なる施設を爲さしむるを得ることゝせり。右の外河川に關する工事の施行又は河川保全

の爲必要なる制限は朝鮮總督に於て之を定むることゝし、施行規則に於て之に基き(イ)河川に於て流木又は流筏を爲さんとするとき(ロ)河川を占用せずして河川の區域内に於て土石若くは砂利を採取し又は植物を栽植若くは採取せんとするとき(ハ)著しく河水を汚染するの行爲を爲し又は河川に於て衞生上有害と爲るの虞ある行爲を爲さんとするとき(ニ)多量の土石・塵芥等を河川に投棄し、其の他河川の深淺に影響を及ぼすの虞ある行爲を爲さんとするときに於ても管理廳の許可を受くべき規定、其の他河川又は河川の附屬物に付爲す行爲を絶對的禁止の規定及河川工事の爲又は河川保全の爲他の工事又は營業等を禁止又は制限し得るの諸規定を設けたり。(八)河川附近地立入其他の處分に就て直轄河川又は地方河川の工事の爲必要あるときは、管理廳は河川附近の土地に立入り其の土地を一時材料置場として使用し、又已むことを得ざる場合は其の土地に現存する工作物其他の障碍物を變更若くは除却することを得ることゝせり。(九)非常災害時の應急處分として、直轄河川及地方河川に關しては非常災害時卽ち洪水時に於て必要あるときは應急の措置として河川附近に居住する者を使役し、河川附近の土地及家屋其他の工作物を一時使用し或は河川附近の工作物其他の障碍物を變更若くは除却し、又は土石・竹木・運搬具其他防水上必要なる物件(工作物を除く)を使用若くは收用することを得ることゝせり。(十)監督に就て公益の爲必要なる事業卽ち(イ)河川の狀況の變更に因り必要を生じたるとき(ロ)河川に關する工事の爲必要あるとき(ハ)公害を除却又は輕減する爲必要あるとき(ニ)以上(ロ)(ハ)の場合を除くの外法令に依り土地收用又は使用することを得る事業の爲必要あるとき、管理廳は被許可人に對し許可を取消し其の效力を停止し、若くは其の條件を變更し許可に基き施設したる工作物其他の物件を變更若くは除却せしめ原狀回復又は損害を豫防する爲必要なる施設を爲さしむることを得ることゝせり。又公益の爲に非ずして不正者に對する制裁として(イ)河川令若くは河川令に基きて發する命令又は之に依り爲す處分若くは其の條件に違反したる者(ロ)詐欺の手段を以て河川令に依る許可を受けたる者(ハ)河川令に依り許可を受くべき施設又は行爲を許可を受けずして爲したる者に對し許可の取消其他の處分を爲すことを得ることゝし、尙道知事に與へたる權限に付制限を加ふる爲道知事に於て以下に述ぶる事項又は其の變更・廢止若くは取消を爲さんとするときは朝鮮總督の認可を受くるを要することゝせり。(イ)河川の新設又は改築に關する工事を施行すること(ロ)河川の新設又は改築に關する工事の施行に付管理廳に非ざる者が、河川に關する工事を施行し又は河川の維持を爲す場合に之に對し許可を爲すこと(ハ)河川の區域内に於て工作物を新築・改築・變更又は除却、河川の流水を引用し、又は河川に注水、河川附近の土地に工作物を新築・改築・變更又は除却する如き施設又は行爲にして水力電氣事業の爲必要なるもの、又は朝鮮總督の管理する河川若は其の河川の水量に著しき影響を及ぼすの虞あるものに付許可を爲すこと、但し以上に掲ぐる事項中の河川の新設又は改築に關する工事にして河川區域に著しき變更を生ぜざるものゝ如き輕易なる事項に限り朝鮮總督の認可を受くるを要せざることゝし、其の事項は施行規則に於て之を定めたり。(十一)補償は直轄河川及地方河川に就ては、河川令に依る處分に因り過失なくして損失を蒙る者に對しては概ね之を補償することゝせり。卽ち(イ)河川區域の認定(ロ)河川に關する工事の爲河川附近の土地に立入

り其の土地を一時材料置場として使用し又は其の土地に存する工作物其他の障碍物を變更若くは除却(ハ)非常災害時に於て河川附近に居住する者を使役し、河川附近の土地及家屋其他の工作物を一時使用し、河川附近の工作物其他の障碍物を變更若くは除却し、又は土石・竹木・運搬具其他の物件を使用若くは收用(ニ)河川附近の土地の崩壞其他形狀の變更に因り河川に害を及ぼすの虞ありと認むるとき、土地の所有者又は占有者をして土地の形狀を變更せしめ、又は之に因りて生ずべき損害を豫防する爲必要なる施設(ホ)公益の爲にする許可の取消效力の停止・條件變更、許可に基き施設したる工作物其他の物件を變更若くは除却、原狀回復、損害を豫防する爲必要なる施設の命令等に因り損害を受くる者、又は從來堤防に依り保護せられたる土地が河川工事に因り堤外地と爲りて損害を受け若くは河川工事に因り之に準ずべき損害を受くる者に對しては朝鮮總督の管理する直轄河川に在りては朝鮮總督に於て、道知事の管理する地方河川に在りては地道方費に於て其の損害を補償することゝせり。但し法令に依り土地を收用又は使用することを得る事業の爲に許可の取消其他の處分を爲したる場合に於ては其の事業に付費用を負擔する者をして損害の全部又は一部を補償せしむることを得ることに定めたり。(ヘ)裁定に就ては朝鮮に於ては未だ行政訴願又は行政訴訟の制度なきを以て之が救濟の方法として、直轄河川及地方河川に關し道知事若くは道地方費の爲したる處分又は管理廳たる朝鮮總督の爲したる補償に關する處分に不服ある者は朝鮮總督に裁定を求め得ることゝせり。(ト)罰則に就ては河川令に違反したる者に對しては最高二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處することゝせり。

第三章　河川の種類

河川の種類は河川令により之を認定河川(直轄河川・地方河川)及準用河川(特別準用河川・普通準用河川)に區分せらる。前章に述べたる如く認定河川とは朝鮮總督に於て公共の利害關係上重要なりと認めたる河川を指し、此の河川に對しては河川令を適用す。其の河川中朝鮮總督に於て指定したるもの(直轄河川)は朝鮮總督自ら之を管理し、其の指定せざるもの(地方河川)及河川令の適用なき河川にして河川令の一部を準用する河川(特別準用河川・普通準用河川)は道知事之を管理せり。而して昭和四年十二月末日に於ける認定河川は本流三十六、支川百二十二、內直轄河川に屬するもの本流二十、支川四十一、地方河川に屬するもの本流十六、支川八十一、準用河川の內特別準用河川四、其他は普通準用河川とす。左に認定河川・直轄河川・地方河川・特別準用河川(普通準用河川は浩翰なるを以て表示を省く)に分ち其の名稱及區間を表示すべし。

認定河川の名稱及區間表

名稱		區間		
		起點	終點	
本流		咸鏡南道甲山郡普惠面大臘脂峰	平安北道龍川郡龍川面辰串洞(下村)三角點(二四・五米)より南八〇度西に引きたる一線	鴨綠江
鴨綠江	第一支川	咸鏡南道豐山郡安山面地境里合流點		
	第二支川			
	第三支川			
虛川江				

名稱				區間		
本流	第一支川	第二支川	第三支川	起點	終點	
	長津江	熊耳江		咸鏡南道豐山郡熊耳面西洞川合流點	虛川江	
		三浦里川		咸鏡南道長津郡中南面・上南面面界	鴨綠江	
		赴戰江		咸鏡南道長津郡內面五萬洞川合流點	長津江	
	慈城江			咸鏡南道長津郡東下面・新興郡東上面面界	同	
	禿魯江			平安北道厚昌郡南新面雲洞江合流點	鴨綠江	
	渭原江			平安北道江界郡龍林面厚地江合流點	同	
	忠滿江			平安北道渭原郡和昌面漢栢江合流點	同	
	三橋川			平安北道楚山郡板面富崇川合流點	同	
	、			平安北道義州郡古寧朔面天摩江合流點	同	
清川江				平安北道熙川郡長洞面白山川合流點	同	平安南道安州郡立石面西湖里汰香山三角點（三三米）と平安北道定州郡葛山面逸海洞花島三角點（二六米）とを結ぶ一線
	熙川江			平安北道熙川郡熙川面加羅江合流點	清川江	
	九龍江			平安北道雲山郡東新面牛峴川合流點	同	
	价川江			平安南道价川郡价川面・朝陽面面界	同	
	大寧江			平安北道朔州郡外南面・水豐面面界	同	
		昌城江		平安北道昌城郡大倉面・青山面面界	大寧江	
		川坊江		平安北道龜城郡五峰面雲川江合流點	同	
		長水灘江		平安北道博川郡龍溪面、定州郡新安面・德達面三面界	同	平安南道平原郡海蘇面龍橋里三角點（一七・一米）より北五〇度西に引きたる一線
艾山江				平安南道平原郡東松面月峰里川合流點	同	

大同江				平安南道寧遠郡新城面錦城江合流點	同	
	沸流江			平安南道陽德郡雙龍面、成川郡大邱面面界	同	
	水晶川			平安南道江東郡	同	
	南江			黃海道谷山郡下圖面、平安南道陽德郡陽德面道界	同	
	普通江			平安南道平原郡兩花面上灘川合流點	同	
	順和江			平安南道大同郡金祭面・大寶面・江西郡斑石面三面界	同	
	昆陽江			平安南道中和面中和川合流點	同	
	鳳翔江			平安南道江西郡江西面水橋川合流點	同	
	梅上川			黃海道黃州郡黑橋面黑橋川合流點	同	
	黃州川			黃海道黃州郡仁橋面墨峠川合流點	同	
	載寧江			黃海道載寧郡新院面門岩川合流點	同	
		銀波川		黃海道鳳山郡楚臥面・岐川面面界	載寧江	
		瑞興江		黃海道瑞興郡梅陽面・東部面面界	同	
		西江		黃海道信川郡山川面九月川合流點	同	
			滌暑川	黃海道信川郡信川面・南部面・龍門面三面界	西江	
		水合江		黃海道安岳郡文山面・龍門面・安谷面三面界	載寧江	
長淵南大川				黃海道長淵郡魚川合流點	黃海道長淵郡海安面蓴溪里三角點（一〇・二米）より北一〇度東に引きたる一線	黃海道殷栗郡長連面稷田里笠峰角三角點（一〇二・八米）より北三〇度東に引きたる一線
禮成江				黃海道新溪郡赤餘面大坪川合流點	京畿道開城郡南面昌陵里（楮養洞）三角點（二七・二米）より黃海道延白郡海月面龍鳳里（姑美洞）三角點（七・八米）に引きたる一線	大同江
	漢橋川			黃海道延白郡銀川面・柳谷面・道村面三面界	禮成江	

名稱				區間	
本流	第一支川	第二支川	第三支川	起點	終點
漢江				江原道旌善郡北面五臺川合流點	京畿道金浦郡月串面龍康里留島三一米山頂より南北に引きたる一線
	平昌江			江原道平昌郡大和面・平昌面面界	漢江
	達川			忠淸北道槐山郡七星面雙川合流點	同
	蟾江			江原道横城郡横城面錦溪川合流點	同
	淸渼川			忠淸北道陰城郡甘谷面、京畿道利川郡淸渼面・栗面三面界	同
	福河川			京畿道利川郡戶法面院頭川合流點	同
	北漢江	照陽江		江原道淮陽郡安豐面花山里川合流點	同
			麟北川	江原道麟蹄郡麒麟面芳臺川合流點	北漢江
				江原道麟蹄郡瑞和面・北面面界	照陽江
	慶安川	洪川江		江原道洪川郡斗村面斗村江合流點	北漢江
	中浪川			京畿道廣州郡五浦面、龍仁郡慕賢面面界	漢江
	安養川			京畿道楊州郡柴芚面・蘆海面面界	同
				京畿道始興郡東面始興驛南端	同
	曲陵川			京畿道高陽郡碧蹄面、坡州郡條里面面界	同
	臨津江	古味呑川		咸鏡南道德源郡豐下面、江原道伊川郡方丈面道界	同
				江原道平康郡高揷面龍治川合流點	臨津江
		漢灘江		江原道金化郡近北面・西面、平康郡南面三面界	同
			南大川	江原道金化郡近東面芳通里川合流點	漢灘江
			永平川	京畿道抱川郡永中面抱川川合流點	同

安城川		汝山川		京畿道坡州郡內面・廣灘面・月籠面三面界	臨津江
		砂川		京畿道開城郡青郊面池波里川合流點	同
				京畿道安城郡孔道面漢川合流點	京畿道二米山頂より南六五度西に引きたる一線
	振威川			京畿道振威郡西炭面烏山川合流點	安城川
		烏山川		京畿道龍仁郡器興面、水原郡東灘面面界	振威川
		黃口池川		京畿道水原郡安龍面遠川里川合流點	同
揷橋川				忠淸南道洪城郡洪州面・金馬面・洪北面三面界	同
	無限川			忠淸南道禮山郡禮山面・大興面・吾可面三面界	忠淸南道唐津郡新平面梅山里花石山三角點（四五・三米）より南六〇度東に引きたる一線
	曲橋川			忠淸南道燕岐郡全義面柳川里一等道路交叉點	揷橋川
錦江				全羅北道鎭安郡上田面鎭安川合流點	同
	南大川			忠淸北道永同郡龍化面、全羅北道茂朱郡茂朱面・雪川面三面界	忠淸南道舒川郡西南面長項里前望山燈臺より南三十度西に引きたる一線
	永同川			忠淸北道永同郡永同面・楊江面面界	錦江
	草江			忠淸北道永同郡黃澗面・梅谷面面界	同
	報靑川			忠淸北道沃川郡靑山面、報恩郡馬老面郡界	同
	甲川			忠淸南道大田郡杞城面豆溪川合流點	同
		柳等川		忠淸南道大田郡山內面、全羅北道錦山郡福壽面道界	甲川
			大田川	忠淸南道大田郡山內面・外南面面界	柳等川
美湖川				忠淸北道鎭川郡德山面栢谷川合流點	錦江
	栢谷川			忠淸北道鎭川郡鎭川面・栢谷面面界	美湖川
	寶蒿川			忠淸北道槐山郡曾坪面・道安面面界	同

名稱				區間	
本流	第一支川	第二支川	第三支川	起點	終點
	維鳩川之川	無心川		忠清北道清州郡加德面・南一面・文義面三面界	美湖川
		鳥川		忠清南道燕岐郡全義面德峴川合流點	同
				忠清南道公州郡寺谷面・新下面面界	錦江
	金川			忠清南道扶餘郡恩山面、青陽郡大峙面・赤谷面三面界	同
	石城川			忠清南道扶餘郡南面・玉山面・鴻山面三面界	同
	論山川			忠清南道扶餘郡草村面・論山郡魯城面・光石面三面界	同
		魯城川		忠清南道論山郡楊村面、全羅北道全州郡雲仙面道界	同
		江景川		忠清南道論山郡光石面連山川合流點	論山川
				忠清南道論山郡彩雲面、全羅北道益山郡望城面道界	同
萬頃江	吉山川			忠清南道舒川郡時草面羅弓川合流點	錦江
				全羅北道全州郡三奇面花坪川合流點	全羅北道金堤郡進鳳面深浦里（巨田里）三角點（三九・五米）より北一〇度西に引きたる一線
	所陽川			全羅北道全州郡龍進面牙中里川合流點	萬頃江
	全州川			全羅北道全州郡上關面衣岩里川合流點	同
		三川		全羅北道全州郡甕田面・九耳面面界	全州川
				全羅北道井邑郡山外面平沙里川合流點	全羅北道扶安郡東津面（老吉里）二七米山頂より北に引きたる一線
東津江	井邑川			全羅北道井邑郡井邑面・內藏面面界	東津江
	院坪川			全羅北道井邑郡甘谷面、金堤郡下離面・草處面三面界	同
	古阜川			全羅北道井邑郡古阜面蟹洑	同

榮山江				全羅南道潭陽郡潭陽面・金城面面界	全羅南道務安郡一老面羊湖島四一米山頂より北三〇度東に引きたる一線
	光州川			全羅南道光州郡池漢面證心寺川合流點	榮山江
	黃龍江			全羅南道長城郡北上面・北三面面界	同
	砥石川			全羅南道和順郡松石面・清豐面・春陽面三面界	同
	古幕院川			全羅南道咸平郡食知面・月也面・海保面三面界	同
	咸平川			全羅南道咸平郡大洞面湖里川合流點	同
耽津江				全羅南道長興郡夫山面・有治面面界	同
				全羅北道井邑郡山內面蟾津堤堰	全羅南道康津郡郡東面三新里三角點（一八・九米）より北八〇度西に引きたる一線
蟾津江				全羅北道任實郡屯南面・只沙面・南原郡德果面三面界	慶尙南道河東郡南面葛島三角點（五二・二米）より西に引きたる一線
	獎樹川			全羅北道南原郡朱川面・南原面・王峙面三面界	蟾津江
	蓼川			全羅南道寶城郡文德面同福川合流點	同
	寶城江			慶尙北道奉化郡明湖面雲谷川合流點	同
洛東江				慶尙北道青松郡巴川面龍纏川合流點	慶尙南道金海郡萊山面花田里三角點（六・五米）より南六〇度東に引きたる一線
	半邊川			慶尙北道榮州郡文殊面西川合流點	同
	乃城川			慶尙北道尙州郡尙州面・青里面面界	同
	屏城川			慶尙北道義城郡比安面雙溪川合流點	同
	渭川			慶尙北道金泉郡助馬面・果谷面面界	同
	甘川			慶尙北道永川郡永川面古村川合流點	同
	琴湖江			慶尙北道達城郡壽城面・嘉昌面面界	琴湖江
		新川			

名稱 本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間 起點	終點
	會川			慶尙北道高靈郡雲水面・星合郡志士面郡界	洛東江
	黃江	居昌渭川		慶尙南道居昌郡居昌面居昌渭川合流點	同
				慶尙南道居昌郡居昌面・馬利面面界	黃江
	南江			慶尙南道咸陽郡安義面・西下面面界	洛東江
		咸陽渭川		慶尙南道咸陽郡咸陽面・瓶谷面・席卜面三面界	南江
		德川江		慶尙南道晋州郡・泗川郡・河東郡三郡界	同
		咸安川		慶尙南道咸安郡咸安面・伽倻面面界	同
	密陽江			慶尙南道密陽郡上東面清道川合流點	洛東江
	梁山川			慶尙南道梁山郡梁山面・上北面・上西面三面界	同
太和江				慶尙南道蔚山郡凡西面三湖橋	慶尙南道蔚山郡大峴面梅巖里三角點（一八・八米）より北四〇度東に引きたる一線
	東川			慶尙南道蔚山郡農所面、慶尙北道慶州郡外東面道界	太和江
兄山江				慶尙北道慶州郡內南面大川合流點	慶尙北道盈德郡盈德面海岸線
盈德五十川				慶尙北道盈德郡達山面・知品面面界	慶尙北道盈德郡盈德面海岸線
三陟五十川				江原道三陟郡未老面・三陟面面界	江原道三陟郡三陟面海岸線
江陵南大川				江原道江陵郡旺山面・城山面・邱井面三面界	江原道江陵郡江陵面・城德面海岸線
襄陽南大川				江原道襄陽郡西面・巽陽面・縣北面三面界	江原道襄陽郡襄陽面・巽陽面海岸線
南江				江原道高城郡西面新金剛川合流點	江原道高城郡高城面海岸線
安邊南大川				咸鏡南道安邊郡鶴城面靑磧川合流點	咸鏡南道安邊郡安邊面、德源郡縣面海岸線

龍興江				咸鏡南道永興郡橫川面・宣興面面界
	德池江			咸鏡南道永興郡鎭坪面猪島里大猪島山頂より南八〇度西及北に引きたる線
		箭灘江		咸鏡南道高原郡下鉢面長興里川合流點
				咸鏡南道文川郡都草面新豐里川合流點
金津江				咸鏡南道定平郡高山面潭溪寺川合流點
				咸鏡南道定平郡歸林面・春柳面海岸線
城川江				咸鏡南道新興郡上元川面元上川合流點
	黑林江			咸鏡南道咸興郡下岐川面下通川合流點
	瑚璉川			咸鏡南道咸興郡德川面興洞里川合流點
				咸鏡南道咸興郡雲田面・三平面連浦面海岸線
北靑南大川				咸鏡南道北靑郡泥谷面直洞川合流點
	車書川			咸鏡南道北靑郡上車書面中呂里（方村）三等道路交叉點
	新昌川			北靑南大川
				咸鏡南道北靑郡新昌面海岸線
端川				咸鏡南道嬰山郡天南面金昌江合流點
南大川				咸鏡南道端川郡坡道面海岸線
北大川				咸鏡南道端川郡南斗日面・廣泉面面界・咸鏡北道吉州郡長白面・暘社面面界
吉州南大川				咸鏡北道吉州郡東海面・城津郡鶴面海岸線
漁郎川				咸鏡北道端川郡利中面海岸線
	明澗川			咸鏡北道明川郡下雩面雩社川合流點
				咸鏡北道鏡城郡漁郎面・朱南面面界
				咸鏡北道鏡城郡漁郎面海岸線
朱乙溫川				咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面仲七洞川合流點
	甫老川			咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面梨岩洞川合流點
				咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面海岸線
梧村川				咸鏡北道鏡城郡梧村面蘆野谷川合流點
				咸鏡北道鏡城郡梧村面海岸線
羅北川				咸鏡北道鏡城郡梧村面阿陽洞川合流點
輸城川				咸鏡北道富寧郡西上面舞袖洞川合流點
				咸鏡北道鏡城郡龍城面海岸線
				咸鏡北道清津府・富寧郡靑岩面海岸線

認定河川中直轄河川の名稱及區間表

名稱 本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間 起點	區間 終點
豆滿江				咸鏡北道茂山郡三長面大臙脂峰	咸鏡北道慶興郡蘆西面烏碣岩以東海岸線
	西頭水			咸鏡北道茂山郡三社面博川水合流點	豆滿江
	延面水			咸鏡北道茂山郡延社面天上水合流點	同
		朴河川		咸鏡北道茂山郡漁下面岩川合流點	延面水
	會寧川			咸鏡北道會寧郡碧城面靈山川合流點	豆滿江
	五龍川			咸鏡北道鍾城郡龍溪面方山川合流點	同
鴨綠江				咸鏡南道甲山郡普惠面大臙脂峰	平安北道龍川郡龍川面辰串洞（下村～三角點（二四・五米）より南八〇度西に引きたる一線
	禿魯江			平安北道江界郡龍林面厚地江合流點	鴨綠江
	三橋川			平安北道義州郡古寧朔面天摩江合流點	同
清川江				平安北道熙川郡長洞面白山川合流點	平安南道安州郡立石面西湖里汰香山三角（二・三米）と平安北道定州郡葛山面逸海洞花島三角點（二・六米）とを結ぶ一線
	九龍江			平安北道雲山郡東新面牛峴川合流點	清川江
	大寧江			平安北道朔州郡外南面・水豐面面界	同
大同江				平安南道寧遠郡新城面錦城江合流點	黃海道殷栗郡長連面稷田里笠峰角三角點（〇二・八米）より北三〇度東に引きたる一線

名稱 本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間 起點	區間 終點
大同江				黃海道谷山郡下圖面、平安南道陽德郡陽德面道界	同
	南江			黃海道載寧郡新院面門岩川合流點	載寧江
	載寧江			黃海道鳳山郡楚臥面・岐川面面界	同
		銀波川		黃海道瑞興郡梅陽面・東部面面界	同
		瑞興江		黃海道信川郡山川面九月川合流點	西江
		西江		黃海道信川郡信川面・南部面・龍門面三面界	西江
			滌暑川	黃海道新溪郡赤餘面大坪川合流點	禮成江
禮成江				黃海道延白郡銀川面・柳谷面・道村面三面界	漢江
	漢橋川			江原道旌善郡北面五臺川合流點	鱔江
漢江				江原道橫城郡橫城面錦溪川合流點	北漢江
	鱔江			江原道淮陽郡安豐面花山里川合流點	豐面花山里川合流點
	北漢江			江原道麟蹄郡麒麟面芳臺川合流點	同
		照陽江		京畿道楊州郡柴苑面・蘆海面面界	北漢江
		中浪川		京畿道始興郡東面始興驛南端	漢江
		安養川		咸鏡南道德源郡豐下面、江原道伊川郡方丈面道界	同
		鱔津江		京畿道安城郡孔道面漢川合流點	同
安城川				京畿道振威郡西炭面烏山川合流點	京畿道振威郡玄德面權管里角三二米山頂より南六五度西に引きたる一線
	振威川			忠淸南道洪城郡洪州面・金馬面・洪北面三面界	安城川
揷橋川				忠淸南道禮山郡禮山面・大興面・吾可面三面界	忠淸南道唐津郡新平面梅山里花石山三角點（四五・三米）より南六〇度東に引きたる一線
	無限川				揷橋川

名稱 本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間 起點	終點
錦江	曲橋川			忠清南道燕岐郡全義面柳川里一等道路交叉點	揷橋川
				全羅北道鎭安郡上田面鎭安川合流點	忠清南道舒川郡西南面長項里前望山燈臺より南三〇度西に引きたる一線
	美湖川			忠清北道鎭川郡德山面栢谷川合流點	錦江
	論山川			忠清南道論山郡陽村面、全羅北道全州郡雲仙面道界	同
		魯城川		忠清南道論山郡光石面連山川合流點	論山川
		江景川		忠清南道論山郡彩雲面、全羅北道益山郡望城面道界	同
萬頃江				全羅北道全州郡三奇面花坪川合流點	全羅北道全州郡三奇面花坪川合流點
	所陽川			全羅北道全州郡龍進面牙中里川合流點	萬頃江
	全州川			全羅北道全州郡上關面衣岩里川合流點	同
東津江				全羅北道井邑郡山外面平沙里川合流點	全羅北道扶安郡東津面（老古里）二七米山頂より北に引きたる一線
	院坪川			全羅北道井邑郡甘谷面、金堤郡下離面・草處面三面界	東津江
	古阜川			全羅北道井邑郡古阜面蟹洑	同
榮山江				全羅南道潭陽郡潭陽面・金城面面界	全羅南道務安郡一老面羊湖島四一米山頂より北三〇度東に引きたる一線
	黃龍江			全羅南道長城郡北上面・北三面面界	榮山江
	砥石川			全羅南道和順郡松石面・清豐面・春陽面三面界	同
蟾津江				全羅北道井邑郡山內面蟾津堰堤	慶尙南道河東郡南面葛島三角點（五二・二米）より西に引きたる一線
蓼川				全羅北道南原郡朱川面・南原面・王峙面三面界	蟾津江

名稱 本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間 起點	終點
洛東江				慶尙北道奉化郡明湖面雲谷川合流點	慶尙南道金海郡菉山面花田里三角點（八五米）より南六〇度東に引きたる一線
	琴湖江			慶尙北道永川郡永川面古村川合流點	同
	南江			慶尙南道咸陽郡安義面・西下面面界	南江
		德川江		慶尙南道晋州郡・泗川郡・河東郡三郡界	同
		咸安川		慶尙南道咸安郡咸安面・伽倻面面界	洛東江
	密陽江			慶尙南道密陽郡上東面清道川合流點	同
	梁山川			慶尙南道梁山郡梁山面・上北面・上西面三面界	慶尙北道迎日郡浦項面・大松面海岸線
兄山江				慶尙北道慶州郡內南面大川合流點	慶尙南道安邊郡安道面・德源郡縣面海岸線
安邊南大川				咸鏡南道安邊郡鶴城面青嶺川合流點	咸鏡南道永興郡鎭坪面猪島里大猪島山頂より南八〇度西及北に引きたる線
龍興江				咸鏡南道永興郡橫川面・宣興面面界	龍興江
	德池江			咸鏡南道高原郡下鉢面長興里川合流點	德池江
		箭灘江		咸鏡南道文川郡都草面新豐里川合流點	咸鏡南道咸興郡雲田面・三平面・連浦面海岸線
城川江				咸鏡南道新興郡上元川面元上川合流點	城川江
	珊瑚川			咸鏡南道咸興郡德川面興洞里川合流點	咸鏡南道北青郡青海面・俗厚面海岸線
北青南大川				咸鏡南道北青郡泥谷面直洞川合流點	咸鏡南道北青郡新昌面海岸線
	新昌川			北青南大川	咸鏡北道清津府・富寧郡青岩面海岸線
輸城川				咸鏡北道富寧郡西上面鯉袖洞川合流點	咸鏡北道慶興郡蘆西面鳥碣岩以東海岸線
	豆滿江			咸鏡北道茂山郡三長面大臨脂峰	

認定河川中地方河川の名稱及區間表

名稱				區間	
本流	第一支川	第二支川	第三支川	起點	終點
（鴨綠江）					
	虛州江			咸鏡南道甕山郡安山面地境里川合流點	鴨綠江
		熊耳江		咸鏡南道甕山郡熊耳面西洞川合流點	虛川江
	長津江			咸鏡南道長津郡中南面・上南面面界	鴨綠江
		三浦里川		咸鏡南道長津郡郡內面五萬洞川合流點	長津江
		赴戰江		咸鏡南道長津郡東下面、新興郡東上面面界	同
	慈城江			平安北道厚昌郡南新面雲洞江合流點	鴨綠江
	渭原江			平安北道渭原郡和昌面漢柏江合流點	同
	忠滿江			平安北道楚山郡板丁面富崇川合流點	同
（清川江）					
	熙川江			平安北道熙川郡熙川面加羅江合流點	清川江
		昌城江		平安北道昌城郡大倉面・青山面面界	大寧江
		川坊江		平安北道龜城郡五峰面雲川江合流點	同
		長水灘江		平安北道博川郡龍溪面、定州郡新安面・德達面三面界	同
（大同江）					
	沸流江			平安南道德郡雙龍面、成川郡大邱面面界	大同江
	水晶川			平安南道江東郡	同

	普通江			平安南道平原郡兩花面上灘川合流點	同
	順和江			平安南道大同郡金祭面・大寶面、江西郡璞石面三面界	同
	昆陽江			平安南道中和郡中和面中和川合流點	同
	鳳翔江			平安南道江西郡江西面水橋川合流點	同
	梅上川			黃海道黃州郡黑橋面黑橋川合流點	同
	黃州川			黃海道黃州郡仁橋面曇峙川合流點	同
		水合江		黃海道安岳郡文山面・龍門面・安谷面三面界	載寧江
長淵南大川（漢江）				黃海道長淵郡長淵面魚川合流點	黃海道長淵郡海安面〇溪里三角點（一〇・二一米）より北一〇度東に引きたる一線
	平昌江			江原道平昌郡大和面・平昌面面界	漢江
	達川			忠清北道槐山郡七星面雙川合流點	同
	清溪川			忠清北道陰城郡甘谷面、京畿道利川郡清溪面・栗面三面界	同
	福河川			京畿道利川郡戶法面院頭川合流點	同
		麟北川		江原道麟蹄郡瑞和面・北面面界	照陽江
		洪川江		江原道洪川郡斗村面斗村江合流點	北漢江
	慶安川			京畿道廣州郡五浦面、龍仁郡墓賢面面界	漢江
	曲陵川			京畿道高陽郡碧蹄面、坡州郡條里面面界	同
		古味呑川		江原道平康郡高揷面龍治川合流點	臨津江
		漢灘江		江原道金化郡近北面・西面・平康郡南面三面界	同
			南大川	江原道金化郡近東面芳通里川合流點	漢灘江

本流	第一支川	第二支川	第三支川	起點	終點	區間
（安城川）				京畿道抱川郡永中面抱川合流點	漢灘江	
		汝山川		京畿道坡州郡州內面・廣灘面・月籠面三面界	臨津江	
		砂川		京畿道開城郡青郊面池波里川合流點	同	
		烏山川		京畿道龍仁郡器興面、水原郡東灘面面界	振威川	
		黃口池川		京畿道水原郡安龍面遠川里川合流點	同	
（錦江）				忠淸北道永同郡龍化面、全羅北道茂朱郡茂朱面・雪川面三面界	錦江	
	南大川			忠淸北道永同郡永同面・楊江面面界	同	
	永同川			忠淸北道永同郡黃澗面・梅谷面面界	同	
	草江			忠淸北道沃川郡青山面、報恩郡馬老面郡界	同	
	報青川			忠淸南道大田郡杞城面豆溪川合流點	同	
	甲川			忠淸南道大田郡山內面、全羅北道錦山郡禍壽面道界	甲川	
		柳等川		忠淸南道大田郡山內面・外南面面界	柳等川	
		栢谷川		忠淸北道鎭川郡鎭川面・栢谷面面界	美湖川	
		寶崗川		忠淸北道槐山郡曾坪面・道安面面界	同	
		無心川		忠淸北道淸州郡加德面・南一面・文義面三面界	同	
		烏川		忠淸南道燕岐郡全義面德峴川合流點	同	
維鳩川				忠淸南道公州郡寺谷面・新下面面界	錦江	

本流	第一支川	第二支川	第三支川	起點	終點	區間
	之川			忠淸南道扶餘郡恩山面、靑陽郡大峙面・赤谷面三面界	同	
	金川			忠淸南道扶餘郡南面・玉山面・鴻山面三面界	同	
	石城川			忠淸南道扶餘郡草村面、論山郡魯城面・光石面三面界	同	
	吉山川			忠淸南道舒川郡時草面羅弓川合流點	同	
（萬頃江）		三川		全羅北道全州郡甕田面・九耳面面界	全州川	
（東津江）	井邑川			全羅北道井邑郡井邑面・內藏面面界	東津江	
（榮山江）	光州川			全羅南道光州郡池漢面證心寺川合流點	榮山江	
	古幕院川			全羅南道咸平郡食知面・月也面・海保面三面界	同	
	咸平川			全羅南道咸平郡大洞面湖里川合流點	同	
耽津江				全羅南道長興郡夫山面・有治面面界	全羅北道康津郡郡東面三新里三角點（一八・九米）より北八〇度西に引きたる一線	
（蟾津江）	獒樹川			全羅北道任實郡屯南面・只沙面、南原郡德果面三面界	蟾津江	
	寶城江			全羅南道寶城郡文德面同福川合流點	同	
（洛東江）	半邊川			慶尙北道靑松郡巴川面龍鑑川合流點	洛東江	
	乃城川			慶尙北道榮州郡文殊面西川合流點	同	
	屏城川			慶尙北道尙州郡尙州面・靑里面面界	同	

名稱			本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間		
							起點	終點	
				渭川			慶尙北道義城郡比安面雙溪川合流點	洛東江	
				甘川			慶尙北道金泉郡助馬面・果谷面面界	同	
					新川		慶尙北道達城郡壽城面・嘉昌面面界	琴湖江	
				會川			慶尙北道高靈郡雲水面、星州郡志士面郡界	洛東江	
				黃江			慶尙南道居昌郡居昌面居昌渭川合流點	同	
					居昌渭川		慶尙南道居昌郡居昌面・馬利面面界	黃江	
					咸陽渭川		慶尙南道咸陽郡咸陽面・瓶谷面・席卜面三面界	南江	
			太和江				慶尙南道蔚山郡凡西面三湖橋	慶尙南道咸陽郡咸陽面・蔚山郡農所面、慶尙北道慶州郡外東面道界	慶尙北道盈德郡盈德面海岸線
				東川			慶尙南道蔚山郡農所面、慶尙北道慶州郡外東面道界	慶尙北道盈德郡達山面・知品面面界	江原道三陟郡三陟面海岸線
	盈德五十川						慶尙北道盈德郡達山面・知品面面界	江原道三陟郡未老面・三陟面面界	江原道江陵郡江陵面・城德面海岸線
	三陟五十川						江原道三陟郡未老面・三陟面面界	江原道江陵郡旺山面・城山面・邱井面三面界	江原道襄陽郡襄陽面・巽陽面海岸線
	江陵南大川						江原道江陵郡旺山面・城山面・邱井面三面界	江原道襄陽郡西面・巽陽面・縣北面三面界	江原道高城郡高城面海岸線
	襄陽南大川						江原道襄陽郡西面・巽陽面・縣北面三面界	江原道高城郡西面新金剛川合流點	咸鏡南道定平郡歸林面・奉柳面海岸線
	南江						江原道高城郡西面新金剛川合流點	咸鏡南道定平郡高山面漕溪寺川合流點	咸鏡南道定平郡歸林面・奉柳面海岸線
	金津江（城川江）						咸鏡南道定平郡高山面漕溪寺川合流點	咸鏡南道咸興郡下岐川面下通川合流點	城川江
	北青南大川			黑林江			咸鏡南道咸興郡下岐川面下通川合流點	城川江	

名稱			本流	第一支川	第二支川	第三支川	區間		
							起點	終點	
	端川南大川						咸鏡南道北青郡上車書面中乭里（方村）三等道路交叉點	北青南大川	
	車書川						咸鏡南道端川郡坡道面海岸線	咸鏡南道端川郡利中面海岸線	
	北大川						咸鏡南道豐山郡天南面金昌江合流點	咸鏡北道吉州郡東海面、城津郡鶴東面海岸線	
	吉州南大川						咸鏡南道端川郡南斗日面・廣泉面面界	咸鏡北道鏡城郡漁郎面海岸線	
	漁郎川						咸鏡北道吉州郡長白面・暘莊面面界	漁郎川	
				明澗川			咸鏡北道鏡城郡漁郎面・朱南面面界	咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面海岸線	
				朱乙溫川			咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面仲七洞川合流點	朱乙溫川	
				甫老川			咸鏡北道鏡城郡朱乙溫面梨岩洞川合流點	咸鏡北道鏡城郡梧村面海岸線	
	梧村川						咸鏡北道鏡城郡梧村面蘆野谷川合流點	咸鏡北道鏡城郡龍城面海岸線	
	羅北川（豆滿江）						咸鏡北道鏡城郡梧村面阿陽洞川合流點	豆滿江	
		西頭水					咸鏡北道茂山郡三社面博川水合流點	同	
		延面水					咸鏡北道茂山郡延社面天上水合流點	延面水	
		朴河川					咸鏡北道茂山郡漁下面山岩川合流點	豆滿江	
		會寧川					咸鏡北道會寧郡碧城面靈山川合流點	同	
		五龍川					咸鏡北道鍾城郡龍溪面方山川合流點	同	

特別準用河川の名稱及區間表

河川の名稱	區間 起點	區間 終點
南川（洛東江第二支川）	慶尙北道慶山郡南川面・慶山面面界	琴湖江

河川の名稱	區間		
	起點	終點	
造山川（洛東江第二支川）	慶尙北道慶山郡河陽面西沙洞・島里洞洞界	琴湖江	
北川（同　　）	同　尙州郡內西面・尙州面面界	屏城川	
開雲川（洛東江第三支川）	同　尙州郡尙州面開雲里・新鳳里里界	北川	

第四章　河川調査

第一節　概說

朝鮮に於ける各種土木事業の調査をなす爲曩に朝鮮總督府豫算に年額三萬圓內外の土木事業調査費なるものを計上し之を以て道路・港灣・河川等の計畫調査費に充て來りしが、由來朝鮮の河川は荒廢其の極に達し沿岸土地の荒廢甚だしく、產業開發上に及ぼす障害極めて大なるを以て、河川改修工事施行の必要を認め其の先決問題として大正四年より根本的の河川調査を開始することとし、同年度以降別途に年額四萬圓の治水及水利調査費を計上すると同時に總督官房土木局工務課に河川係を設け、技師一名屬・技手五名の定員を置き、先づ主要河川たる淸川江・大寧江・大同江・載寧江・禮成江・漢江・臨津江・錦江・榮山江・蟾津江・洛東江・龍興江・城川江・萬頃江の十四河川を選定して之が流域の踏査を行ひ、其の狀況を究むると共に引續き之等河川中水害最も甚だしく改修急を要する區間二千三百餘粁に就き改修計畫樹立に必要なる河川調査を開始せり。大正四年五月一日土木局工務課は土木局土木課となり、更に翌大正五年度より堤堰洑改良調査費約一萬圓を計上し、此の調査遂行の爲技師一名技手二名の定員を河川係に併置し、朝鮮灌漑事業の調査を併せ施行し來りしも、大正八年八月二十日官制改正に依り灌漑事業に關する調査は除かれて殖產局土地改良課に移り、河川係は改稱せられたる總督官房土木部工事課に屬し專ら河川調査に從事中、四圍の狀況は之

が急速施行の必要を認むるに至り、豫算を年額十五萬圓乃至十六萬圓に增額し之が調査を大正十五年度迄に完成せしむる豫定を以て定員を技師三名屬技手二十名となして專ら事業の進捗を圖りたる結果、大正十三年度に至り漢江・錦江・萬頃江・榮山江・洛東江・大同江・載寧江・清川江・大寧江・城川江・龍興江の十一河川は殆んど改修豫定區域の實測を了へ、同時に大體の改修計畫を樹立したるも、同年度に於て一般行政財政の整理行はれ、大正十三年十二月十五日河川係は內務局土木課に屬し、大正十四年度より豫算を五萬圓に減額せられ、定員も技師一名屬技手六名となりたる爲豫定の功程を擧ぐること能はざりしも、昭和二年度に至りて漸く改修豫定區域の實測を終了し、翌三年度に於て根本的改修計畫を樹立するに至り茲に第一期治水調査は全く終了を告げたり。

斯くて第一期治水調査事業は大正四年之を開始してより十四年の歲月と百十三萬一千六十一圓餘の費用とを以て前記十四河川の調査を遂げたるものなり。

河川調査一覽圖

第二節　踏　査

河川流域の踏査は之を分ちて豫察及踏査の二となせり。

一、豫　察

豫察の目的は地圖竝に諸種統計及調査書等より各種の資料を蒐集して、各水系の支派川に渉り左記事項を調査し以て踏査の準備を爲すに在り。

(イ) 本川及各主要支派川の流域面積及流路延長
(ロ) 流域の狀態（流域内地勢・地質・平地面積・森林狀況及雨量等）
(ハ) 河川の狀況
(ニ) 量水標及雨量計の建設位置
(ホ) 河川改修區域
(ヘ) 河川航行區域
(ト) 水利計畫地點
(チ) 貯水池の位置及貯水量

豫察に使用したる地圖は陸地測量部發行五萬分の一地形圖・同略圖・同舊圖、二十萬分の一地形圖及朝鮮總督府發行林野分布圖・地質土性圖等にして、又統計書調査書としては朝鮮總督府統計年報・朝鮮總督府觀測所の諸統計等なり。

二、踏　　査

踏査の目的は豫察に於て調査豫定せる所に基き各河川を實地視察するに在り。踏査に當りては左記事項を調査し併せて必要なる量水標・雨量計を建設する外水利地點の選定を爲したり。

(イ) 流域狀態（耕地種別・反別及價格・林野分布・地質・地勢及氣象の大要・生產物の種別及產額）
(ロ) 河川の狀況（河川勾配・橫斷面・流量・流路の形狀・河岸の崩壞・河床狀態・土砂の流下・潮汐の關係・河口の狀態及其他必要なる事項）
(ハ) 水害（田水の狀況・水害區域・洪水位・本川と各支川との田水關係・水害の程度・減水狀況）
(ニ) 航運狀況（潮位の影響・河津・航行船舶の種類及隻數・可航區域・物資の集散及種類・流木及流筏）
(ホ) 灌漑狀況（洪・溜池・河水引用・灌漑面積・旱害狀況・鹹水の影響）
(ヘ) 貯水池（流域面積及其の狀況・流域の地勢・堰堤の位置及地質・貯水量）
(ト) 防水及排水事業の狀況
(チ) 水力事業其の他河川利用の狀況
(リ) 量水標及雨量計の設置位置
(ヌ) 治水計畫
(ル) 水利計畫
(ヲ) 經濟調査

踏査は他の調査施行の關係上最も急速を要するを以て、淸川江・大寧江・大同江・載寧江・禮成江・漢江・臨津江・錦江・榮山江・蟾津江・洛東江・龍興江・城川江の十三河川に對する踏査を大正四年度一箇年を以て完了し、大正八年度に至り踏査の結果を治水及水利踏査書と命名して之を刊行し、總論に於て踏査要項・治水計畫・水利計畫・各論に於て各河川別に總論・流域面積及流路延長・流域狀況・河川の狀況・水害・水運狀況・灌漑狀況・防水及排水施設狀況・治水計畫・水利計畫の各項に就きて詳述せり。

第三節　測　　量

河川測量は將來改修を必要とする區域に就き地形の測量を爲すものにして、之を作業の種類に依り分類すれば、平面測量・高低測量及諸調査の三種となす。平面測量は專ら土地の平面的形狀を測定圖示せんとするもの、高低測量は河川の斷面形狀・沿岸土地の起伏等を測定せんとするに在り。

一、平面測量

平面測量の目的は平面的の地形を測量圖示するに在りて、之を分ちて三角測量・圖根測量・細部測量の三種となす。卽ち測量區域の細部測量を爲すために間隔二百米內外の圖根點を配置するを要し、此の圖根點は三角點に連繫して其の座標を定め、更に三角點は一邊二千米內外の三角構形に依りて測量區域を覆ひ、全區域を通じて同一座標に依り三角點・圖根點を圖示して測量の精確を期したり。

測量區域の上下限界は改修豫定區域に依て之を決定せるも、其の幅員は平野部に在りては河岸より五百米乃至八百米迄若くは改修計畫線の及ぶ範圍迄、溪谷部に在りては山麓迄測定することゝしたり。

調査の初期に當りては之等區域に於ける細部の地形は總て平板測量に依り測定したるが、大正六年度に至りて土地調査事業の進捗に依り耕地に對する朝鮮各地の地籍圖完成したるを以て、大正七年度以降は之を所要の縮尺に縮圖して測量の大部分をなす地目の測量を省略し得たり。從つて平面圖の座標は總て土地調査測量に準據するの必要を生じたり。

土地調査事業に依る測量は、緯度十五分經度二十分の方眼內に三角點一個を有する割合の大三角網を以て全鮮を覆ひ、更に該方眼に九點の割合の大三角補點を置くものとし、小三角點は三角網の輕重に依り一・二・三等の各種に分ち、一邊二粁半の程度に小三角網を構成して全鮮を覆ひ、以て圖根測量及細部一筆測量に便したり。而して大三角補點以上は「ベッセル」氏算定の値に依り球面の計算をなし、經緯度に依りて其の位置を確定し、小三角は球面としての計算を爲さず。又土地調査の結果たる地籍圖は、東部原點・中部原點・西部原點の三原點に據り各原點を通ずる子午線を縱軸とし、地表上之に直角なる線を以て橫軸とする一平面として夫々座標を計算し、各三角點・圖根點を圖示して細部の測量を行ひたるものなり。東部原點は東經一二八度・北緯三八度、中部原點は東經一二七度・北緯三八度、西部原點は東經一二六度・北緯三八度の各點を以てし、尙實際に於ては座標に負數を生ぜざる樣各座標の緯距に五十萬米、經距に二十萬米を加へ算出しあり。地籍圖は六百分の一・千二百分の一・二千四百分の一の三種とし、圖廓の一邊は六百分の一に於て縱二百米・橫二百五十米、千二百分の一に於て縱四百米・橫五百米、二千四百分の一に於て縱八百米・橫千米とし、圖廓は何れも縱三十三糎餘・橫四十一糎餘の一定の大きさとし圖廓線に其の座標を記入しあり。依て斯の如き地積圖を河川測量に利用するに際しては、調製せんとする圖面の縮尺を以て地籍圖圖廓と同じき長さの方眼を畫き、之に縮圖器を用ひて地籍圖形を縮寫して原圖と爲したり。三角測量は從來の如く河川に沿ふて新たに構形を構成することなく、小三角一等點以上の土地調査三角網より出發して局部的に河邊に補點を置くに止め、此の座標竝に之に基きて算出せる圖根點の座標は總て前記土地調査三角點及地籍圖と同一のものを用ひて之を前記原圖に記入し、之を野外に携行して平板測量を行へり。

河川測量原圖は最初**ガートリッチ**原圖紙に美麗に仕上げしも、地籍圖を利用するに至りたる後は千二百分の一地籍圖九枚を含む**ケント**紙切圖に改正し、外業を了へて後之を丁寧に仕上げ原圖として保存することゝしたり。

一、三角測量

三角測量は平面測量の基礎たる三角點の位置を測定するものにして、其の作業は選點・埋標・覘標設置・測角・基線測量・眞北測量及計算の七種とす。

三角點は之を本點及補點に分ち、三角構形の各點を本點とし、圖根測量の便宜上枝出せる點を補點とせり。三角構形は大體河岸兩側に千鳥形に設置して、河川に沿ひ其の起終及中間約二十粁毎に一箇所の割合にて基線測量を行へり。三角本點の三角形は各挾角三十五度以上百十度以下とし、已むを得ざる場合は三十度以上百二十度以下の挾角を許し、角度一層不良なる場合は四邊構形を用ふることゝし、又三角補點の三角形は各挾角三十度以上百二十度以下とせり。調査期間の後

半は專ら土地調査局の三角點を利用せる結果殆んど三角構形を作るの必要なく、大部分は該三角點を利用し已むを得ざる箇所に補點を設くるに止めたり。從つて基線測量・眞北測量も自然其の必要なきに至れり。

二、圖根測量

圖根測量は三角點に基き圖根點の位置を決定し細部測量の基礎に供ふるものにして、其の作業は圖根點の設置、測角及測距、計算及點記入の三種に分る。丁杭・受杭及水準據標等は總て之を圖根系中に含ましむるものとし、且圖根系は左記の三種に限れり。

(イ) 三角點及三角補點を起終點としたるもの

(ロ) 三角點及三角補點を起點とし他の圖根系の一點を終點とするもの

(ハ) 圖根系の二點を起終點とするもの

而して同一點を以て圖根系の起終點となすことを禁じたるも、同一の三角點を起終點とし異れる三角點二點以上の測角を爲し得る場合は差支なきことゝしたり。距離は竹鎖又は**スタヂヤ**に依り測定し、角度は分讀經緯儀を用ひたり。又之等測量の結果を基礎として算出し得たる終點の誤差は、經緯距併合誤差自乘の和の平方根と、邊長合計との比の千分の一以内とし、各邊經緯距に比例して之を配賦することゝせるが實際に於ては二千分の一内外に收め得たり。

三、細部測量

細部測量は地形細部を測量し平面の作成に供するものにして大體平板に依れり。其の測定すべき事項次の如し。

(イ) 土地の起伏

(ロ) 行政區劃の境界（道界・府郡界・面界・洞里界・）

(ハ) 道路（等級別）・鐵道

(ニ) 地目（針葉樹林・濶葉樹林・雜木林・竹林・灌木林・草生地・蘆田・畓・畠・田・干潟地・墓地等）

(ホ) 家屋及築造物

(ヘ) 河川に於ける工作物

(ト) 砂防工

(チ) 各種測量標

(リ) 雨量計及量水標

(ヌ) 流量測定地點

(ル) 用惡水路及沼澤

(ヲ) 河床及河岸の地質

(ワ) 洪水氾濫區域

(カ) 河岸の水際

(ヨ) 附近各工作物

(タ) 瀬瀧及渡船場

陸地と河川水面との境界は平水位に於けるものを以て表し、有潮部に於ては中等潮位に依るものを以てせり。然れども實際に於て斯の如き水際線は、平板測量に於ては實測することを得ざるを以て、其の際は水位と其の概形を測量し置き、後日横斷測量の結果を平面圖に記入し、平水位若くは中等潮位に對する同高線を畫きて之を決定せり。

又河川に於ける工作物は橋梁・暗渠・水制・護岸・床固工・堰堤・樋管・閘門・水門・渡船場・棧橋・堤防・水車・潛管・水道等にして之を區分記入し、諸種測量標・量水標・雨量計等は本調査設置のものと他のものとの區別を爲し、本調査に依るものは總て赤色、其他のものは黑色を以て記入することゝせり。斯の如き測定事項は總て河川測量心得に定めたる凡例に依るものとせり。

一、高低測量

高低測量は之を分ちて縱斷測量と横斷測量との二とす。高低測量の目的は土地の起伏及諸種の工作物の標高を詳かならしむると同時に、後日河川改修工事に於て高さの基準と爲すべき水準據標を設置するに在り。

本調査に於て採用せる標高基準は、調査初期に於て施行せる萬頃江・榮山江・城川江・漢江の四河川は適宜之を假定せるも、其他の河川は總て中等潮位を零尺とすることゝしたり。中等潮位は土地調査局に於て施行せる朝鮮地形測量に於ける海岸線記入の基準となせるものにして、鎭南浦・仁川・木浦・元山・清津の五箇所に就き大正元年以降一箇年乃至三箇年間に於ける自記驗潮器の記錄に依り平均海水面を求め之を連絡せるものなるが、之に對する水準據標は各三角點との連絡上全鮮各地に配置されて所謂高低測量網を成し、主として一・二等道路に沿ひ距離四粁毎に石造水準據標を設置し、其位置は五萬分の一朝鮮地形圖に其の標高と共に記入せられあり。

中等潮位に依らざりし河川の標高基準面卽ち零尺は、萬頃江は下流金堤郡萬頃面東之山に於ける萬頃江調査第一號水準標高を百尺とせるもの、榮山江は河口木浦港内に於ける明治三十九年九月一日より同四十一年七月三十一日に至る二十三箇月間の朔望平均干潮面を零尺とせるもの、城川江は河口に於ける最大干潮面を十尺とせるもの、漢江は仁川に於ける朔望平均干潮面を基準面とせるものなり。

高低測量の要領は、先づ河口より上流に向つて三町毎に丁杭を打ち、對岸には丁杭と相對して丁杭に準ずる受杭を打ち、丁杭及受杭に沿ひ縱斷測量を行ひて杭頭標高を測定し、丁杭・受杭間の横斷測量其他の作業を施行したり。丁杭及受杭は八糎角長八十糎の杭木を頭部約二十糎を殘して打ち込むものとし、其の側面には河口よりの里町數及官廳名を烙印し、白ペンキを塗りて頭部に徑二糎の鋲を打つことゝしたるがメートル式に改正後は杭木を五糎角長八十糎とし、打込の間隔を四百米に改めたり。

縱斷測量に於て測量すべきものは

(イ) 丁杭・受杭

(ロ) 水準據標（本調査以外のものを含む）

(ハ) 量水標・目盛基準

(ニ) 各所既往洪水位
(ホ) 道路鐵道堤防
(ヘ) 閘門水門の閾
(ト) 樋管底
(チ) 橋梁桁下及床石
(リ) 狀
(ヌ) 洗越
(ル) 其他必要なるもの

等にして、又測量區域約十粁毎に假量水標を建設して測量期間中水位の觀測を爲し、水位調査の基本となす。

水準據標は丁杭又は受杭に沿ひ二粁毎に設置し、十二粁毎に石造の水準據標を設けたり。水準據標は最初木造にして十五糎一（五寸角）長一米二十糎（四尺）のものとし、頭部に大鋲を打ち側面に官廳名番號等を烙印し白ペンキ塗としたるが、三角點と同樣保存上不完全なるを以て大正七年度以降總て混凝土杭に改めたり。

石造水準據標は其の大きさを十五糎角以上長一米二十糎とし、頭部三十糎の間は小叩きに仕上げ、上に徑八糎內外の饅頭形を拵へて官廳名番號等を刻み、之が建設に當りては基礎に適宜栗石を入れて搗固め、三十糎角以上の磐石を置き其の上に前記石標を垂直に建てたり。

横斷測量は陸上部と水面部とに分ち、水面部の横斷は深淺測量に依れり。

一、作業功程と經費

本調査に要せし諸種作業の量と所要日數とを集計すれば左の如し。

作業種別		單位	數量	所要延日數	單位能率	備考
三角測量	選點及埋標	點	一、〇一〇・〇	三六八・五日	〇・三六五日	
	計角	〃	七〇八・〇	三五九・五	〇・五〇八	
	基線測定	〃	七二・〇	一八六・〇	〇・二六一	
	眞北測定	箇所	一二・〇	八一・〇	六・七五〇	
圖根測量	選點及埋標	〃	一〇・〇	一六・〇	一・六〇〇	
	測角及測距	粁	三・五七五・五	四二〇・五	〇・一二八	
	計算及點記入	〃	三・七六四・五	一〇五九・五	〇・二八一	
平板測量	甲	〃	三・七五〇・五	一・一四〇・五	〇・三〇四	
	乙	〃	四四・〇	八一・〇	一・八四一	甲とは地籍圖を利用せざるもの
高低測量	縱斷測量 選點及埋標	〃	三・八二〇・五	一・九二七・五	〇・五〇五	乙とは地籍圖を利用せるもの　數量は丁杭線の長なり
	縱斷測量	〃	三・八四四・〇	七一九・五	〇・一八七	
	橫斷測量 陸上	〃	四・四五五・七	一・二〇四・五	〇・二七〇	
	橫斷測量 深淺	〃	四・九九〇・〇	一〇八一・〇	〇・二一七	
		〃	二・二六四・六	八二三・〇	〇・三六二	

河川測量經費一覽表

備考　本表は大正五年度以前の各調査班及大正十二年度に於ける萬頃江・大同江の各班統計を除きたる他の三十四班分の作業別集計にして延日數は技手雇員のみの作業日數なり。

又河川測量に要したる經費を集計すれば左の如し。

調査年次	調査河川	測量區域延長	調査費	内譯 廳費	内譯 人夫賃	内譯 雜費	一粁當調査費	摘要
自大正元年度至大正三年度	萬頃江	(三九)粁	円	円	円	円	円	
大正四年度	城川江	(一六)	—	—	—	—	—	
同	漢江	(二二)	—					
同	榮山江	一〇二	四、〇八〇・六一	一、二四五・八一	二、八一四・八〇	—	三九・八一	
同	城川江	(五九)	—	—	—	—	—	
同	漢江	(五二)	—	—	—	—	—	
同	龍興江	三五	一、四六二・二九	四五八・〇六	一、〇〇四・二三	—	四一・六八	
同	載寧江	四二	二、九一〇・二八	六九〇・五四	一、九二六・四一	二八・三三	六九・二九	
同	龍興江	三八	二、二四二・三二	七二五・九二	二、五六八・四一		五九・〇四	
同	載寧江	九九	三、八三二・七五	一、二五六・三四		三五・三四五	三八・六一	
同	錦江	一九	五五六・六三	二〇三・一八	二、七五一・五八	—	二九・三〇	
同	洛東江	六四	三、九〇二・三六	一、一〇六・九八	二、七六五・一三	四三・七〇	三七・一六	
同	錦江	七一	五、〇二六・八九	一、二九六・二〇	三、六九一・一〇九	四九六・〇	七〇・九四	
同	洛東江第一	五八	五、六八七・三六	一、五〇五・二四	四、一一一・三	七一・〇〇	九八〇・五	
同	同　第二	三八	四、二六六・一〇	一、〇五一・八七	二、九八六・五八		二三七・六五	
同	漢江	二九	一、四六八・九九	三四五・九五	一、一三三・〇四	—		
同	錦江第一	五四	四、四五三・二九	一、三〇〇・一八	三、一〇五・九一	四七・二〇	四一・六八	
同	同　第二	四八	二、九四五・一二	七五五・八〇	二、一四三・八二	四五・五〇	六一・三五	
同	洛東江第一	五四	四、〇三〇・九六	八三一・〇六	三、一一六・七〇	八三・二〇	七四・六四	
同	同　第二	五五	四、五二四・〇七	一、二七二・一九	三、一二九・八八	一一二・〇〇	八二・二五	
同	大同江	九五	三、六六九・〇四	八五一・五〇	二、七六四・八四	五二・七〇	三八・六二	
同	漢江	四〇	三、〇〇七・九六	五九九・七六	二、四〇四・二〇	四・〇〇	七五・一九	
同	洛東江第一	五七	三、三八二・六〇	一、〇三六・一九	二、〇〇八・二〇	三三・九二一	五九・三四	
同	同　第二	五〇	二、四九九・八一	七四六・一〇	一、四八〇・七	二六五・六四	四九・九九	
同	大同江第一	七六	三、一五二・七七	五八八・四五	二、二九一・九五	二七二・三七	四一・四八	

調査年次	調査河川	測量區域延長	調査費	内譯 廳費	内譯 人夫賃	内譯 雜費	一粁當調査費	摘要
大正十一年度	大同江第二	三三粁	二、五五三、三三円	六五二、六九円	一、六四九、〇二円	二五一、六一円	七七、三七円	
同	漢江	四二	二、八七〇、二七	八八四、一九	一、八〇四、二三	一八一、八五	六八、〇三	
同	清川江	二四	二、〇六四、九一	五四七、二九	一、二七〇、一九	二四七、四三	八六、〇三	
同　十二年度	洛東江第一	五五	二、九五三、〇五	六四〇、三五	二、〇四一、二〇	二七一、五〇	五三、六九	
同　同　第二		九四	三、三六一、〇九	七七七、六八	二、四二四、二九	一五九、二二	三五、七五	
同	大同江	(八五)	—	—	—	—	—	
同	萬頃江	(一九)	—	—	—	—	—	
同	清川江	六三	三、三四八、〇九	七一三、〇三	二、三二二、八八	三二二、一八	五三、一四	
同　十三年度	洛東江	七一	三、一〇六、六一	六六九、六二	二、六一一、九一	二七五、〇八	四三、七五	
同	大同江	七八	四、二六四、六三	八九八、二五	二、九八二、〇五	三八四、三三	五四、六七	
同	大寧江	六三	二、八七〇、三四	六九九、八九	一、八九三、八八	二七六、五七	四六、二九	
同　十四年度	蟾津江	四一	二、三九四、二六	五二八、五九	一、四七六、五七	三八九、一〇	五八、三九	
同　同	蟾津江	五八	一、三八七、〇	三八五、五二	八五五、二〇	九七、九八	二〇、三九	
昭和元年度	臨津江	六九	二、七八〇、一二	五三八、七八	二〇三、九五八	二〇一、七六	四〇、二九	
同　二年度	禮成江	七五	三、三四八、三七	六八四、九三	二、五一、九六三	一四三、八一	四四、六四	
計		一、九九四(二〇〇一)	一〇八、二六六、六〇	二七、五七〇、九三	七五、五一五、五四五	五、一八〇、一二	五四二、九	

備考　内譯中不明なるは大正十三年四月廳舍火災の際關係書類燒失せるに因る。

尙調査費中には廳費に屬するものを本府に於て購入し現地に携行したる物品あるも、經理上詳細なる數字不明の爲掲記せず。又職員及工夫の給料、旅費竝に測量器械類の代金、内業の費用等も除外し、純然たる外業の費用のみを計上せり。

一、測量圖の調製

河川測量に於て調製すべき圖面は之を左の如く定めたり。

(イ) 實測平面圖　縮尺三千分の一又は五千分の一乃至六千分の一

(ロ) 河川平面圖　一萬分の一又は一萬二千分の一

(ハ) 實測縱斷面圖

(ニ) 實測橫斷面圖

平面圖縮尺は最初大體に於て三千分の一とし、貯水池區域其他特別の場合に限り六千分の一を用ふることゝし**ガードリッチ**原圖紙に美麗に仕上げたるが、地籍圖を利用するに至り圖廓幅四十糎長四十五糎の切圖に改め、先づ此の切圖に鉛筆を以て地籍圖を縮寫し、外業を了へて後之を製圖凡例に從ひ墨入着色して仕上ぐるものとし、三千分の一實測平面圖の調製は之を廢したり。又縱斷測量の結果は平面圖記入の測點に其の標高を傍記し、橫斷測量の結果は測量線に沿ひ實際の位置に標高を靑色を以て記入し、小數點の位置を以て測定位置としたり。斯の如く高低測量の結果は平面圖に記入せられたると、前記實測縱斷面圖及橫斷面圖は後日改修計畫樹立に當り利用價値なきを以て之を省略することゝし、高低測量の結果を記入せる平面圖を以て實測圖の全部となしたり。

實測平面圖完成の上は直ちに縮圖機を用ひて之を一萬二千分の一と爲し、更に之を蠟布に謄寫して青寫眞に調製し、河川改修計畫樹立には專ら之を使用したり。

第五章　朝鮮の洪水狀況

朝鮮の河川は古來より亂流するまゝに任せ、洪水に對する防備の如き全く之を缺けるを以て、一朝氾濫せんか廣漠たる平野も化して湖沼の觀を呈し、一望唯丘陵と濁水とを見るのみにして、光景の慘澹たる眞に想像の外に在り。斯の如くにして尙且放置して顧みられざりしものは素より政治の弊に由ること少なからざるべしと雖、朝鮮に於ける夏期の豪雨强烈にして洪水の劇甚なる到底人力の能く及ぶ所にあらずと爲したるに因るものなるべし。

朝鮮は降雪概して少なきを以て解氷時に洪水を起すことなく、大洪水は夏期七、八月殊に七月に多く、雨量の如きは年量の六、七割迄を此の期間に降下し、其他の時期は極めて寡雨の狀態なるが故に渴水量と洪水量との差甚だしく、內地の渴水量一方粁當每秒〇・〇二立方米（一方里當〇・五乃至一・〇立方尺）に過ぎず。又內地の洪水量一方粁當比し朝鮮は僅々〇・〇〇一乃至〇・〇〇二立方米（一方里當五〇〇乃至三、〇〇〇立方尺）なるに對し、朝鮮は一・八乃至一〇・八立方米（一、〇〇〇乃至六、〇〇〇立方尺）每秒〇・九〇乃至五・四〇立方米に及び約倍量を示せり。斯は內地に於ける洪水は六月の雨期と二百十日前後の暴風雨とに因りて起るものなるも、朝鮮に在りては其の雨期は七月にして颱風も亦此の季に襲來するを以て內地に於ける二期の洪水が一時に臻ることゝなるに因るものにして、其洪水量が內地に比して大なるも蓋し之が爲なりと謂ふを得べし。

世上往々朝鮮山林の荒廢を以て洪水の大を爲す原因と稱する者あれども、山林學の權威者が樹木・薪苔等が雨水を留止し得る量は極めて僅少にして、森林によりて直接洪水を防ぐことの不可能なることを說けるに依るも明なり。（第七章第一節參照）　但し土砂の流下を扞止する上に於て森林の絕對必要なるは論を俟たざる所なり。

次に河川最大洪水量に就き述ぶれば、流量測定地點に於ける河川最大洪水位は、河川調査期間に起りたるものは量水標に依り直ちに之を知り得たるも、既往に於て起れる大洪水位に就ては河川調査に際し其の量水標位置及河川沿岸沿ひ主要部落每に既往洪水位の連絡調査を行ひて水位を精査し以て之を量水標水位に換算したるに、既往の洪水位は直接觀測の機會なかりしも其最高水位に就ては比較的信賴するに足るものを得たり。之等最高水位と流量曲線式に依り算出せる各流量測定地點に於ける著名なる大洪水の最大流量を示せば次の如し。

最大洪水量一覽表

河川名	地點名	流域面積	最大洪水量	記事
大寧江	龍灘	二、九七〇	一一、一一六	大正十四年
清川江	北院	三、五二五	一〇、〇三五	同
同	北松里	五、三四〇	一三、一三五	同
大同江	無盡臺	四、四一九	一四、〇〇〇	明治三十二年
同	麥田	七、九八七	一一、六八五	大正十二年
同	載寧江	一二、四五三	二四、七四六	同
同	沙灘	八一九	二、一一九	同十一年
同	銀波洞	三三四	一、一三六	同
同	內埜	八二七	三、九四一	同
禮成江	金川	二、五四四	九、一〇〇	同
臨津江	玄石里	七、八三六	二〇、一〇〇	同
漢江	高安	二三、八八〇	三七、七六八	同十四年
同	人道橋	二五、〇四六	三三、三六一	同
錦江	亭岩	八、四四六	七、〇〇〇	同
榮山江	羅州	二、〇二〇	七、一一九	明治四十三年
蟾津江	松亭里	四、二九九	七、五〇〇	大正十三年
洛東江	倭館	一一、一九五	六、四〇〇	安政三年
同	玄風	一四、二七	一六、二〇〇	同
同	津洞	二〇、四〇三	二〇、三七二	明治十八年
同	院洞	二三、九一六	一七、九八一	同
同	篤山	二、二九八	六、三〇〇	大正九年
龍興江	高原	六八二	一、七五〇	同八年
同	島內	二五一	七九〇	同
城川江	咸興	一、九一八	四、二七八	同十四年

洪水被害狀況に就ては舊時の記錄確かならずして之を知るに苦しむも、大正五年以降のものに就き表示すれば次の如し。

大正五年以降年別水害額一覽表

年次	氾濫區域面積	人の死	農作物被害額	土地被害額	工作物被害額	家屋被害額	家畜其他被害額	被害額計
大正五年	七五、七八町歩	三六三人	四、三三三、六三六円	二、七四三、二六九円	一三九、七一一円	五、六四三、七五〇円	一四、八九〇円	一二、八七五、二五六円
同六年	一八、八九九	二三〇	九七七、六〇四	一、五一〇、七三〇	一五六、九六〇	二、八八五、五〇〇	一七、一四〇	五、五四七、九三四
同七年	一二、三九六	二一七	九、七七〇、六三五	六、二七二、一九六	二六七、二六二	四、四五四、五〇〇	五、〇六〇	二〇、七六九、六五三
同八年	五三、八三三	五七四	五、七二三、五八六	九、〇一一、二二〇	八二七、四一四	四、六一七、〇〇〇	六一、七八〇	二〇、二三一、〇〇〇
同九年	九五、二六六	一、二九五	一四、〇八二、〇七五	六、五八七、四三八	二、一一八、八九九	一三、四七三、五〇〇	二、二一三	四六、三八三、二〇二
同十年	一八、一三九	一五	一、七七一、五六一	七三、七六七	一七、五七八	一、〇三〇、七五〇	八〇	三、五四二、七三六
同十一年	一九五、九六二	五〇九	一二、八二五、三一一	一一、五五三、一一二	一九七、三七五八	一四、四八一、〇〇〇	七四、九四〇	四〇、九〇八、一二一
同十二年	一五三、六八四	八八四	一一、五九二、三八八	六、二六〇、三三一	三五八、〇七二	四、四〇七、三五八	六二、八六〇	二三、六八一、〇〇九
同十三年	九四、〇七〇	四一三	四、五二七、一五一	二、五九〇、五九八	一六九、七〇二	四一〇、一七〇	三、五〇〇	七、七〇一、一二一
同十四年	二五一、四二四	六四七	二四、一三〇、〇三二	一一、八一二、七六〇	六、六三七、〇五〇	六〇、六〇六、〇〇〇	三、一五一三	一〇三、二一七、三五四
昭和元年	一一四、六三三	三三六	八、一八〇、三〇三	一二、六七一、六五〇	一〇、九九一、六一五	三、一八五、八三〇	一四、六一三	三五、〇四四、〇一一
昭和二年	六九、二四六	四四	三、七〇一、七九三	一、八〇七、三八六	二、六七一、一〇〇	一四四、九八八	二、三五三	八、三二七、六二〇
計	一、一五三、三六六	五、五二七	一〇一、六〇六、〇七四	八三、五四三、四五七	二六、三二九、〇八一	一一五、三四〇、三四六	四一〇、〇五九	三二七、二二九、〇一七
平均	九六、一一一	四六一	八、四六七、一七二	六、九六一、九五五	二、一九四、〇九〇	九、六一一、六九五	三四、一七一	二七、二六九、〇八五

即ち最近に於ける大洪水は大正三年・同五年・同八年・同九年・同十一年・同十二年及同十四年と殆んど連續的に起り、殊に大正十四年の如きは全鮮に亙り未曾有の大水害を與へたり。

以上の外、既往に於ける大洪水の狀況及其被害に就ては朝鮮河川調査書第八章洪水狀況第一節洪水の概要三百二十五頁以下及大正十四年刊行の朝鮮の洪水に詳記しあるを以て本章に於ては記述せず。

第六章　韓國政府時代に於ける河川工事

朝鮮の河川は古來何等人工を加へられたることなく全く自然の儘に放擲せられ、沿岸平野は殆んど無堤防の狀態に在り。唯都邑を流るゝ河川に對しては都邑を防護する爲石堤又は土堤を以て防水堤を築設せしことあり。又京城内の川渠に就て增補文獻備考に左の記事を散見せらるる外、河川工事として記述すべき記録を認めず。

濬川事實曰　英廟肇開川渠疏論衆流錯綜經緯於里閭街衢之間而注諸水門歲月愈久疏濬寖廢山濯岸頹而不曾防護沙覆橋堙而亦不修治國都大川便成平陸生民受害逐歲滋甚惟我聖上(李太王)親策儒生俯詢民庶議有甲乙而乾斷廓定遂命諸臣設所董濬再次臨城勞問役夫京外民庶樂趨爭赴首凡五十七日得役夫坊民十五萬雇丁五萬餘費錢三萬五千餘緡米二千三百餘包而功始告訖然積費衆力之餘若無溯本備後之舉則不特前功之可惜亦將其害之依舊故特命仍置濬川司竝與四山禁護而句管焉

○

哲宗七年(安政三年)右議政朴晦壽啓　景慕宮前大川不可不修築而昔在正廟庚戌令三營門分掌舉行矣自廣禮橋至長慶橋當爲定界而事役似不浩大請分付三營使之趁今舉行從之

○

今上(李太王)二十三年(明治十九年)命濬川深加疏鑿令京兆尹別營專管舉行

第七章　朝鮮總督府創設以後に於ける國費河川工事

第一節　概　說

朝鮮の河川に就ては既に述べたる如く殆んど原始的狀態に在るを以て、毎年雨季に方りては降雨毎に大小の河川悉く氾濫し大小の損害を蒙らざるなく、一朝豪雨の襲來に逢着せんか其の氾濫區域頗る廣汎に亙り、鐵道・道路・橋梁等の破損は素より耕地・家屋の流失及人畜の死傷等續出し被害甚大なるものあり。殊に大正八年に於ける咸鏡南道地方の大洪水を始め、大正九年漢江流域の大洪水、大正一一年載寧江・禮成江・臨津江及漢江各流域の大洪水、大正十二年大同江を中心とする平安南北道の大洪水、大正十三年載寧江・禮成江流域に於ける再度の大洪水、大正十四年漢江・錦江・洛東江流域に於ける未曾有の大洪水、大正十五年に於ける錦江の大洪水等殆んど連續的に襲來せる各洪水の被害額は年々數千萬圓の多きに及び、生活の安定、產業の發達を阻害すること甚だしきものあり、特に大正十四年の如きは被害額一億圓を突破するの慘狀を呈したり。之を以てするも朝鮮に於ける治水事業は洵に刻下の急務に屬するところなり。

洪水輕減の一方策として治山事業の遂行は夙に其の必要を唱へられ、始政以來朝鮮總督府は植

林に意を注ぎ、各種の方法を以て之が指導奬勵に努むるのみならず、一面又砂防事業の必要を認めて荒廢山林面積四十七萬町歩中其の最も甚だしき十一萬七千町歩の約半數五萬七千町歩に對し、工費五千百餘萬圓を以て大正十一年度以降三十箇年に事業遂行の計畫を樹立し、此の中當初の十箇年に對する計畫一萬五千五百十六町歩之が所要經費一千三百九十萬圓を國費支辨の繼續事業とし目下之が施工中に在り、又別に造林は所有者に補助金を交付して之を遂行せしむるの方針を採り、斯して兩々相俟つて所謂治山事業の完成に努めつゝあるも、其の地域廣大にして多額の工費を要すべきを以て之が完成迄には相當の歳月を要すべし。

飜て山林と洪水との關係を見るに、朝鮮の豪雨は一日五百粍を超ゆる場合少なからざるに樹冠並に樹下の落葉及蘚苔に依り留止せらるゝ雨水の量は林學博士諸戸北郎氏の説に依れば僅か九粍に過ぎず。（大正八年土木學會誌第五卷第五號九八九頁參照）之によるも山林が洪水を輕減する程度の如何に僅少なるかを知るべし。然れども土砂の流下を扞止する點に於て植林並に砂防は絶對的必要にして、土砂の扞止は延いて河川の狀態を良好ならしむるを以て、之等は間接に洪水の害を輕減するものと謂ふを得べし。而して又植林繁茂して鬱蒼たるに至らば、前記の如く雨水の一部を貯溜して水源涵養の效用を爲すこと著しきものあるべし。

要するに治水の根本策は河川工事の實施に在るを以て市街地の防水又は將來根本的河川改修工事に支障を來さざる範圍に於て明治四十四年度以降應急工事を施行すると共に河川改修計畫樹立の爲治水調査事業を起して精細なる調査測量を爲すことゝしたるが、連年の水害並に水利組合の增加等に伴ひ河川改修急施の要一層近迫したるを以て、河川調査は改修の最も急迫せるものより順次實測調査を進め、其略々完了するを俟つて洛東江・漢江・錦江・載寧江・萬頃江・大同江・桑山江・龍興江大寧江・城川江・清川江の十一河川に對する改修を企畫し、大正十三年度以降十二箇年の繼續事業として、工費一億八千二百四十二萬五千圓を計上し豫算の要求を爲したるも、偶〻關東大震火災と財政緊縮の影響を受け之が實現を見るに至らざりしが、翌大正十四年度に於て同年度以降六箇年繼續事業として萬頃江及載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間の改修に着手するに至り、次で大正十五年度より同二十四年度に至る十箇年繼續事業として漢江・洛東江・大同江及龍興江の改修に着手せり。工費は萬頃江及載寧江改修費を合せ總額四千八百四十萬圓にして其の年割額及河川別工費左表の如し。

治水事業費に依る六河川の改修費年割額表（單位圓）

區別	總額	年割額											
		大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
萬頃江改修費	五、七〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
事務費	五、九〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
工事費	五、一一〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
載寧江改修費	三、六〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
事務費	三五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
工事費	三、三三〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	六一〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	八一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
漢江改修費	八、八〇〇、〇〇〇	—	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	—

区別	総額	満頃江改修費	鶴峯江改修費		漢江改修費		洛東江改修費		龍興江改修費		大同江改修費		鴨綠江改修費	
		工事費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費
大正十四年度	四〇〇〇〇〇	九六三〇〇〇	六〇〇〇〇	九三〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和元年度	七〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇	六〇〇〇〇	八〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和二年度	六〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇	五〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和三年度	一一〇〇〇〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和四年度	一一〇〇〇〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和五年度	一一〇〇〇〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
総計	四四〇〇〇〇〇	四四〇〇〇	三八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇

区別	総額	改大同江修同費		改鴨綠江修興費		改洛東江修東費		改漢江修江費		改龍興江修興費		改大同江修江費		改鴨綠江修江費	
		工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費
大正十四年度	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和元年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和二年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和三年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和四年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和五年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
総計	四一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇

年割額の一部繰延を爲したるとに依り昭和四年度初に於て年割額を左記の通改訂せり。

治水事業費に依る六河川の改修費年割額表

（其の一）（單位圓）

区別	総額	満頃江改修費		鶴峯江改修費		漢江改修費		洛東江改修費		龍興江改修費		大同江改修費		鴨綠江改修費	
		工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費
大正十四年度	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和元年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和二年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和三年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和四年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和五年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
総計	四一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇

区別	総額	改大同江修同費		改鴨綠江修興費		改洛東江修東費		改漢江修江費		改龍興江修興費		改大同江修江費		改鴨綠江修江費	
		工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費	工事費	事務費
大正十四年度	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和元年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和二年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和三年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和四年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
昭和五年度	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
総計	四一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇

支川金山川改修昭和四年度に至り、事務費に節約を加へ三十八萬六千圓を創減せし又既定に其の後國費に依り昭和四年度初に於て年割額を左記の爲百萬圓を追加し

区別	総額																							
	工事費	事務費	計	工事費	事務費	大同江改修費	工事費	事務費	龍興江改修費	工事費	事務費	洛東江改修費	工事費	事務費	漢江改修費	工事費	事務費	載寧江改修費	工事費	事務費	蒿頃江改修費			
第四編 河川改修	四八〇〇〇	四五四〇〇〇	四九〇〇〇	三六〇〇〇	三六五〇〇〇	九〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	九〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇	四五〇〇	五〇〇〇	九〇〇〇	九五〇〇	九〇〇〇	昭和六年度
	一〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	七〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	昭和七年度
	五一〇〇〇	五四〇〇〇	五七四〇〇〇	二三〇〇〇	二三六〇〇〇	二四三〇〇〇	二三〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二四八〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	昭和八年度
	六三〇〇〇	六二〇〇〇	六九〇〇〇	七〇一〇〇〇	六九八〇〇〇	四九〇〇〇	四九五〇〇〇	四九〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二四八〇〇〇	二四八〇〇〇	二四八〇〇〇	二四八〇〇〇	昭和九年度
	四九五〇〇〇	五四〇〇〇	五四五〇〇〇	六六〇〇〇	六六八〇〇〇	五四〇〇〇	五四〇〇〇	五四〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和十年度
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	昭和十一年度

第四編 河川改修

区別	総額																							
	工事費	事務費																						
	四八〇〇〇	四五四〇〇〇	四九〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二三〇〇〇	二七〇〇〇	二三〇〇〇	二七〇〇〇	三五〇〇〇	三九〇〇〇	三五〇〇〇	三四〇〇〇	四二〇〇〇	四六七〇〇〇									
区別	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度																		

治水事業費に依る六河川の改修費年割額表（其の二）（単位圓）

区別	龍興江改修費			洛東江改修費			漢江改修費			載寧江改修費			蒿頃江改修費		
	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計
総額	五一〇〇〇	四四六〇〇〇	四九七〇〇〇	九〇〇〇〇	三六五〇〇〇	三七五〇〇〇	一〇〇〇〇	五四五〇〇〇	五五五〇〇〇	一〇〇〇〇	四五五〇〇〇	五〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九五〇〇〇	九九五〇〇〇
昭和六年度	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇
昭和七年度	八八〇〇〇	五三四〇〇〇	五七四〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四三〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和八年度	一五〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二〇〇〇〇	二三〇〇〇	二五〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和九年度	一四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和十年度	一四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和十一年度	二〇〇〇〇	三四五〇〇〇	三四五〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇

以上の年割豫算に基き改修に着手し昭和三年度迄に支出したる工費は左表の通九百五十九萬四千九百二十六圓六十八錢にして之を同年度末現在に於ける總豫算四千八百四十萬圓に對比し

区別	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計
総額	四四六〇〇〇	四五五〇〇〇	四九〇〇〇	三六〇〇〇	三六五〇〇〇	三七五〇〇〇	一〇〇〇〇	五四五〇〇〇	五五五〇〇〇	一〇〇〇〇	四五五〇〇〇	五〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九五〇〇〇	九九五〇〇〇
昭和六年度	五一〇〇〇	五四〇〇〇	五七四〇〇〇	二三〇〇〇	二三六〇〇〇	二四三〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和七年度	七八〇〇〇	五〇〇〇〇	五七〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和八年度	一五〇〇〇	二三〇〇〇	二三〇〇〇	二〇〇〇〇	二三〇〇〇	二五〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和九年度	一四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和十年度	一四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和十一年度	二〇〇〇〇	三四五〇〇〇	三四五〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇

支出額累年表（単位圓）

区別	総額														
	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計	工事費	事務費	計
大正十四年度	四八〇〇〇	四五四〇〇〇	四九〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二三〇〇〇	二七〇〇〇	二三〇〇〇	二七〇〇〇	三五〇〇〇	三九〇〇〇	三五〇〇〇	三四〇〇〇	四二〇〇〇	四六七〇〇〇
昭和元年度	二三〇〇〇	二三六〇〇〇	二四三〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和二年度	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和三年度	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和四年度	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇
昭和五年度	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二五六〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇	二〇〇〇〇	二三六〇〇〇	二四八〇〇〇

區別	總額	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度
總計	九、九四四、九三六、〇〇〇	五九、〇一〇、〇〇〇	二、五一〇、〇一一、〇〇〇	二、一七七、〇五〇、〇〇〇	三、一七七、〇一一、〇〇〇
工事費	八、五五一、一七七、三四〇	五〇、〇一一、九六三、〇	二、二三六、三五六、八〇〇	二、一四五、九七一、一〇五、三〇〇	三、一四五、四六、八〇〇、五三〇
事務費	九四一、六三一、三四〇	九三、〇七三、三五〇	二、二七、七六八、一七〇	二、五九四、五三〇、〇〇〇	三、一六、三三五、一一〇
工事費	一、七五七、三九三、三一〇	三、七、三八七、〇七〇	五、二七、七六八、〇七〇	三、五三、四一〇、八一〇	五、九八、〇四五、七〇
漢江改修費	二、四七五、一一七、四八〇	—	八六、三七七、一六〇	六一六、九七、一七〇	九八、七六三、一五〇
事務費	二一、一一〇、四六〇	—	九四、八一〇、〇〇〇	五、二、五九、〇三〇	六、三七、二一四、一三〇
洛東江改修費	二、二三六、四〇一、〇一〇	—	七七四、五六七、一六〇	五六四、四一八、一四〇	九、二七、〇三一、七一〇
事務費	二、〇七、七四〇、〇〇〇	—	四〇六、九四四、八〇	八一八、四〇四、一一〇	八六、一、九四一、一一〇
龍興江改修費	一、八九、一一六、三七〇、〇〇〇	—	三六、一一四四、八六〇	七五四、三七八、一八〇	七七四、五四〇、六六〇
事務費	二七、一一三、一七〇	—	七、一六、一六二〇	一〇、一一九、三一〇	九、五七、五四〇
大同江改修費	一、八〇〇、〇〇〇	—	一、八〇〇、〇〇〇	—	—
工事費	二五、三三、一七〇	—	五四六、一六二〇	一〇、一一九、三一〇	九、五七、五四〇
事務費	三一、一一八、一四〇	—	六八、〇七〇	一一、一一四、九九〇	一、九三、五一一〇
工事費	七四、八一九、七一〇	—	一四七、〇〇一〇〇	三〇、〇五一、九一〇	三〇、〇七五、〇〇〇
事務費	九四一、六三一、三四〇	九三、〇七三、三五〇	二、二七、七六八、〇七〇	二、五九四、五三〇、〇〇〇	三、一六、三三五、一一〇
工事費	八、五五一、一七七、三四〇	五〇、〇一一、九六三、〇	二、二三六、三五六、八〇〇	二、一四五、九七一、一〇五、三〇〇	三、一四五、四六、八〇〇、五三〇

第二節　萬頃江改修

萬頃江は全羅北道全州郡の東北端に源を發し、全州川其他の支川を合せて西流し群山港の南に於て海に注ぐ此の流路延長九十八粁五、流域面積一千六百二方粁に及び、耕地面積六萬町歩を有す。

本江水源地方に在りては山嶽概ね高からざるも山勢急峻にして峡谷を成し、草木よく繁茂し所々に密林を有す。中流部以下に在りては兩岸遠く開けて廣漠たる平野を形成し所謂全州平野の名あり。農事夙に開け、臨益・益沃等の水利組合興りて灌漑設備稍整ひ平野一般に米産に富む。

本江水運は潮汐を利用して河口より約三十七粁の大場村附近迄遡航し得るを以て出穀期に於て其の利用殊に旺んなるものあり。流域内都邑の主なるものに全州・裡里あり、群山は流域外にありと雖實に本江流域に産する米穀の移出を以て其の生命とす。

本江は有潮河川にして潮汐は河口より四十八粁の地點に及び、干滿の差甚だしきと洪水の爲河岸を崩壞し年々河身彎曲の度を加ふ。河川勾配頗る緩にして防水堤なく、殆んど原始的河川なるを以て豪雨一度臻れば洪水は平野一面に氾濫し、湛水二三日に及び甚だしきに至りては六七日の長きに亙ることあり。大正九年の洪水に就て之を見るに

住民の死亡	五人
家畜の被害	三百三十一頭
家屋の流失	四十二戸

家屋の崩壞	一千百四十七戸
同　浸水	三千二百九十一戸
耕地の流失	三百七十八町歩
同　埋沒	三百四十町歩
同收穫皆無地	一千三百三十五町歩

に及べり。而も最近斯かる洪水の襲來は一再にして止まらず、大正三年、同六年、同九年、同十年と殆んど連續的に慘害を受け、農法も自然消極的に流れ平野の全能力を充分に發揮すること能はざる狀態に在り。茲を以て之が禍根を除去し、産業の進展に資する爲改修工事急施の必要を認め左記基本改修計畫を樹てたり。

基本改修計畫

本改修計畫は平野一面に氾濫する洪水を堤防に依りて完全に防禦する傍ら、低水路を一定して上流部に於ては灌漑用水の取入れに便し、下流部に在りては舟航に便せしめんとするに在り。

新川敷は下流部は大體現在流路に依ることゝし、唯木川浦附近の大屈曲部を直流せしめて洪水の疏通を良好ならしめんとす。上流部高仙邑以下鳳東面高川里に至る間は在來河川敷に沿ひ新川敷を定むるも、夫より以下大川里附近に至る間は左支川所陽川と互に竝行して流れ全く其の性質を一にするを以て之を所陽川に合一せしめ、水量の增加に依りて低水路を良好ならしめ且築堤の延長を減少せしめて工費を少なからしめんとす。

改修區域の上流終點は河川勾配急にして兩岸の相迫りたる部分に置き、夫より上流に對して改修の影響なからんことを期するものとす。芙蓉川其の他平野部に於ける支川は流路不規則にして排水能力不充分なるを以て、本流の改修に伴ひ之が改善を要するも本流と同樣に築堤に依て防排水を爲さんとすれば徒らに築堤を大ならしめ、却て平野の排水狀態を不良ならしむる虞あり、故に本計畫に於ては河川敷を掘鑿して流水の方向を定むるに止め、平野に齎らす雨水は自由に河敷に流入せしめ、本流との合流點に水門を設置して逆流を防止するものとす。工事は總て河川の平衡狀態を打破せざることを主眼とし、已むを得ざるものゝ外捷路の開鑿等を爲さゞることゝせり。

本改修區域は本江中流部の內平野最も廣く洪水被害亦甚だしき部分を選び工事を施行せんとするものにして其の區域左表の如し。

基本改修區域一覽表

幹支川別	改修區域 起點	改修區域 終點	改修距離 現在流路延長	改修距離 計畫流路延長	摘要
幹川萬頃江	金堤郡靑蝦面小土里	全州郡高山面栗所里	五七、八一八米	三九、〇九一米	高山川は本流と看佛す
支川全州川	全州郡草浦面陳機里	全州郡助村面舊酒里	八、〇〇〇	七、二七三	
同　所陽川	全州郡草浦面松田里	全州郡草浦面古堂里	九、二七三	三、六三六	下流約五、五四五米は高山川と合一せしむるものとす
計			七五、〇九一	五〇、〇〇〇	

右の內支川全州川に對する改修工事は大正十二年の旱魃に對する罹災民救濟工事として、旱害

救濟費を以て堤防の築造竝に之に附帶する護岸・橋梁及樋管等を新設又は改築することゝし、工費五十五萬八千八百六十三圓五十一錢を投じ大正十四年四月一日起工、大正十五年三月三十一日竣功したり。其の施工の概要次の如し。

全州川堤防修築工事施行の概要

區別	支出額	種別	摘要
土工費	二一〇、〇一六円五五	築堤	右岸延長四、七三〇米　自全州郡助村面五松里　至全州郡草浦面美山里 左岸延長六、八八〇米　自全州郡助村面上可里　至全州郡助村面古浪里 有效幅五・五米　總幅六米　延長一五三米
工作物費	五九、七〇八、四〇三	（道路橋）楸川橋架換	
同	三一、一八五、二四五	取入口竝排水樋管	七箇所〔金鶴洑・筆川洑・利成洑・舊洑・新介洑 取入口樋管古浪里並詩川里排水樋管〕
同	一一、〇三〇、七五八	混凝土ブロック護岸	右岸　二、五六八米 左岸　二、九二九・九米　平均幅九・九八米
同	二、〇六八、一七〇	張石護岸掘鑿其他杭柵	採石堤小丘掘鑿二、〇〇〇平米　高一八米　張石延長四四三米
土地買收並補償費	三一、六〇〇、〇〇〇	楸川橋鐵道橋損害補償	全北鐵道株式會社に補償
同	一五七、一七〇	電柱移轉	支障電柱四本
同	五〇、〇三三、一九〇	用地買收	畓二四、二五三坪　田一一一、五七七坪　垈七六八坪　雜地二六、一四四坪 林野五、七五一坪　買收家屋移轉一六間半
雜費	三八、三五六、七五〇	雜費	墳墓移轉一三〇箇所其他竹木耕地作物に對する補償 材料倉庫建築、技術雇員給料、旅費、工夫給料其の他
工事費計	五四四、一五六、四五〇		
事務費	一四、七〇七、〇六〇		
合計	五五八、八六三、五一〇		

更に總工費五百七十萬圓を以て、基本改修計畫區域中平野最も廣く水害甚大なる部分を選び大正十四年度以降六箇年繼續治水事業として大正十四年五月三十一日起工式を擧げ工を起せり。其の實施計畫の概要次の如し。

本改修計畫は中流部平野の內洪水被害最も甚だしき全州郡參禮面飛々亭以下大場村・白鷗亭・木川浦を經て益山郡五山面童子浦に至る延長一六粁に亙り平野一面に氾濫する洪水を堤防に依りて完全に防禦し、傍ら低水路を一定して舟航に便ならしむるものとす。

流路は木川浦附近の大屈曲部を直流せしむる外は大體現在流路に依ることゝし、堤防は馬踏七・〇米兩法二割五分堤內側には馬踏より直下三・〇米に幅三・〇米の小段を附し、堤防高は計畫洪水位上一・四米乃至一・八米の餘裕を有せしめて非常洪水に備へ、又流路の屈曲部にして、水流の衝擊する部分及締切箇所には護岸工事を施工す。

附帶工事の主なるものは一等道路全州・群山線の萬頃江を橫斷する木川浦附近に於ける萬頃橋延長五四六米、實用幅五・四五米の改築、全州・裡里間輕便鐵道の幹川萬頃江を橫斷する橋梁延長五二〇米の架換及湖南線木川浦鐵道橋の增補、其他堤防・水門等の變更に伴ふ水利工作物の移動、用惡水路及等外道路の一部附換等とす。

改修區域

幹支川別	改修區域 起點	改修區域 終點	改修區域 現在流路延長	改修區域 計畫流路延長	改修區域 距離
幹川萬頃江	全州郡參禮面飛々亭	益山郡五山面童子浦	二六、五〇〇米	一六、〇〇〇米	

堤防の延長及其他

幹支川別	長	馬踏幅	法	計畫洪水位以上の高	築堤高 最大	築堤高 平均
幹川萬頃江	左岸 一四、七四〇米 右岸 一四、六〇〇米	七〇米	内外共二割五分	一・四米乃至一・八米	左岸 七・〇米 右岸 七・〇米	左岸 五・四米 右岸 五・九米

本工事の實施豫算及年割額を示せば左の如し。

實施豫算書

一金五百七十萬圓

内譯

種別	細別	數量	單位	單價	金額	摘要
事務費				円	五九〇、〇〇〇、〇〇〇円	
土地買收並補償費					五九〇、〇〇〇、〇〇〇	堤防及洪水敷地の買收
土工費	築堤	三、九九七、〇〇〇	立米	五一〇	二、〇三八、四七〇、〇〇〇	掘鑿土流用
工作物費	護岸				一、〇〇九、〇〇〇、〇〇〇	
	水門	一〇	箇所		六六七、〇〇〇、〇〇〇	總延長一四、六〇〇米
附帶工事費					三四二、〇〇〇、〇〇〇	鐵筋混凝土排水門
					一、一七〇、〇〇〇、〇〇〇	

湖南線鐵道橋	一	箇所	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二・一米一六連 一八・二米六連
輕便橋	一	箇所	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	增補及築堤盛土假線敷設等一切
道路橋	一	箇所	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	木造單線河川改修に伴ひ參禮下流に架するもの
其他			七〇、〇〇〇、〇〇〇	木川浦全群道路に架するもの 幅五・五米長五四五米橋脚鐵筋混凝土橋體Iビーム
雜費			三〇、二五三、〇〇〇	用水路・排水路及等外道路附替等
工事費計			五、一一〇、〇〇〇、〇〇〇	事務所官舍等新築費、技術雇員傭人給料囑託員手當旅費勤勉手當賞與
合計			五、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	

土地買收費中四十五萬圓は土地所有者をして寄附せしむる豫定に付之を除外せり。

實施豫定年割表（單位圓）

費目＼年度	總額	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度
萬頃江改修費	五、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
事務費	五九〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
土地買收並補償費	五九〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	一九五、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	—
土工費	二、〇三八、四七〇	一三八、四七〇	二五六、〇〇〇	二四五、〇〇〇	一六五、〇〇〇	五一四、〇〇〇	七三〇、〇〇〇
工作物費	一、〇〇九、〇〇〇	—	四、〇〇〇	五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇
附帶工事費	一、一七〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
雜費	三〇二、五三〇	八六、五三〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四六、〇〇〇	五〇、〇〇〇

右計畫に基き工を進め來りしも、本江は平野長大にして其の下流部未改修區域は中流部の改修

に因り上流の氾濫地帶を失ふ結果、流量及流速の增加を來し下流部の被害增大することとなり、中流部の改修完成迄此儘放置し難きものあり、又支川益山川は現在改修區域の右岸平野内を亂流し、洪水時は常に此の平野に擴散するの狀態に在り。之等區域は現在實施しつゝある計畫と關連して遂行の必要あるを以て、昭和四年度に至り豫算四百萬圓を追加し、尙事務費に節約を加へ二萬七千五百圓を削減して總工費を九百六十七萬二千五百圓に變更すると同時に工事期間を五箇年延長し昭和十年度迄に完成することに決定し其の結果左記の通計畫を變更せり。

變更計畫の概要

本改修計畫は萬頃江沿岸平野中洪水被害最も甚だしき高山川及所陽川竝に全州川の三川合流點以下大場村・白鷗亭・木川浦を經て靑蝦面莊山里に至る延長二六、〇〇〇米に亙り、平野一面に氾濫する洪水を堤防に依りて完全に防禦する傍ら低水路を一定して舟航に便ぜしめ、又支川益山川は春浦面立石里以下坂道里・新坪里附近を經て板門里に至る間に新川敷を定め、兩岸に本流堤防と略同樣の防水堤を築き內水を直接本流に合流せしむ。

流路は大體に於て現在流路に依るも、屈曲特に甚だしき部分は直流せしめて流水の疏通を圖る爲大場村・白鷗亭・木川浦及南田里附近に各二箇所宛捷路を掘鑿す。工作物としての護岸は流路の屈曲部にして水流の衝擊する部分及締切箇所に施工し、水門は地勢に應じて之等防水堤に依りて袋地となる箇所に設置して用排水に便し、就中麻山排水門は地形の關係上龍池面南井里より水門に至る延長三、九〇〇米の間に導水堤を築き、又東溪・東之山兩水門の間には堤內地に深平均二米・天幅平均三十米の連絡水路を設け其の排水を完全ならしむるものとす。

計畫洪水量及計畫河幅左の如し。

高山川・全州川合流點	毎秒三、五六〇立方米
益山川合流點	毎秒三、七六〇立方米
支流益山川	毎秒五四四立方米
參禮鐵道橋附近	五〇〇米
大場村附近に於て	最大六八四米
木川浦附近に於て	五六〇米
東溪里附近に於て	六一五米

附帶工事の主なるものは本流に在りては木川浦附近に於ける萬頃橋及湖南線鐵道橋とし、又支流益山川と益沃・臨益・全益各水利組合用水幹線竝に慶全北部線全州・裡里間鐵道其の他道路との交叉點には何れも潛管及橋梁を設くるものとす。

改修區域

幹支川別	改修區域 起點	改修區域 終點	河川延長 改修以前	河川延長 計畫
幹川萬頃江	全州川合流點	靑蝦面莊山里	四一、〇〇〇米	二六、〇〇〇米
支川益山川	春浦面立石里	春浦面板門里	—	五、四六〇

堤防の延長及其他

河川名	延長	馬蹄幅	犬走幅	法	位計上非非高水	築堤高	備考
萬頃江左岸	二、七三六米	七米	三・〇米	内外共二割	平均一・四米	平均五・五米	米助自然除、六、六四〇米自起點〇米至一、四〇〇米丙計乳自一六米至九、六〇〇米更に依る異動六一
同同	一、二六二	六	三・〇	同同	一・三三	三・一	青自起點〇米至終點一、一六二米
萬頃江右岸	一、五六〇	五	—	同同	一・六〇	一・七	韮自起點〇米至終點一、五六〇米
同同	一、九二九	七	—	同同	一・四〇	四・八	參長自起點〇米至終點九九五七九〇米〕用此すの間著堤及道路を犬走に兼
同同	二、二六五	七	三・〇	同同	一・四四	五・五	奉自〇五米至一〇、六〇〇米　五自起點〇米至九、九六〇米
同同	二、五三六	六	三・〇	同同	一・三七	四・三	五自一〇、〇〇〇米至一一、三三六米大自起點至一、二〇〇米
同同	一、四四〇	五	—	同	一・六三	一・三	大自一、二四〇米至終點二、六八〇米
益山川東堤	二、七四〇	五	一・五	内外共二割	一・・三	三・三	自起點〇米至二、七六〇米
同同	一六〇	五	二・〇	同同	一・・六	四・一	自二、八〇〇米至二、九六〇米
同同	二、三六〇	五	二・〇	同同	一・・八	五・〇	提自内三、〇〇〇米至五、三六〇米外共二米の小段を附すす
同同	七九	七	三・〇	内外共五分二割	一・三〇	四・三	自五、四〇〇米至終點五、四七九米
同同西堤	三、六八四	五	一・五	内外共五分二割	一・〇五	四・〇	自起點〇米至三、六八〇米
同同	二四〇	五	二・〇	同同	一・・五	三・九	自三、七二〇米至三、七六〇米
同同	二四〇	五	二・〇	同同	一・・五	五・二	提自内三、八〇〇米至六、二四〇米外共二米の小段を附すす
同同	一四六	七	三・〇	内外共五分二割	一・二九	四・〇	自六、二八〇米至終點六、四二六米
全州川北堤	一、七二〇	三	—	内外共五分二割	〇・六〇	二・八	自起點〇米終點一、七二〇米
同同	一、二六四	六	—	内外共五分二割	一・〇四	〇・六	詩自二、二〇〇米至三、四六〇米蕊上げ
麻山潭水堤	六、一〇〇	四	—	内外共五分二割	〇・五〇	三・〇	東自起點〇米至三、九〇〇米西自起點〇米至二、二〇〇米

實施豫算書

一金九百六十七萬二千五百圓

内譯

節	細節	種別	數量	單位	單價	金額	摘要
補償費收買費並土地事務費					円	九三二五〇〇〇円	
	買收費					一、二六六〇〇〇	
						一、二一〇、七六二、三一〇	
本工事費	補償費	雜種地	二〇八九六	坪	四三〇	八九八、二五五、三八〇	
			六二九七九	〃	二一〇	一三二、二五七、七九〇	
			三六七九六	〃	六六〇	二四、二八五、三六〇	
			二六六八〇三	〃	一三〇	六五、九四、六九〇	
						一四五、二六七、八〇	
	其家他屋		四八七	〃	一三一〇〇〇	六四、二八四〇〇〇	
						八〇、九五、七八〇	
	器具機械費	水護門岸	七七六九二八	立米	二八〇	五〇四、九二八〇〇〇	
			七七六九二八	〃	〇六〇	二一四、七四〇〇〇	同　圓以下切上げ
	特殊工事費		三八〇四三	米		四八五、〇一六〇〇〇	
			四一	箇所		一、四八五、一〇〇〇〇	
						九三二四四〇〇〇	内六箇所は補足とす
						七五二三三〇〇〇	
						五六七、五六〇〇〇	

節	細節	種別	數量	位置	單價	金額	摘要
合計 工事費						九六七、二五〇、〇〇〇	
合計 雜費						八七五、〇〇〇	
合計 工事費						五五七、七二〇	
他 其他	大場村・三亨里・鶴水場其他					四二、〇〇〇	
他 管	滯下滯上新新管基管基	全羅滯管	一六〇〇〇			一六〇〇〇	同長一・二〇米角長一三六米
他 管		全羅滯管	一一〇〇〇			一一〇〇〇	金三山郡梧山里臨金水利用鐵筋混凝土一・六〇米角二連長三五
他 管		金沃滯管	八〇〇〇			八〇〇〇	同一同長金三三三〇〇米六米西堤三、五四〇米鐵筋混凝土一・二〇米角長
他 管		臨金滯管	一五〇〇〇			一五〇〇〇	同長金三山川東堤八五米鐵筋混凝土有效幅五・五米長五
他 管		又亭滯管	三六〇〇〇			三六〇〇〇	同五、八〇〇米同有效幅四・五米長一一〇米
他 管		金山滯管	三一〇〇〇			三一〇〇〇	同同三、三八〇米同有效幅一・八米長一〇五米
他 管		仁壽滯管	九〇〇〇			九〇〇〇	同同三、三八〇米同有效幅一・八米長
他 道路橋		玉川橋	四〇〇〇	五 箇所		四〇〇〇	五金問金五山有北米川效金西幅堤堤六郡・白鷗一〇六米鐵筋混凝土有效幅一・八米長
他 道路橋		道路橋	二八〇〇〇			二八〇〇〇	同金問金五山有北米川效金西幅堤堤六郡・白鷗一〇六米桁工型鋼延長五四七米四二至
他 道路橋		木川橋	三九〇〇〇			三九〇〇〇	
他 道路橋		鐵道橋	一六〇〇〇			一六〇〇〇	金山川西堤五、三八六米
他 鐵道橋		賴慶鐵湖鐵金並南北道橋滯橋線	四六四七七〇			四六四七七〇	金北金堤郡白鷗而延長一、八二〇呎六吋三八徑間
他 鐵道橋			六三四七七〇			六三四七七〇	
他 鐵道橋			一、二三三七七〇			一、二三三七七〇	
他 鐵道橋			五六六七七〇			五六六七七〇	
附帶工事費	鐵道修理費						

實施豫定更訂年割表（單位圓）

節	細節	至昭和三年度（明治四十四年度）	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	七昭和年度	八昭和年度	九昭和年度	十昭和年度	計
本工事費	補償費並收用地費	三一〇、〇〇〇	一一五、五〇〇	一一四、〇〇〇	九五、〇〇〇	七七、〇〇〇	七六、〇〇〇	七二、〇〇〇	六二、〇〇〇	九三一、五〇〇
他 其他		五四三四〇	一〇八、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三六六〇	一、二六六、〇〇〇
他 其他	掘鑿築堤	七四五八四〇	四一〇四〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二五四五二六	二、六四〇、七五六
他 其他	水護岸	三六、二六〇	一一一、〇〇〇	二九三、六六〇	一二六、〇〇〇	一一三、〇〇〇	二五九、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三〇七、八四	一、四八五、一〇〇
他 其他	門	二一、八六〇	一四七、八〇〇	一一〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	四二、七四四	—	九三、四三四
他 其他	機械費	三五六、三六〇	一〇一、〇〇〇	六五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、八七〇	三三、三七〇
他 其他	機器修理費	三〇七四〇〇	七九、八五〇	四五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五、三一〇	五六七、五六〇
他 其他	機器修理費	四八九〇	二一、二五〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五五六〇	一、八五六、〇〇〇
他 其他	附帶工事費	七一八、五〇〇	五、二一〇〇	五、三〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一三一、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇七〇	一、一三七、七七〇
他 道路橋		四六四七七〇	—	—	六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	—	—	六三四七七〇
他 道路橋		二四八、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一五六、〇〇〇	—	—	—	三九、〇〇〇
他 管		—	—	三八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	一三八、〇〇〇
他 管		五七三〇	五、二一〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇七〇	四二、〇〇〇
他 管		三三四八〇〇	四七六〇〇	五〇三三〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	五七七、三一〇
他 管	滯下滯上新新管基管基	二六四〇〇〇	九三一、〇〇〇	一、〇八一、〇〇〇	一、〇九四、〇〇〇	八一九、〇〇〇	八一九、〇〇〇	七二八、〇〇〇	六三七、〇〇〇	八七五、〇〇〇
合計 工事費		二九五、〇〇〇	一、〇四六、五〇〇	一、一九六、〇〇〇	一、一八六、〇〇〇	八九六、〇〇〇	八五一、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	九六七、二五〇、〇〇〇

工事は大正十四年度に於ては旱害救濟工事たる全州川堤防工事に全力を傾注したる關係上、本改修工事としては廳舍・官舍の新築、掘鑿機及土工器械等の購入、用地の買收竝に測量等を行ひたるに止まり、大正十五年度より本工事に着手せり。

本改修工事の主體を成す築堤及捷路掘鑿は直營を以て施行し、其の施行方法は盛土に要する土砂は主として人力、一部は米國**ブザイラス**會社製五十B型**ドラグライン**掘鑿機を使用して掘鑿し掘鑿土砂は手押又は**ガソリン**機關車に依り運搬盛土し、其の他護岸水制工事・排水工事及附帶工事を起工せしが、附帶工事の內木川浦鐵道橋の架設は鐵道局に委託し、其他は請負を以て施行し大正十四年度以降昭和三年度迄に支出したる改修費は次表の如く事務費二十五萬三千三百九十二圓、工事費二百六十三萬九千五百八十一圓四十二錢（內材料殘一二、五四六圓七五八）合計二百八十九萬二千九百七十三圓四十二錢外に旱害救濟費支辨組替材料使用額三百四十七圓八十一錢九厘及無代價品使用額一千三百二十圓三十一錢にして竣功步合は四割六步强を示せり。而して工事着手以來直營工事に傭役したる傭人の出役員數及賃銀を見るに、其の員數は七十五萬三千百三十二人此の賃銀支拂額六十八萬六千百九十三圓十九錢にして此の賃銀を直營工事（器具器械修理作業費等を含む）竣功額七十六萬八千六十八圓二十五錢五厘（一無代價品使用額一、二）に對比すれば約九割に當れり。

自大正十四年度至昭和三年度　**支出額一覽表**（單位圓）

費目＼年度	總額	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度
萬頃江改修費	二、八九二、九七三四一〇	三一四、七九二五六〇	六一九、一三三一〇七〇	七六六、九九四、六五〇	一、一九二、〇五四、一四〇
事務費	二五三、三九二、〇〇〇	四九、一五〇、〇〇〇	六七、五二〇、〇〇〇	六二、四四二、一七〇	七四、二八〇、八三〇
工事費	二、六三九、五八一、四一〇	二六五、六四三、五六〇	五五一、六一二、〇七〇	七〇四、五五三、四八〇	一、一七七、七三一〇
土地買收竝補償費	五二二、三六一、一四〇	九〇、〇〇〇、〇〇〇	六八、八七九、一三〇	二五、四四三、四七〇	三三七、九一三、五四〇
本工事費	八〇六、四一〇、〇五六	—	一七〇、四九〇、六九〇	二三九、三四九、二四六	三九六、五六九、九二〇
器械費	三五六、三六〇、九四〇	七五、〇一七、〇〇〇	一二九、五一二、九五〇	三五、六三三、九二〇	一、一六、一九八、〇七〇
附帶工事費	七一八、五〇四、三〇〇	—	一四五、九五一、〇〇〇	三五六、八五六、一九〇	二一五、六九六、一一〇
雜費	二三六、〇六九、九八四	一〇〇、六二五、六〇	三六、七七七、一〇〇	四七、二七一、六五四	五一、三九五、六七〇

備考　當初實施豫算の費目と本表の費目と相違せるは、昭和元年度より土工費其他に包含せられたる器械費を分割せしと、昭和二年度より土木費及工作物費を本工事費と變更せしに由る。

工事竣功後の利益

本江の改修計畫全く竣功の曉に於ては、從來年々の出水に依りて充分其生產能力を發揮し得ざりし一萬五千町步の平野は、完全に防水せられて著しく生產能力の增加を期待し得べきを以て其改修前に於ける主要農產額三百二十萬圓は改修後五百四十萬圓となり差引二百二十萬圓の增產となる見込なり。而も改修の效果は每年の生產增加に止まらず、大洪水に依る人畜の死傷・家屋流失等の脅威より完全に離脫するを得、且全州・群山間一等道路・全州・裡里間鐵道線路等を始とし各道路とも交通杜絕の憂なきに至り、又下流部航路の良好に伴ひ舟運の便大なるものあるに至るべし。